

戸田市 上下水道事業 経営戦略

2026-2035



第 1 章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ	1
1. 策定趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 計画期間	2
第 2 章 上下水道事業の現状及び課題	3
1. 事業の概要	3
1-1. 水道事業	3
1-2. 下水道事業	4
2. 現状及び課題	5
2-1. 上下水道事業共通	5
2-2. 水道事業	9
2-3. 下水道事業	25
第 3 章 経営の基本方針	41
第 4 章 投資・財政試算	42
1. 将来人口の見通し	42
1-1. 行政区域内人口の見通し	42
1-2. 給水人口及び有収水量の見通し（水道事業）	43
1-3. 水洗化人口及び有収水量の見通し（下水道事業）	44
2. 水道事業における投資及び財政試算	45
2-1. 投資試算の取りまとめ	45
2-2. 財源試算の取りまとめ	48
2-3. 投資以外の経費の取りまとめ	51
2-4. 将来の経営状況の取りまとめ	53
3. 下水道事業における投資及び財政試算	55
3-1. 投資試算の取りまとめ	55
3-2. 財源試算の取りまとめ	57
3-3. 投資以外の経費の取りまとめ	60
3-4. 将来の経営状況の取りまとめ	62

4. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要の整理	64
4-1. 災害対策の強化	64
4-2. 官民連携の強化と地域資源の活用	64
4-3. 脱炭素化の推進	64
4-4. デジタル化（DX）の推進	64
第 5 章 水道料金及び下水道使用料の適切な水準	65
1. 水道料金の適切な水準	65
1-1. 上下水道事業経営審議会における答申	65
1-2. 適切な料金水準の検討	66
2. 下水道使用料の適正化	70
2-1. 適切な使用料水準の検討	70
第 6 章 経営目標	73
第 7 章 投資・財政計画	74
1. 水道事業の投資・財政計画	74
2. 下水道事業の投資・財政計画	78
第 8 章 経営戦略の検証・評価	82
1. 進捗管理及び見直しの方法	82
2. モニタリング	82
3. ローリング（見直し）	82

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

1. 策定趣旨

戸田市では、昭和29(1954)年に水道事業を開始し、安全で安定的な水道水供給の実現を目指して、平成21(2009)年に『戸田市水道ビジョン』、平成26(2014)年には『戸田市水道ビジョン 2014(改訂版)』を策定しました。これらビジョンに策定した将来像を実現するためには、財政的な裏付けのもと進捗管理を行う必要があることから、平成27(2015)年及び平成31(2019)年に『戸田市水道事業中期経営計画』を策定しました。

一方、下水道事業においても、昭和44(1969)年の事業開始以降、生活環境の改善や公衆衛生の向上を目指し、平成28(2016)年には『戸田市下水道ビジョン』を策定し、水道事業と同様、財政的な裏付けのもとで進捗管理を行うため、『戸田市下水道事業経営計画』及び『戸田市下水道事業中・長期事業計画』を策定しました。

これらのビジョンや経営計画の策定から約10年が経過し、その間に水道・下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しました。全国的な人口減少傾向に伴う水需要の大幅な減少、施設の老朽化、気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、近年の物価高騰への対応やデジタル化社会への変革(DX)及び脱炭素化の推進など様々な課題に直面しています。また、国において従来は水道行政が厚生労働省、下水道行政が国土交通省の所管でしたが、令和6(2024)年4月に水道行政が国土交通省(水質関係は環境省)へ移管され、老朽化や耐震化への対応や、災害発生時における早急な復旧支援など、上下水道をはじめとする各種インフラ行政の連携及び機能強化を図ることとしています。

これらの背景を踏まえ、上下水道事業の総合計画である『戸田市上下水道ビジョン』を策定するとともに、ビジョンの施策を安定して実施するため、強固な経営基盤を築き、将来にわたりビジョンの目標を達成できるよう事業経営を続けるため、『戸田市上下水道事業経営戦略』(本計画)を策定します。

2. 位置づけ

本経営戦略は、同時に策定している戸田市上下水道ビジョンを上位計画とします。また、投資の試算にあたっては、戸田市水道事業アセットマネジメント基本計画及び戸田市下水道ストックマネジメント計画の各計画と整合を図るものとします。

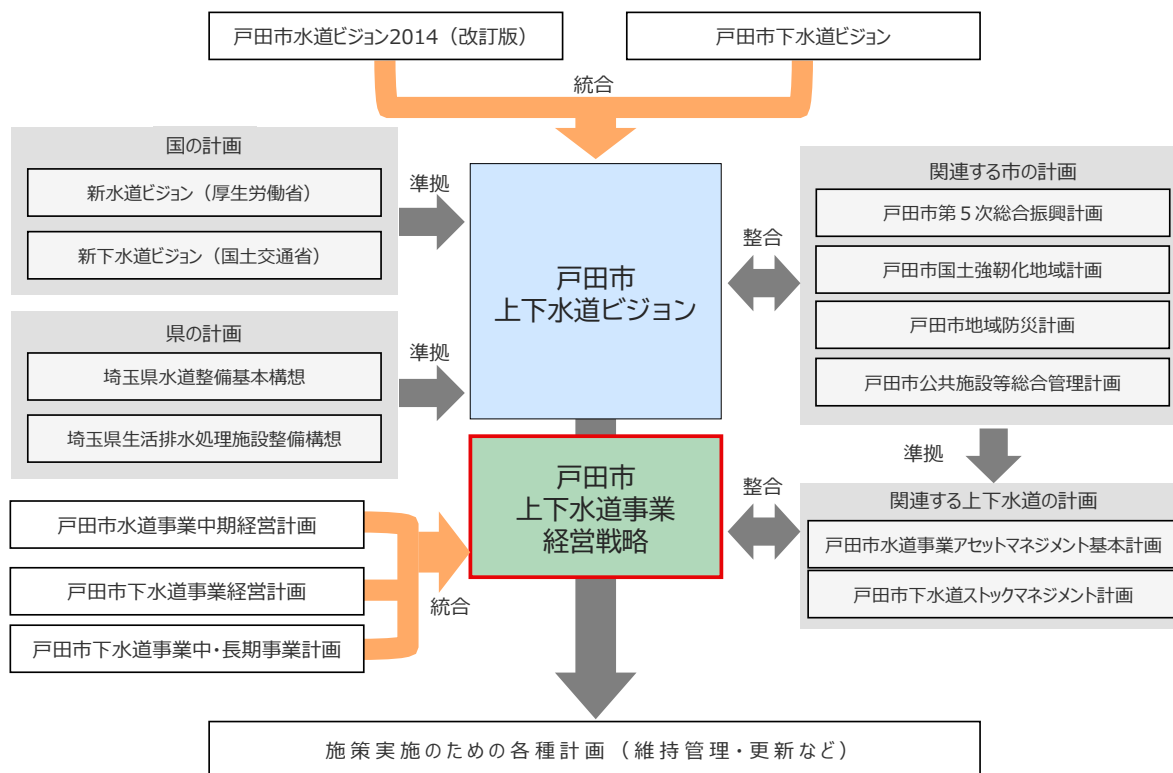


図 1-1 経営戦略の位置付け

3. 計画期間

本経営戦略の計画期間は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とし、上下水道ビジョンと整合性を図ります。

また、刻々と変化する経営環境においても安定した経営基盤を構築するため、5年後の令和12（2030）年度には再度見直しを行います。

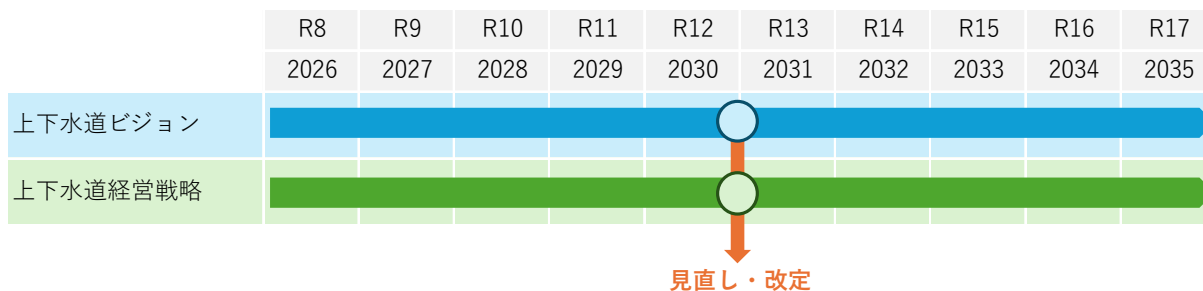


図 1-2 本経営戦略の計画期間

第2章 上下水道事業の現状及び課題

1. 事業の概要

1-1. 水道事業

本市の水道事業は昭和30(1955)年より供用を開始し、深井戸の地下水と埼玉県水道用水供給事業からの受水を水源とし、東部・西部・中部の3ヶ所の浄水場及び配水施設の整備・拡充を図りながら、市内の各地域へ清浄で豊富低廉な水の供給に努めてきました。現在も戸田市水道ビジョン、戸田市水道事業中期経営計画に基づき、事業運営を行っているところです。

令和7(2025)年度期首における給水人口は142,182人、普及率は100%、有収率は93.7%となっております。

表 2-1 水道事業の概要

事業概要		
供用開始年月日		昭和30年7月1日
法適用年月日		昭和38年4月1日
水源		地下水、受水
現状値	行政区域内人口	142,182 人
	計画給水人口	145,600 人
	給水人口	142,182 人
	給水戸数	70,337 戸
	年間総配水量	15,961 千㎡
	年間有収水量	14,962 千㎡
	普及率	100.0 %
	有収率	93.7 %

令和7(2025)年4月1日現在

1-2. 下水道事業

本市の下水道事業は生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全、豪雨による浸水の軽減を目的に、昭和48(1973)年より供用を開始し、着実に整備を進めてまいりました。その後、平成26(2014)年に地方公営企業法を適用し企業会計に移行し、現在も戸田市下水道ビジョンとして、戸田市下水道ストックマネジメント計画、戸田市下水道事業経営計画及び戸田市下水道事業中・長期事業計画に基づき、事業運営を進めているところです。

令和7(2025)年度期首における水洗化人口は134,482人、普及率は95.8%、水洗化率は98.8%となっております。

表 2-2 下水道事業の概要

事業概要		
供用開始年度		昭和48年4月1日
法適用年月日		平成26年4月1日
計画値	全体計画人口	114,800 人
	全体計画面積	1,315 ha
現状値	行政区域内人口	142,182 人
	処理区域内人口	136,147 人
	水洗化人口	134,482 人
	行政区域面積	1,817 ha
	処理区域面積	1,265 ha
	年間汚水処理水量	15,777 千 m^3
	年間有収水量	15,009 千 m^3
	普及率	95.8 %
	水洗化率	98.8 %
	有収率	95.1 %

令和7(2025)年4月1日現在

2. 現状及び課題

2-1. 上下水道事業共通

1. 組織の状況

(1) 現状

戸田市では、平成23(2011)年に水道事業と下水道事業の組織を統合し、組織運営や料金・会計事務などを一体化して業務の効率化を図ってきました。

令和6(2024)年度末現在の組織は以下の通りとなっています。

水道事業及び下水道事業は公営企業となっており、水安全部総務課、水道施設課、下水道施設課の3課で構成されています。なお、水安全部には河川課も属しており、河川課は公営企業ではなく市長が指揮する首長部局に属しています。

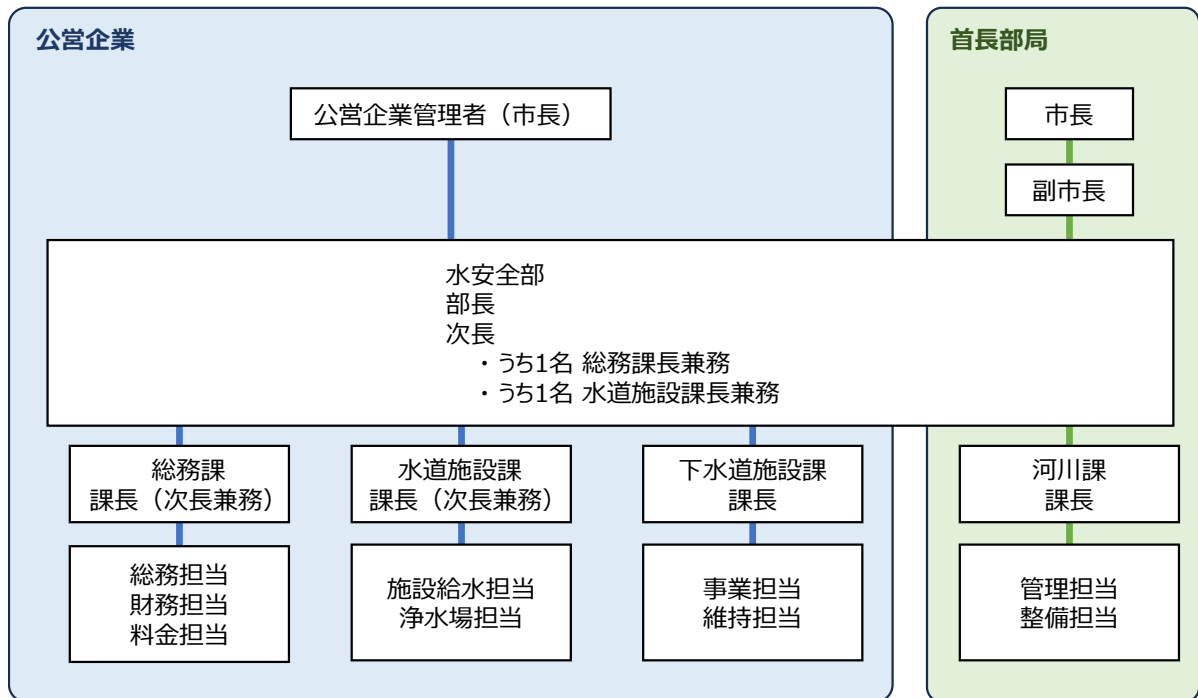
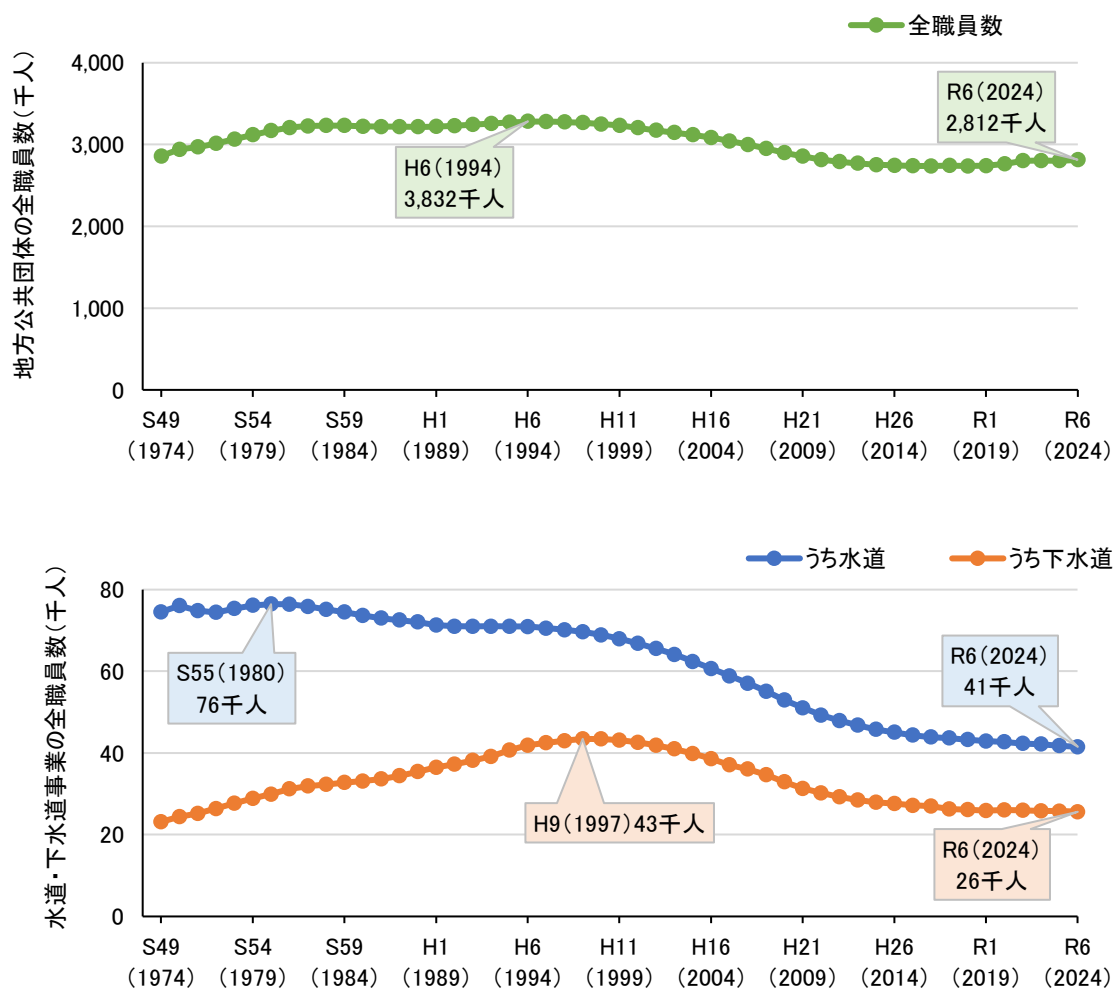


図 2-1 水安全部の組織図(令和6(2024)年度末現在)

直近 10 年間の上下水道事業の職員数は、30～32 人となっており、ほぼ一定で推移しています。

地方公共団体の職員数は全国的に減少しています。令和6(2024)年度期首時点における地方公共団体の全職員数は約 281 万人で、ピーク時の平成6(1994)年度の約 383 万人と比べると約 26.6%減少しています。

また、全国の地方公共団体の水道事業における職員数は昭和55(1980)年度以降、減少を続けており、令和6(2024)年度の職員数は約4万 1,000 人となっています。一方、下水道事業における職員数は平成9(1997)年度までは増加していましたが、その後、減少を続けており、令和6(2024)年度の職員数は約2万 6,000 人となっています。



※出典：総務省『令和6年度 地方公共団体定員管理調査』より作成

図 2-2 全国の地方公共団体の職員数及び上下水道事業の職員数の推移
(上段:全職員数、下段:水道及び下水道事業職員数)

(2) 課題

- ・ 今後は、全国的な人口減少及び職員数の減少に伴い、戸田市でも職員数が減少することが予想され、さらなる効率化や民間活用等が必要となります。

2. 民間活用の状況

(1) 現状

戸田市では平成28(2016)年度から、上下水道合わせた大規模な包括的民間委託を行っており、これまで個別に委託していた延べ48業務を5年間一括委託することで経費縮減を行ってきました。

包括的民間委託は長期にわたり多業務を委託することになるため、随時業務のモニタリングを行い、業務の質を確保しています。

さらに令和3(2021)年度からの第2期の委託では業務範囲を拡大することで、さらなる効率化を図りました。

また、令和3(2021)年度には、本市の包括的民間委託手法が他の公営企業の模範となる取り組みであり、同時に健全経営に取り組んでいることが評価され、優良地方公営企業総務大臣表彰を受賞しました。

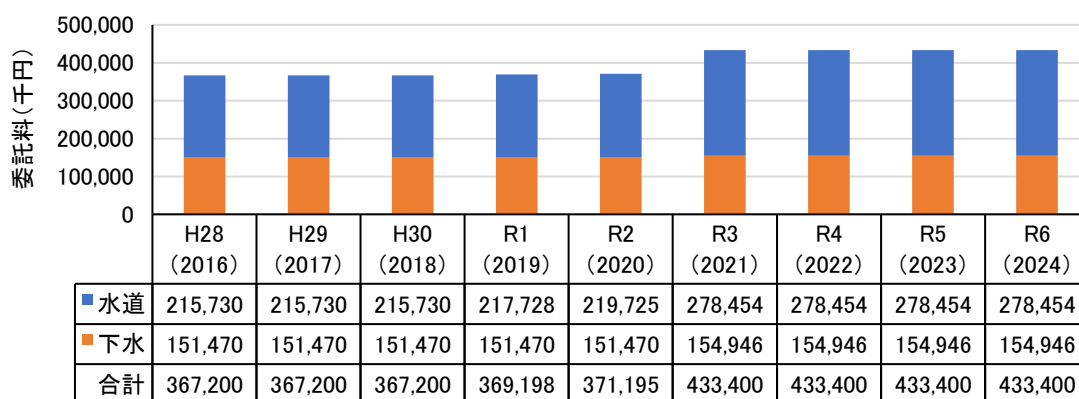


図 2-3 包括委託料の推移

(2) 課題

- ・ 近年の物価上昇や人件費の高騰により、包括的民間委託の契約金額も上昇しているため、今後はウォーターPPPも視野に入れながら、更なる業務効率化を検討する必要があります。
- ・ 運転管理や経理事務など、短期間で市職員が転属となっても、ノウハウがすみやかに継承できるようにする必要があります。

上下水道窓口業務

料金関係業務

水道料金や下水道使用料に関する窓口業務や料金算定業務を行います。

財務関係業務

日々の経理や決算等の会計業務や経営分析に関する補助業務を行います。

施設関係業務

水道や下水道への新規接続など、施設に関する窓口業務を行います。

上下水道施設運転管理業務

運転管理業務

水道の浄水場や下水のポンプ場など、施設の運転管理業務を行います。

保守点検業務

設備等の点検業務や保守業務を行います。

維持管理業務

施設の清掃や除草、警備に関する業務を行います。

小修繕業務

設備の軽微な修繕（部品交換など）を行います。

調達管理業務

薬品や消耗品等の調達に関する業務を行います。

閉庁時電話対応業務

夜間や休日における電話対応を行います。

上下水道施設事務

施設の運営に関する事務作業を行います。

図 2-4 包括的民間委託の業務範囲

2-2. 水道事業

1. 施設の状況

(1) 現状

①【施設の老朽化】

令和6(2024)年度末時点における本市の管路延長は約 326.0km です。昭和 40 年代末から 50 年代前半と平成12(2000)年前後に多くの管路が布設されており、法定耐用年数の 40 年を経過した管路も増加しつつあります。計画期間終了時(令和17(2035)年度)に法定耐用年数を超過する管路の割合は 45.8%となります。

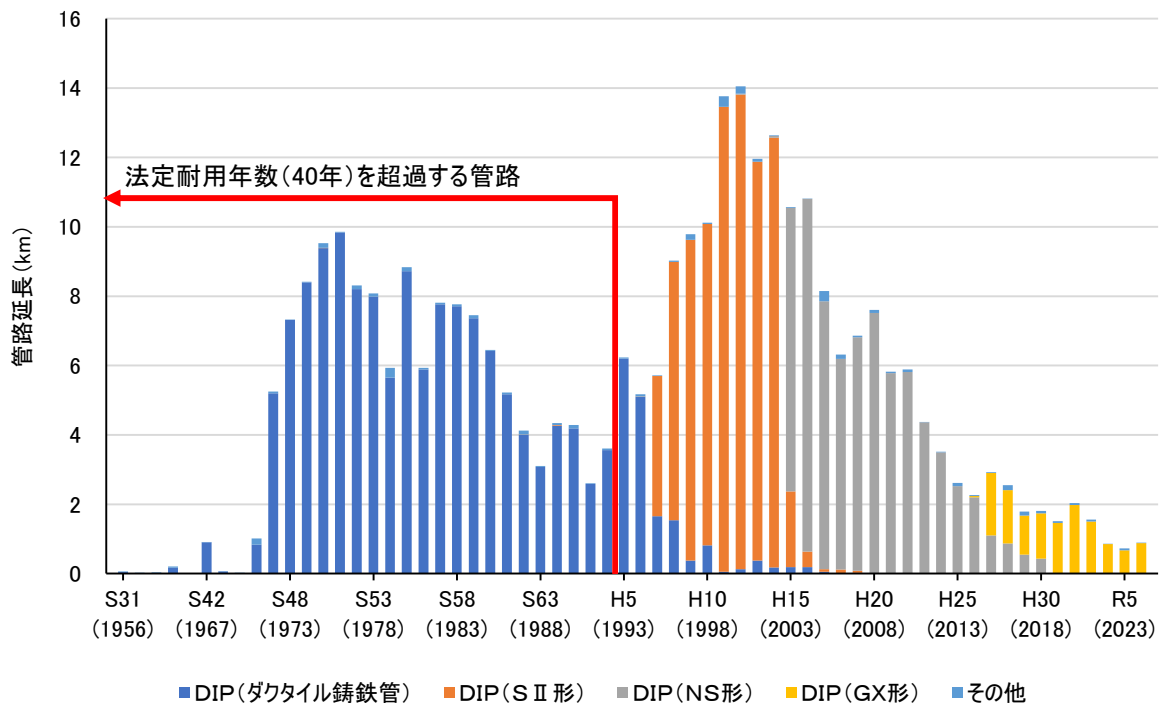


図 2-5 管路延長の推移(水道事業)

一方、取水施設及び浄水場等の施設・設備数は全部で 664 施設ありますが、このうち計画期間終了時(令和17(2035)年度)に法定耐用年数を超過する施設は 557 施設(約 83.9%)になります。

表 2-3 令和 17(2035)年度に耐用年数を超過する施設(水道事業)

施設区分	土木	建築	建築 付帯設備	機械	電気	計装
取水井	10/10 (100.0%)	10/14 (71.4%)	18/18 (100.0%)	10/11 (90.9%)	32/39 (82.1%)	4/4 (100.0%)
西部浄水場	4/5 (80.0%)	2/5 (40.0%)	30/51 (58.8%)	53/55 (96.4%)	101/144 (70.1%)	16/16 (100.0%)
中部浄水場	5/5 (100.0%)	1/1 (100.0%)	14/16 (87.5%)	30/32 (93.8%)	54/55 (98.2%)	9/9 (100.0%)
東部浄水場	0/1 (0.0%)	0/1 (0.0%)	22/24 (91.7%)	34/45 (75.6%)	72/77 (93.5%)	8/8 (100.0%)
その他	0/0 (-)	0/0 (-)	0/0 (-)	0/0 (-)	14/14 (100.0%)	4/4 (100.0%)

※表の上段は、耐用年数を超過する施設・設備数 / 全施設・設備数
下段は、耐用年数を超過する施設・設備の割合

②【耐震化】

令和6(2024)年度末時点における、各施設の耐震化率は、管路施設(全管路)53.4%、管路施設(基幹管路)67.5%、浄水場施設 17.9%、ポンプ所 89.1%、配水池 48.8%となっています。

管路施設については、令和5(2023)年度に戸田市水道管路更新計画を策定し、管路の物理診断・総合評価結果から、効果的に管路の更新・耐震化を実施するように計画しています。

一方、浄水場施設及び配水池については、老朽化にともなう施設の大規模更新により、耐震化された施設に更新する予定としています。

表 2-4 水道施設の耐震化率

耐震化率 (%)				
管路		浄水場 施設	ポンプ所	配水池
全管路	基幹管路			
53.4	67.5	17.9	89.1	48.8

令和6(2024)年度末時点

(2) 課題

- ・ 戸田市水道管路更新計画に基づき、計画的に管路の更新・耐震化を進める必要があります。
- ・ 災害時の重要路線については、上下水道一体となった耐震化計画に基づいて耐震化を進める必要があります。

2. 水道料金の状況

(1) 現状

本市の水道の一般及び公衆浴場用の料金体系は、下記に示す通りです。一般については、基本料金と使用水量の増加に応じて従量料金を変動させる累進制からなる、二部料金制を採用しています。水道事業では令和7(2025)年4月に料金改定を実施しております。

表 2-5 水道の料金体系(1 か月あたり、税込)

基本料金		従量料金		
口径	金額	区分	使用水量	1m ³ あたり金額
13mm	495 円	一般	1～10m ³	66.0 円
20mm	913 円		11～20m ³	115.5 円
25mm	1,243 円		21～30m ³	176.0 円
40mm	3,245 円		31～50m ³	236.5 円
50mm	8,393 円		51～100m ³	291.5 円
75mm	15,444 円		101～m ³	390.5 円
100mm	30,448 円	公衆浴場	1～200m ³	82.5 円
150mm	84,876 円		201～m ³	115.5 円

令和7(2025)年4月1日現在

令和6(2024)年度末における、一般家庭における水道料金(口径 20mm で1か月 20m³使用した場合)は、2,057 円(税込)でした。同条件での水道料金を埼玉県内の 55 団体と比較すると本市は低い順から4番目に位置していました。

本市ではこれまで、低い料金水準を維持してきましたが、料金回収率は 100%を下回っており健全な事業運営を確保できていませんでした。そこで令和7(2025)年4月に料金を改定しました(平均改定率 33.66%)。改定後の令和7(2025)年 10 月1日現在、一般家庭における水道料金(口径 20mm で1か月 20m³使用した場合)は、2,728 円(税込)となりますが、それでも、埼玉県の平均を下回っています。

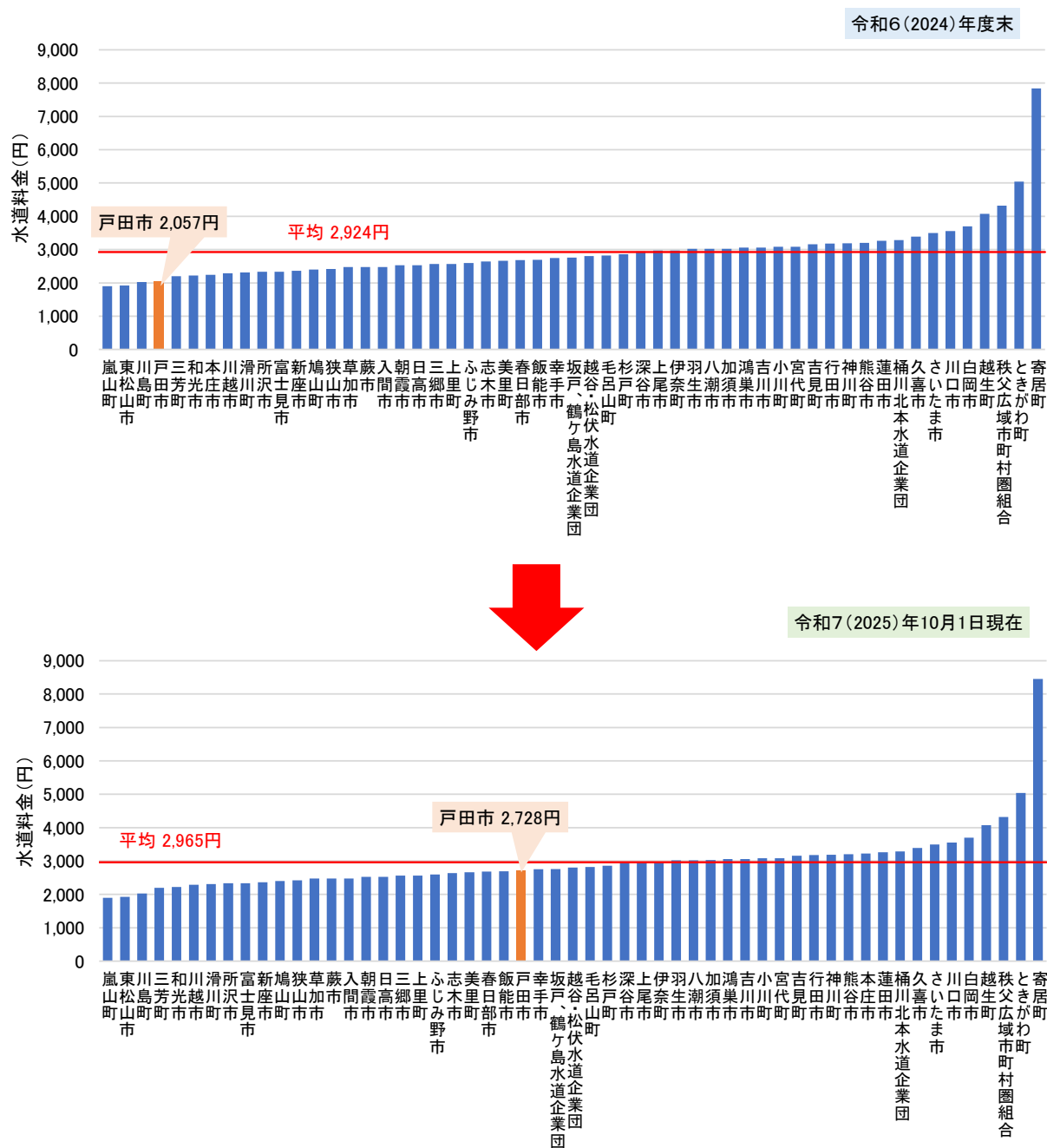


図 2-6 県内 55 団体水道料金比較(一般家庭用口径 20mm で1か月 20m³使用時、税込)

(2) 課題

- 施設の老朽化が進んでおり、投資費用の増加が見込まれていることから、適切な料金水準について検討する必要があります。

3. 人口及び水需要の状況

(1) 現状

①【行政区域内人口、給水人口及び普及率】

令和6(2024)年度における本市の行政区域内人口及び給水人口は 142,182 人であり、普及率は 100%となっております。本市の行政区域内人口は年々増加していましたが、増加の割合は年々小さくなっています。人口は微増で推移しているものの、1世帯当たりの人数の減少や工場等の大口使用者の節水などにより給水量は緩やかに減少し、それに伴い給水収益も減少傾向にあります。

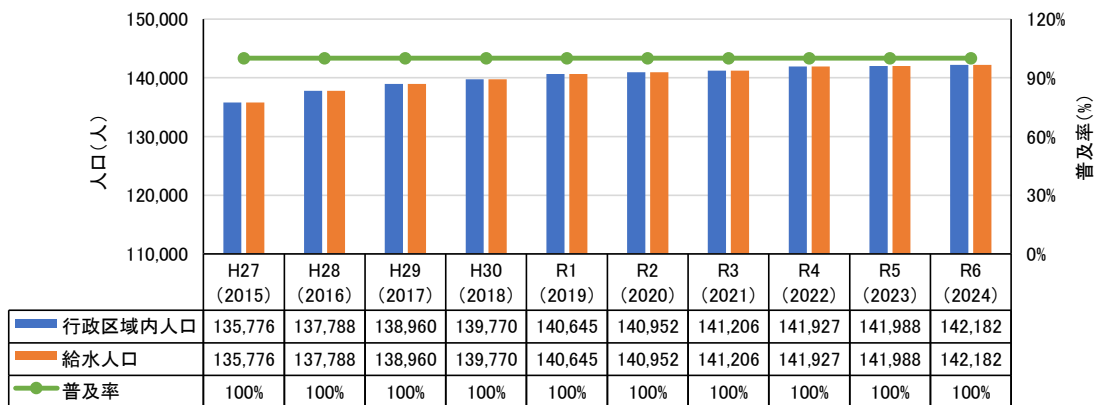


図 2-7 行政区域内人口と給水人口及び普及率の推移(水道事業)

②【給水量と有収水量及び有収率】

令和6(2024)年度における本市の年間給水量は 1,596 万 m^3 で、そのうち料金収入が得られた水量である年間有収水量は 1,496 万 m^3 となっており、有収率は 93.7%となっています。直近の 10 年間では年間給水量は約 1,600 万 m^3 、年間有収水量は約 1,500 万 m^3 前後の推移であり、令和3(2021)年度以降は減少傾向にあります。また、有収率は約 92~94%を維持しています。

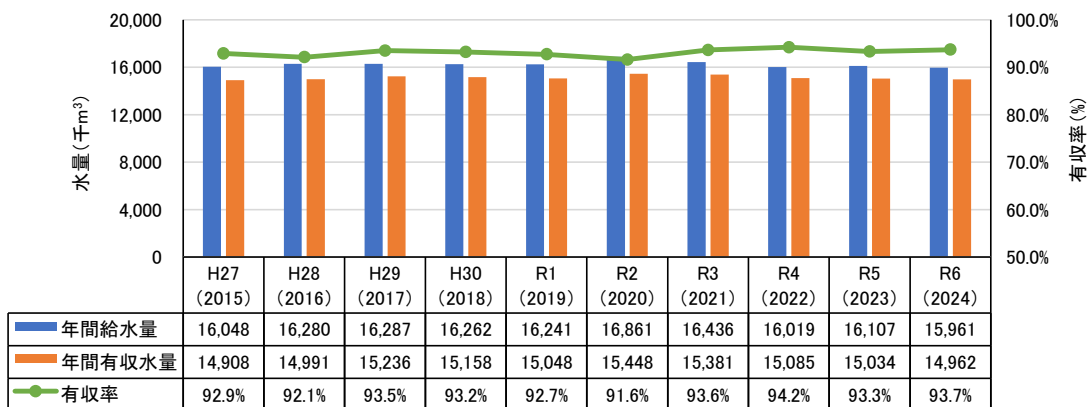


図 2-8 給水量と有収水量及び有収率の推移(水道事業)

令和6（2024）年度における一日平均有収水量は 40,991m³ であり、内訳として家庭用が 34,932m³、工場用が 895m³、業務用などその他が 5,164m³ であり、8割以上が家庭用を占めています。家庭用は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により水需要が増加した令和2（2020）～3（2021）年度に増加が見られていますが、以降は減少傾向にあります。工場用とその他については、企業における節水意識が進んでおり、平成30（2018）年度以降減少しています。

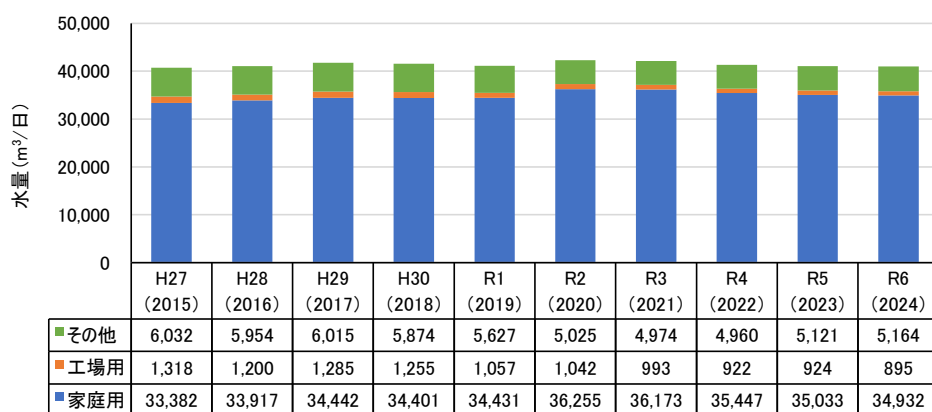


図 2-9 一日平均有収水量の推移（水道事業）

また、家庭用一日平均有収水量を給水人口で除した一日一人当たり有収水量は、令和6（2024）年度において 308L/人/日となっています。前述の通り令和2（2020）～3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的な使用水量の増加が見られていますが、節水意識の向上や節水機器の普及などにより直近の 10 年間は約 300L/人/日の推移となっており、大幅な増減は見られていません。

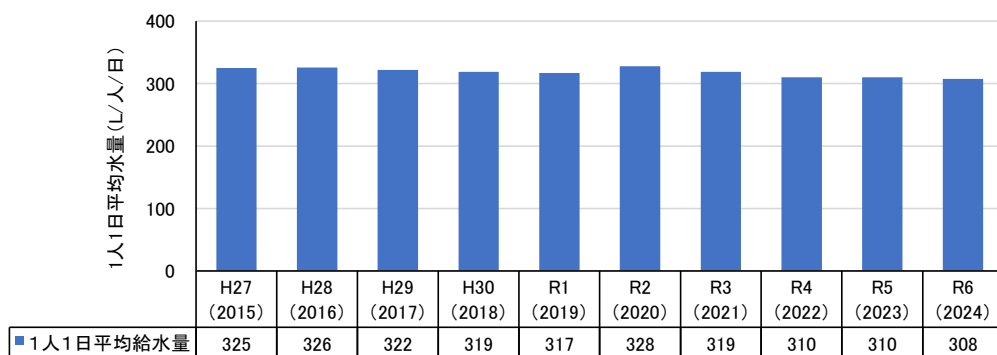


図 2-10 家庭用一日一人当たり有収水量の推移（水道事業）

(2) 課題

- ・ 有収水量が減少しても収益が確保できるよう、支出のさらなる効率化や料金の適正化などについて検討する必要があります。

4. 給水収益の状況

(1) 現状

令和6(2024)年度における給水収益は約 19 億 8,700 万円(税抜)となっています。なお、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の流行、令和4(2022)年度は物価高騰に関連した生活支援としての水道料金の基本料金減免措置を講じたため一時的に減収となっています。

直近の 10 年間は約 20 億円の収益となっていますが、年々減少しています。これは、人口は増加しているものの、家庭用以外の水需要が減少しているためとなっています。

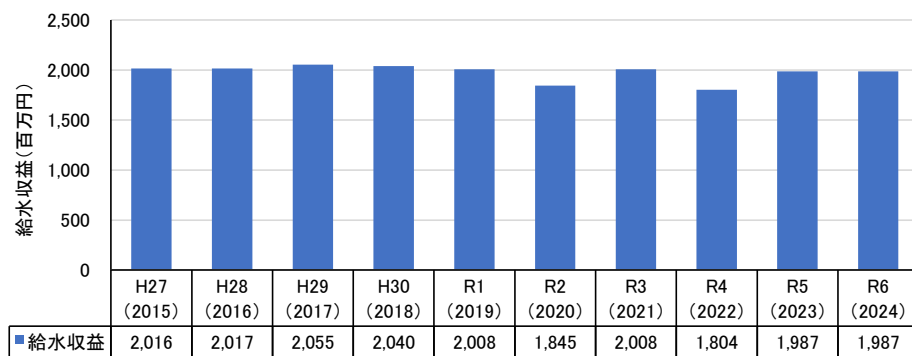


図 2-11 給水収益の推移(水道事業)

(2) 課題

- ・ 有収水量が減少しても収益が確保できるよう、支出のさらなる効率化や料金の適正化などについて検討する必要があります。

5. 一般会計繰入金の状況

(1) 現状

令和6(2024)年度における一般会計からの繰入金は約 3,700 万円となっております。一般会計が負担すべきものとして総務省が定めた基準内繰入金として、収益的収支においては消火栓維持管理費や児童手当に要する経費、資本的収支においては消火栓設置費を繰り入れています。また、令和4(2022)年度には、物価高騰に伴う緊急支援策として、減免措置を行うため繰り入れを行いました。

なお、基準外繰入金は、令和4(2022)年度の減免措置に伴うためのものを除き、受けていません。

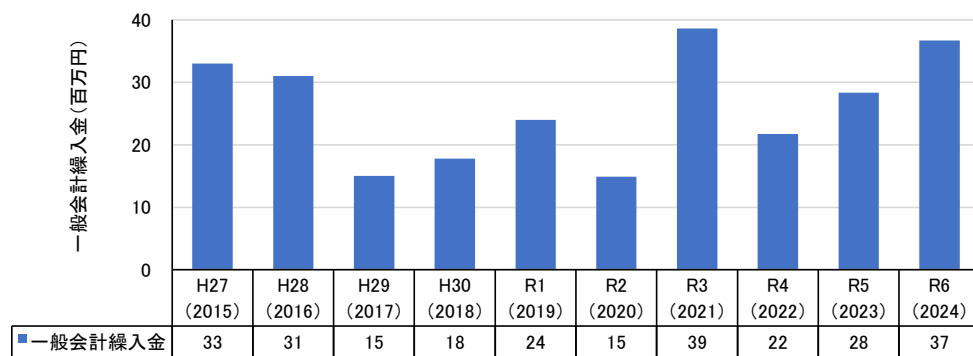


図 2-12 一般会計繰入金の推移(水道事業)

(2) 課題

- ・ 経営基盤を強化し、今後も基準外繰入金に依存しない経営を続ける必要があります。
- ・ 将来の施設設備の更新を繰入金に依存しないようにするため、資産維持費を含めた適切な料金水準について検討する必要があります。

6. 企業債の状況

(1) 現状

令和6(2024)年度末の企業債残高は約 31 億円となっています。10 年前には約 48 億円の残高がりましたが、償還の進行により年々減少しています。

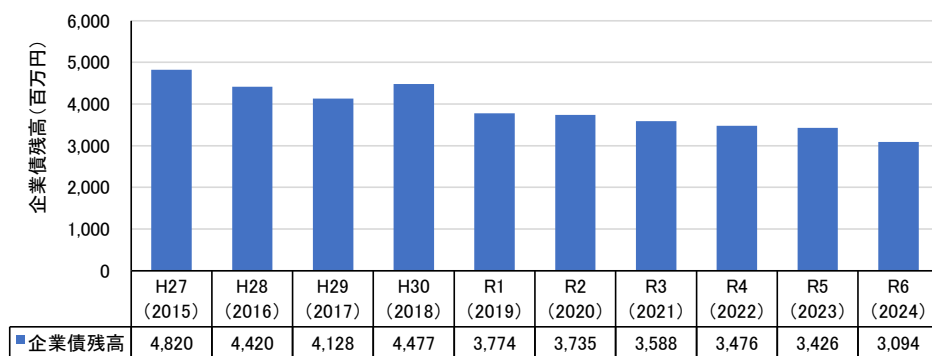


図 2-13 企業債残高の推移(水道事業)

(2) 課題

- ・ 今後は浄水場の大規模更新により企業債の借入れを行う必要がありますが、将来世代への過度な負担とならないように計画する必要があります。

7. 建設改良事業の状況

(1) 現状

直近 10 年間の水道事業における主な建設改良事業費は以下の通りです。

水道では老朽化した配水管が多く、常時更新を続けており、配水施設費は年平均で約 3 億 1,500 万円となっています。管路施設については令和 5 (2023) 年度に管路更新計画を策定し、この計画に基づいて耐震化を含めた更新を行う予定です。

また、取水・導水施設及び浄水場施設は必要に応じて更新を実施しています。平成 29 (2017) 年度、平成 30 (2018) 年度は西部浄水場において電気設備や電気棟更新のため、浄水場施設に係る事業費が多くなっています。

令和 7 (2025) 年度より、中部・東部浄水場の統合及び大規模更新に着手しています。なお、西部浄水場の大規模更新は令和 12 年度からを予定しています。

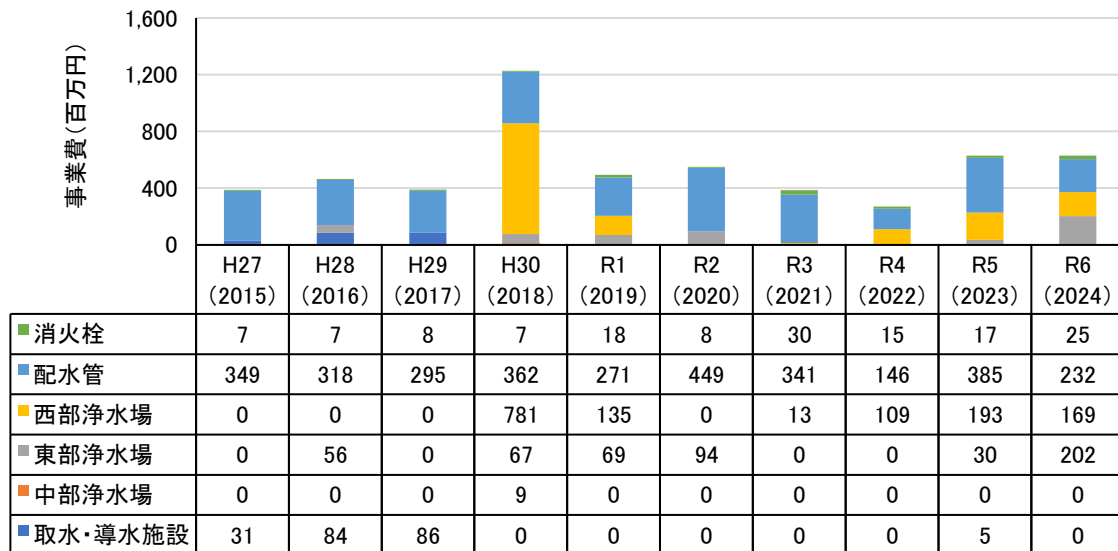


図 2-14 主な建設改良事業費の推移(水道事業)

(2) 課題

- ・ 管路更新計画(令和 5 (2023) 年度策定)に基づき、効率的に管路施設の更新を進める必要があります。
- ・ 管路の更新や浄水場の大規模更新により建設改良費が増加する見込みであるため、実現可能な財政計画を策定する必要があります。
- ・ 大規模更新後も戸田市水道事業アセットマネジメント基本計画に基づいて効率的な維持管理を行いつつ、効果的な投資を行う必要があります。

8. 維持管理費の状況

(1) 現状

営業費用（直接事業運営にかかわる費用）は年々増加しています。特に令和3（2021）年度からは、費用が増加する傾向にありました。

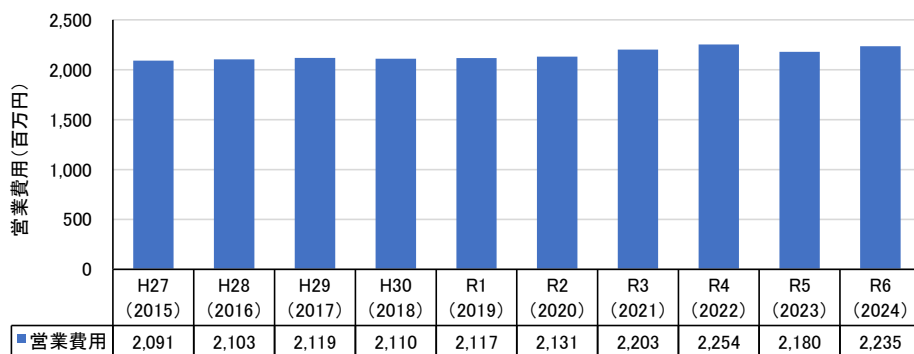
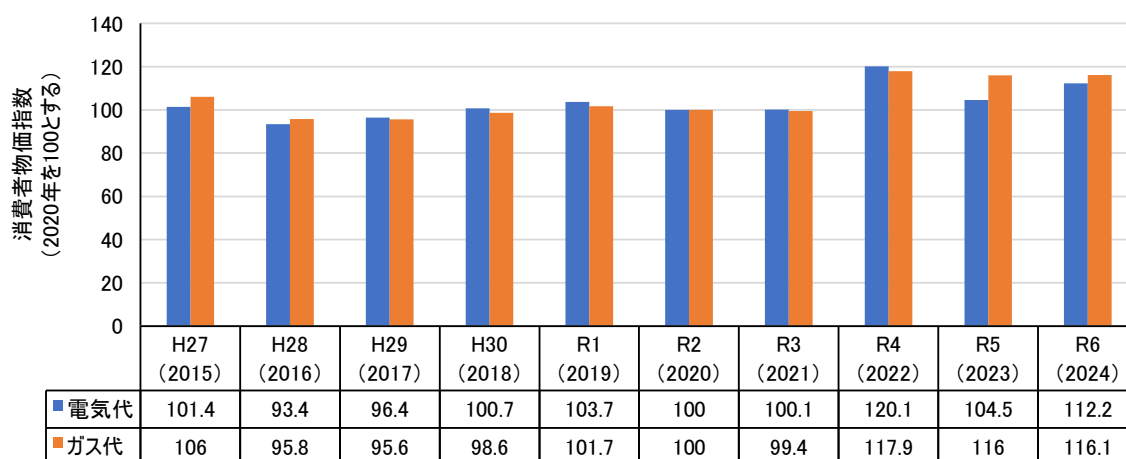


図 2-15 営業費用の推移（水道事業）

費用の増加の原因として、新型コロナウイルス感染症からの経済回復に伴うエネルギー需要の拡大やウクライナ情勢によるエネルギー資源の高騰、エネルギー価格の高騰による物価上昇などが考えられています。

直近 10 年間のエネルギー分野の消費者物価指数※¹（2020 年基準）は以下に示す通りで、令和 3（2021）年度から令和 4（2022）年度にかけて物価が約 20%上昇しました。



※ 出典：総務省統計局、2020 年基準消費者物価指数のデータを基に作成

図 2-16 消費者物価指数（電気代、ガス代）の推移

※1 消費者物価指数：『全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。』（統計局 HP：<https://www.stat.go.jp/data/cpi/index.html> より引用）。

これらエネルギーを始めとした物価上昇に伴い、施設の維持管理に係る費用も上昇しました。

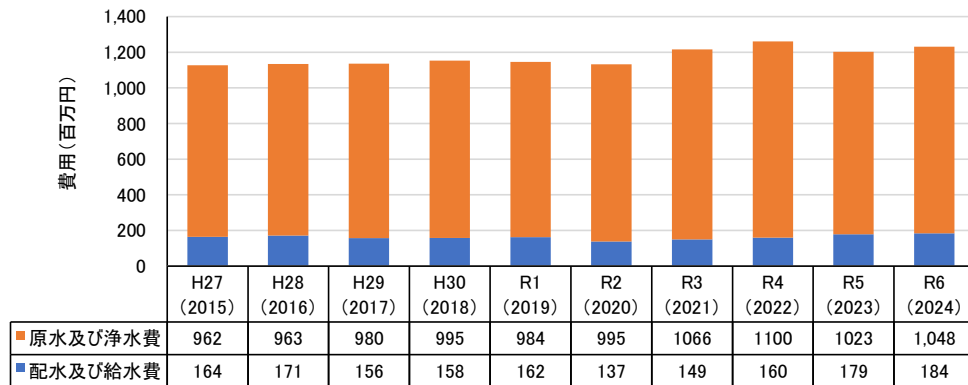


図 2-17 原水及び浄水費、配水及び給水費の推移(水道事業)

(2) 課題

- ・ 急激な物価上昇や浄水場の大規模更新により費用が増加する見込みですが、DX 技術の活用などによる業務の効率化により、維持管理にかかる経費を縮減する必要があります。
- ・ 今後も漏水等による無効水量を減少させて費用を縮減する必要があります。

9. 自己資金の状況

(1) 現状

自己資金とは事業運営に必要な元手(金銭)を指し、現金以外にも預金や積立金が含まれます。ただし、貸借対照表に現れる現金・預金などとは異なり、将来徴収する金額や支払いを行うべき金額を含んでいます。

戸田市水道事業中期経営計画では、安定した事業運営のため、おおむね 10 億円(給水収益 1 年分の約 30%+災害に備えた資金)程度確保するように計画していました。しかし、年々増加する費用や激甚化する災害時での支出があっても資金不足で事業を停止させないようにし、今後も安定した事業運営を続けられるよう、令和4(2022)年度以降は 20 億円(給水収益1年分の約 80%+災害に備えた資金)を確保するように努めています。

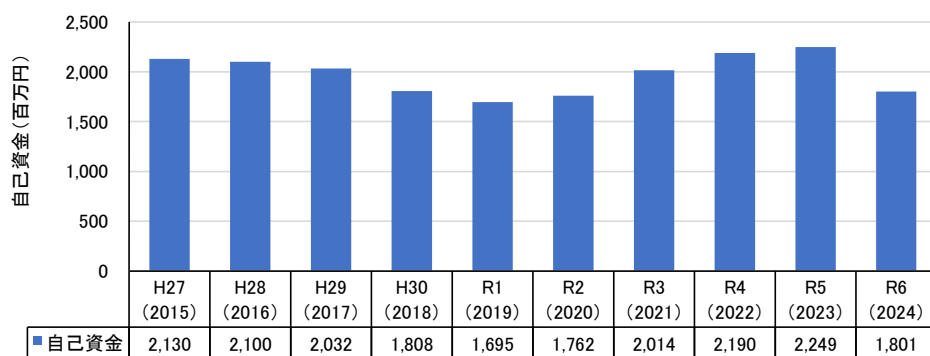


図 2-18 自己資金の推移(水道事業)

(2) 課題

- ・ 建設改良費の増加や被災時などにおいても資金不足を生じさせず、安定して事業を継続させるよう、適切な資金管理が必要となります。

10. 経営指標による評価・分析

総務省が公表する経営比較分析表の各経営指標について、本事業の令和元（2019）～令和6（2024）年度の指標を決算の状況から整理しました。あわせて、令和5（2023）年度の類似団体※2の平均値や県内団体の数値と比較し、評価・分析しました。

表 2-6 経営指標の説明（水道事業）

項目		単位	望ましい方向	計算式	指標の意味
経営の健全性	① 経常収支比率	%	↑	経常収益/経常費用 ×100	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	② 累積欠損金比率	%	↓	当年度未処理欠損金/ （営業収益－受託工事収益） ×100	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。
	③ 流動比率	%	↑	流動資産/流動負債 ×100	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。
	④ 企業債残高対給水収益比率	%	↓	企業債現在高合計/給水収益 ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
経営の効率性	⑤ 料金回収率	%	↑	供給単価/給水原価 ×100	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することができます。
	⑥ 給水原価	円	↓	経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入/年間有収水量	有収水量1 m ³ あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。
	⑦ 施設利用率	%	↑	一日平均配水量/一日配水能力 ×100	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。
	⑧ 有収率	%	↑	年間総有収水量/年間総配水量 ×100	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。
老朽化の状況	⑨ 有形固定資産減価償却率	%	↓	有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化割合を示しています。
	⑩ 管路経年化率	%	↓	法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長 ×100	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化割合を示しています。
	⑪ 管路更新率	%	↑	当該年度に更新した管路延長/管路延長 ×100	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。

※2 水道事業における類似団体とは、全国の市町村を対象に現在給水人口規模を基準に分類し、同じ分類となった市町村を指す。令和5（2023）年度において、戸田市は「A3（10万人以上15万人未満）」という類型に属しており、同類型の団体数は89となっています。

表 2-7 経営指標一覧(水道事業)

項目		単位	望ましい方向	戸田市						類似団体 平均値※ (R5)	差異※
				R1	R2	R3	R4	R5	R6		
経営の健全性	① 経常収支比率	%	↑	109.93	101.65	107.11	103.86	105.99	105.85	110.20	▲ 4.21
	② 累積欠損金比率	%	↓	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	▲ 0.05
	③ 流動比率	%	↑	140.84	168.24	265.99	358.07	396.71	261.91	369.82	26.89
	④ 企業債残高対給水収益比率	%	↓	187.95	202.41	178.71	192.63	172.45	158.74	218.57	▲ 46.12
経営の効率性	⑤ 料金回収率	%	↑	94.98	87.26	92.35	81.39	93.06	91.13	101.78	▲ 8.72
	⑥ 給水原価	円	↓	140.48	136.90	141.33	146.96	142.00	145.75	163.94	▲ 21.94
	⑦ 施設利用率	%	↑	69.55	72.41	70.58	68.79	68.98	68.54	62.35	6.63
	⑧ 有収率	%	↑	92.65	91.62	93.58	94.17	93.34	93.74	88.71	4.63
老朽化の状況	⑨ 有形固定資産減価償却率	%	↓	47.53	48.81	50.24	51.46	52.39	53.24	51.95	0.44
	⑩ 管路経年化率	%	↓	18.79	18.57	18.33	18.23	29.40	31.25	24.49	4.91
	⑪ 管路更新率	%	↑	0.45	0.47	0.23	0.28	0.37	0.27	0.58	▲ 0.21

※ 公表されている類似団体平均は令和5(2023)年度が最新のため、令和5(2023)年度のデータで比較をしています。

(1) 現状

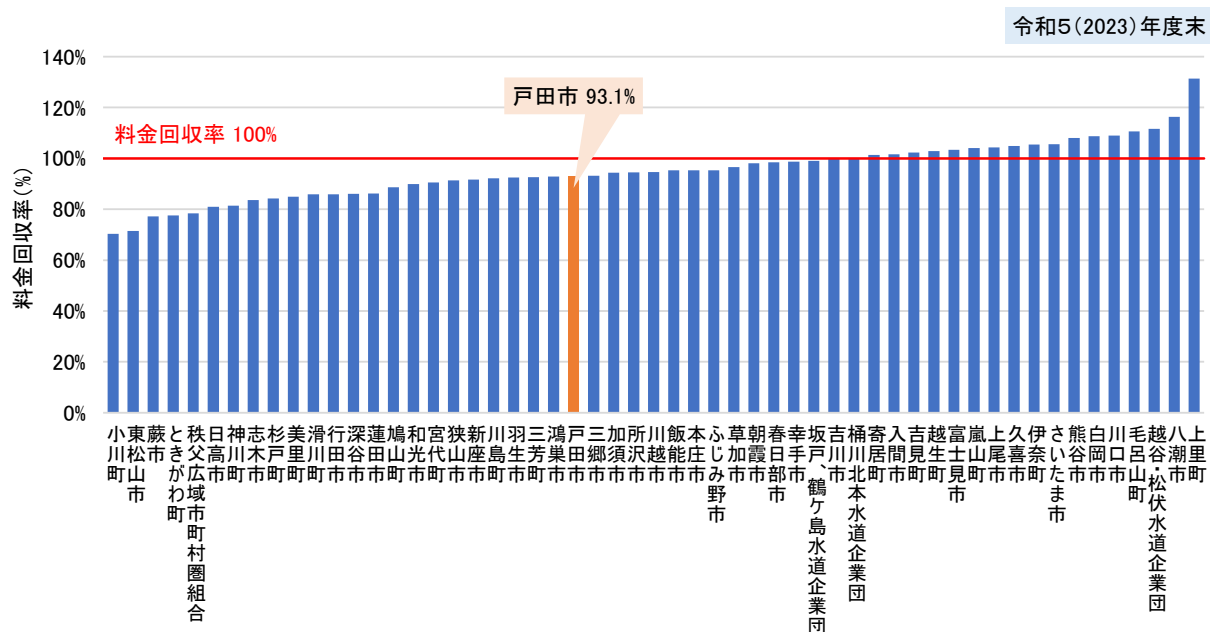
①【経営の健全性】

経常収支比率は健全経営の基準とされる 100%を超えており、累積欠損金も0となっています。流動比率は令和5(2023)年度には 396.71%まで増加し、類似団体と比較して高い水準にあります。企業債残高対給水収益比率についても、令和5(2023)年度において 172.45%と償還の進行により減少し、類似団体と比較して低い水準となっています。

各指標において、望ましい方向に推移していると言えます。

②【経営の効率性】

令和5(2023)年度における給水原価は 142 円であり、類似団体と比較して低い水準となっており効率的に給水を行えていると言えます。施設利用率と有収率においても類似団体より高い値となっており、施設の稼働が収益に結びついていることが示されています。一方で料金回収率は 100%を下回る状況が続いており、給水に係るコストが給水収益で賄いきれていないことを示しています。



※ 公表されている県内団体のデータは令和5(2023)年度が最新のため、令和5(2023)年度のデータで比較をしています。

図 2-20 県内 55 団体料金回収率比較(令和5(2023)年度)

(2) 課題

- ・ 類似団体や県内団体と比較して給水原価が低く、施設利用率や有収率の高さからも効率的な給水が行えていると言えますが、料金回収率は 100%を下回っており、給水に必要な費用を給水収益で賄えていない状況が続いています。このため、支出のさらなる効率化や収益の増加が必要となります。
- ・ 料金回収率が補助金の要件を満たしておらず、建設改良の財源として補助金が利用できないため、料金回収率を向上させる必要があります。
- ・ 費用については、令和8(2026)年度からは県水の値上げにより受水費が増加することや、浄水場の大規模更新による減価償却費や支払利息の増加などにより、今後さらに増加することが予測されるため、計画的な資金調達及び資金運用が必要となります。
- ・ 収益についても、給水人口は増加していますが、有収水量及び給水収益は横ばいの状況が続いており、節水意識の向上や節水機器の普及もあり今後大幅な増加は見込めませんが、不納欠損を減らすなどして収益を上げる必要があります。

2-3. 下水道事業

1. 施設の状況

(1) 現状

①【污水管路施設の老朽化】

本市の污水管路は、令和6(2024)年度末時点で総延長は約311.8kmとなっています。特に昭和40年代後半から昭和50年代にかけて布設された管路については、計画期間終了時(令和17(2035)年度)には、法定耐用年数を超過する管路の割合は75.4%となります。

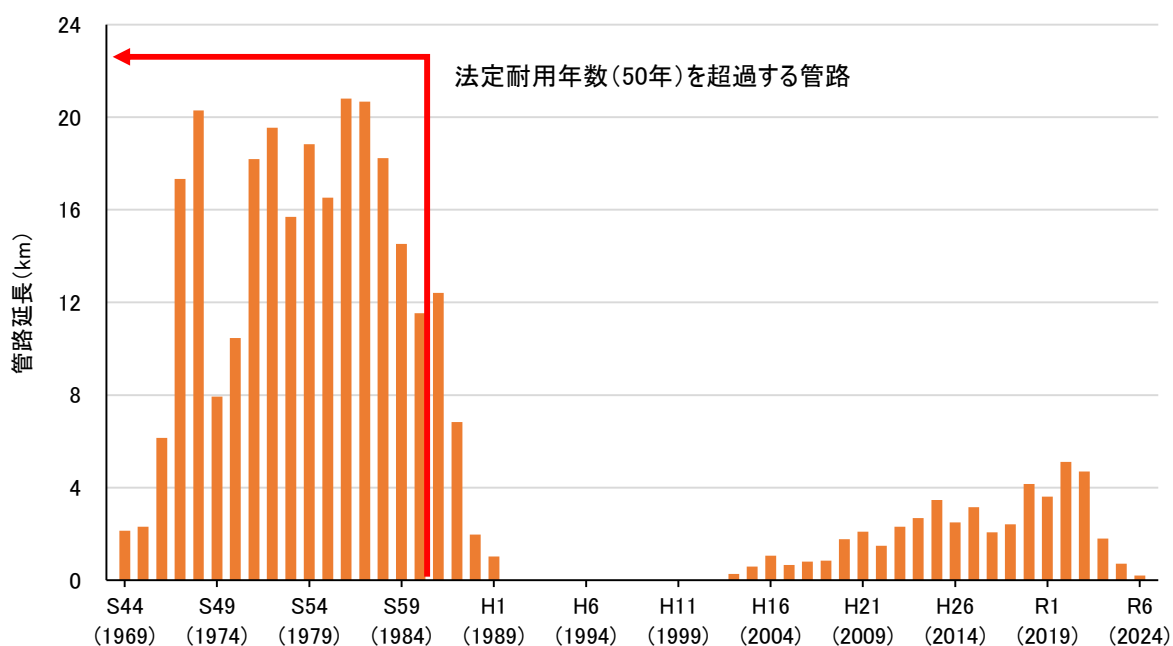


図 2-21 污水管路延長の推移(下水道事業)

②【雨水管路施設の老朽化】

本市の雨水管路は、令和6(2024)年度末時点で総延長は約 19.9km となっています。昭和63(1988)年度から平成13(2001)年度にかけて多くの管路が布設され、その後も継続的に布設を進めています。

計画期間終了時(令和17(2035)年度)では、耐用年数を超過する管路はありませんが、計画終了以降、耐用年数を超過する管路が急増します。

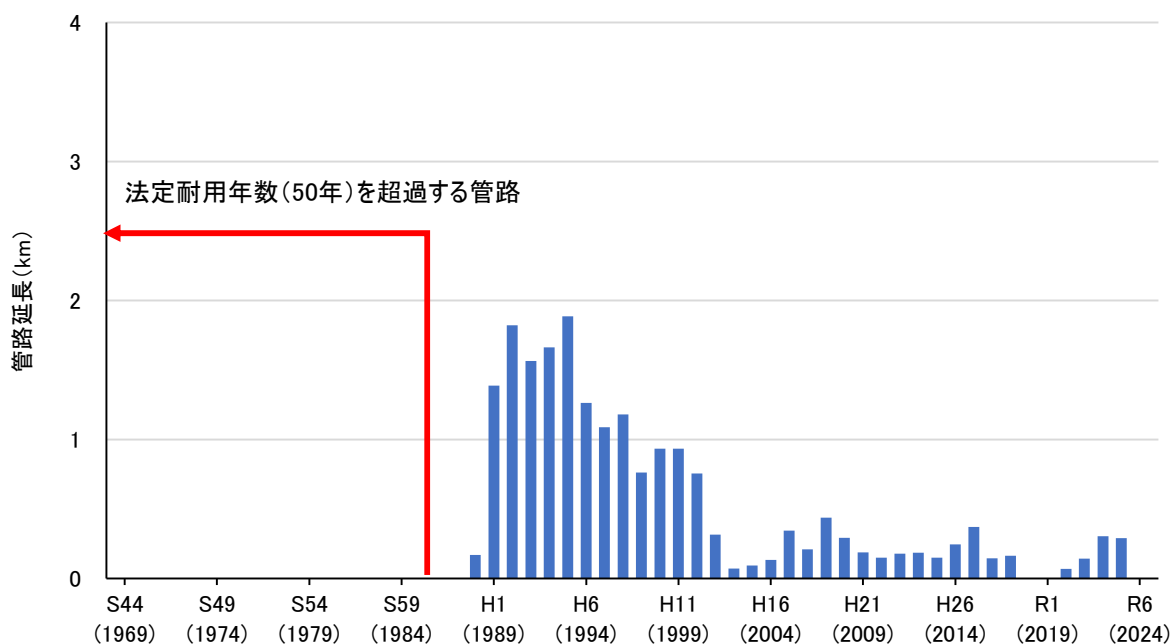


図 2-22 雨水管路延長の推移(下水道事業)

③【その他施設の老朽化】

本市では管路施設以外の施設として、ポンプ場、マンホールポンプ場、雨水の排水施設を有しています。

計画終了時(令和17(2035)年度)にはこれらの施設や設備のほとんどが耐用年数を超過しており、老朽化が著しく進行します。

表 2-8 令和 17(2035)年度に耐用年数を超過する施設(下水道事業)

施設区分	土木施設	建築施設	建築付帯設備	機械設備	電気設備
ポンプ場	127/129 (98.4%)	208/208 (100.0%)	165/165 (100.0%)	172/176 (97.7%)	240/240 (100.0%)
汚水・雨水 マンホールポンプ	0/0 (-)	0/0 (-)	0/0 (-)	4/8 (50.0%)	8/16 (50.0%)
排水施設	26/33 (78.8%)	0/0 (-)	0/0 (-)	55/55 (100.0%)	68/68 (100.0%)

※表の上段は、耐用年数を超過する施設・設備数 / 全施設・設備数
下段は、耐用年数を超過する施設・設備の割合

④【耐震化・耐水化】

地震や水害等への対策として、令和2(2020)年度に総合地震対策計画、令和4(2022)年度に耐水化計画を策定しました。また、施設・設備の新設工事では耐震化を実施し、耐震レベル1を確保しています。

(2) 課題

- ・ 戸田市下水道ストックマネジメント計画、戸田市下水道総合地震対策計画及び耐水化計画に基づき、効率的に老朽化対策、耐震化及び耐水化を進める必要があります。
- ・ 災害時の重要路線については、上下水道一体となった耐震化計画に基づいて耐震化を進める必要があります。

2. 下水道使用料の状況

(1) 現状

本市の下水道の一般及び公衆浴場用の使用料体系は、下記に示すとおりです。一般については、基本料金と使用水量の増加に応じて従量料金を変動させる累進制からなる、二部料金制を採用しています。

なお、下水道事業では平成29(2017)年4月以降、消費税等に係る改定分の転嫁を除き使用料の改定は実施しておりません。

表 2-9 下水道の使用料体系(1 か月あたり、税込)

区分	基本使用料	従量使用料	1m ³ あたり金額
一般	660円	1～10m ³	12.1 円
		11～20m ³	24.2 円
		21～50m ³	83.6 円
		51～100m ³	105.6 円
		101～200m ³	116.6 円
		201～500m ³	145.2 円
		501～1,000m ³	165.0 円
		1,001～5,000m ³	203.5 円
		5,000m ³ ～	233.2 円
公衆浴場		1m ³ ～	22.0 円

令和7(2025)年4月1日現在

一般用として、1か月 20m³使用した際の使用料は 1,023 円(税込)でした。同条件での使用料を埼玉県内の 53 団体と比較すると本市は県内でも最も低い使用料水準に位置しています(令和5(2023)年度末)。

現在、下水道事業では経費回収率 100%以上を維持していますが、今後は污水管の改築更新等の建設改良工事により支出が増加するため、適切な使用料水準を保ち、健全な事業運営を続ける必要があります。

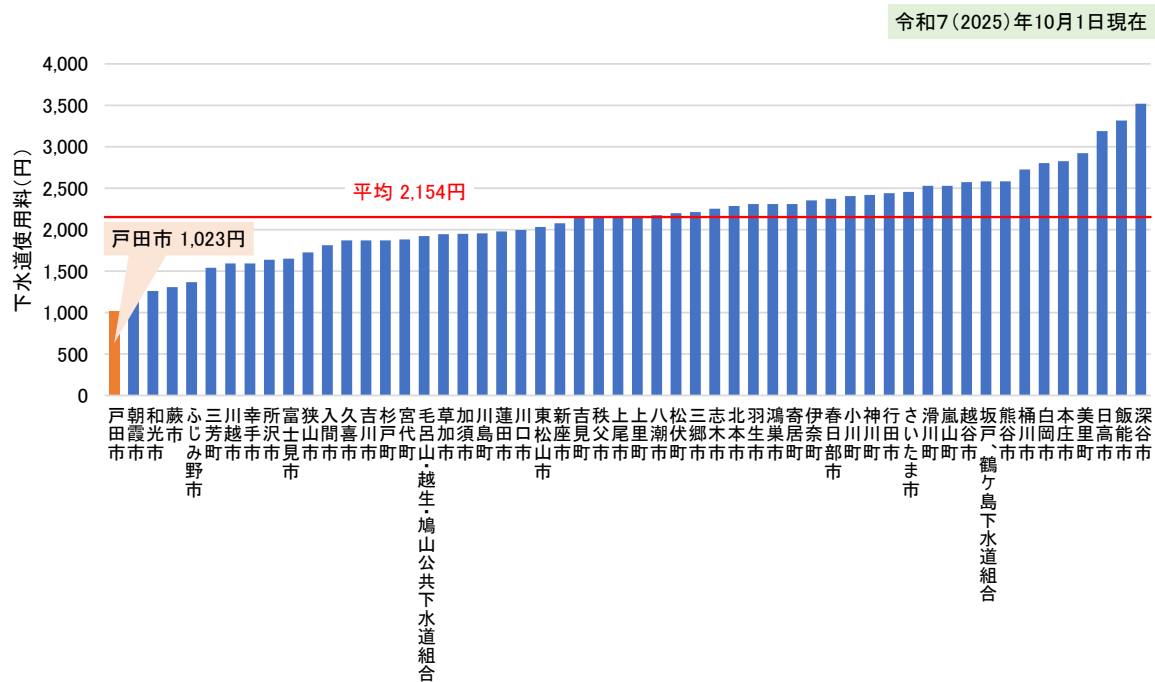


図 2-23 県内 53 団体下水道使用料比較(一般用1か月 20m³使用時、税込)

(2) 課題

- ・ 物価上昇等による経費の増加や県への流域下水道維持管理負担金の増加、施設の老朽化対策や耐震化・耐水化対策により投資費用の増加が見込まれていることから、適切な使用料水準について検討する必要があります。

3. 人口及び処理水量の状況

(1) 現状

①【処理区域内人口、普及率及び水洗化率】

令和6(2024)年度における本市の行政区域内人口は 142,182 人です。このうち、下水処理が開始されている区域に居住する人口である処理区域内人口は 136,147 人、普及率は 95.8%となっております。本市の行政区域内人口は年々増加しており、あわせて処理区域内人口も増加しています。

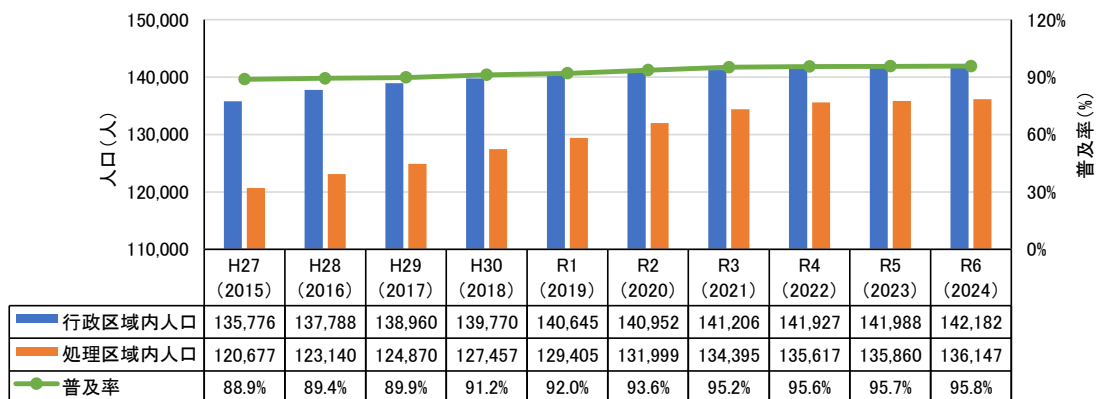


図 2-24 行政区域内人口及び普及率の推移(下水道事業)

令和6年(2024)度における、実際に下水道に接続し使用している人口である水洗化人口は、134,482 人であり、処理区域内人口に対する水洗化人口の割合である水洗化率は 98.8%となっております。処理区域内人口の増加に伴い水洗化人口も増加しており、水洗化率はほぼ横ばいとなっております。

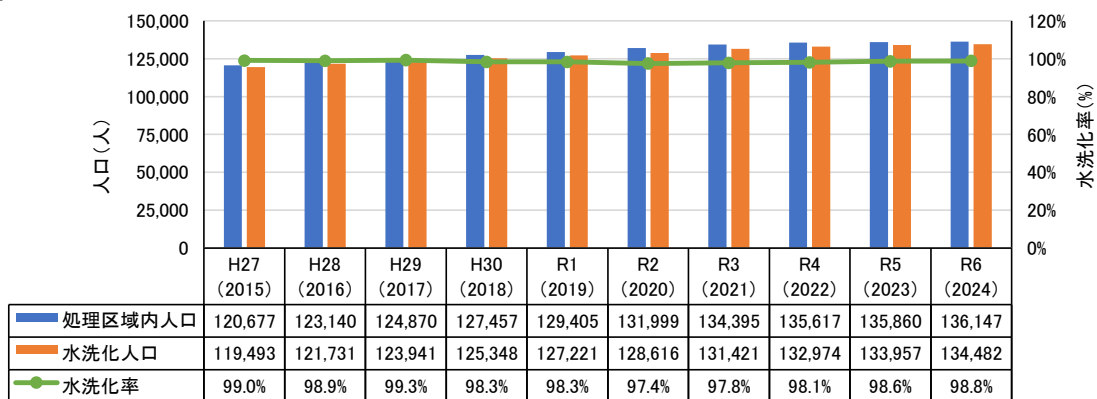


図 2-25 処理区域内人口と水洗化人口及び水洗化率の推移(下水道事業)

②【有収水量】

令和6(2024)年度における本市の年間有収水量は、約 1,500 万 m^3 であり、新型コロナウイルス感染拡大により家庭内の水需要増加の影響を受けた令和3(2021)年度をピークに徐々に減少傾向にあります。

一方、有収率は令和元(2019)年度以降、上昇傾向にあります。

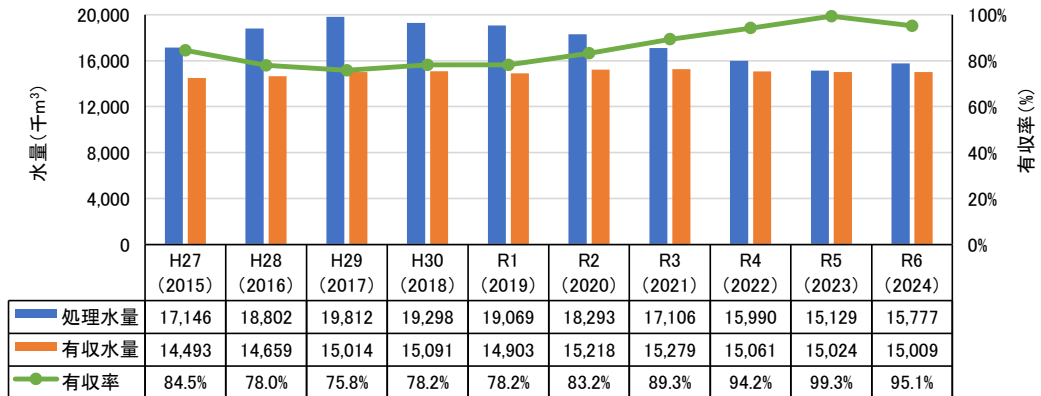


図 2-26 年間有収水量の推移(下水道事業)

また、年間有収水量を水洗化人口と1年間の日数で除した一人一日当たりの有収水量は、令和6(2024)年度において 306L/人/日となっています。節水意識の向上や節水機器の普及により減少傾向にあると言えます。

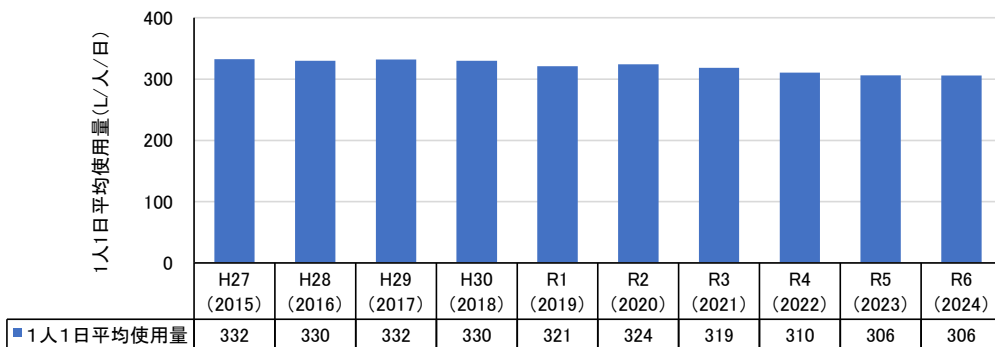


図 2-27 一日一人当たり有収水量の推移(下水道事業)

(2) 課題

- ・ 接続の促進により水洗化率を向上させる必要があります。
- ・ 一般家庭における下水道の使用は、水道の水需要に依存することから水道事業と連携して対策を進める必要があります。

4. 下水道使用料収入の状況

(1) 現状

令和6(2024)年度における使用料収入は約 12 億 7,200 万円となっています。平成 29(2017)年度に使用料の改定を行ったことにより、使用料収入は増加しています。なお、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の流行、令和4(2022)年度は物価高騰に関連した生活支援としての水道料金の基本料金減免措置を講じたため一時的に減収となっています。

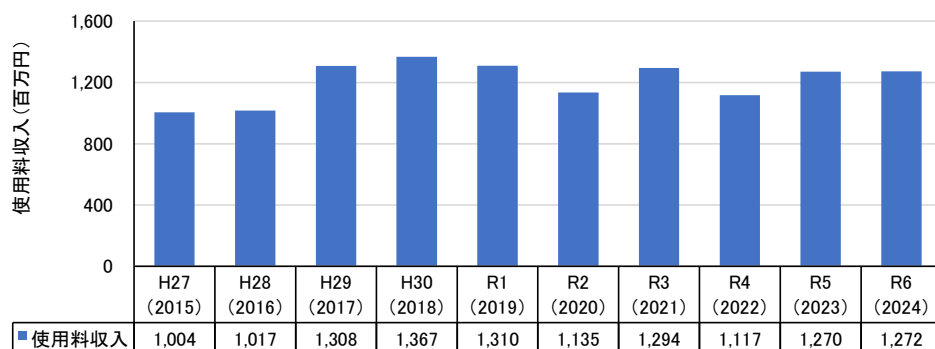


図 2-28 下水道使用料収入の推移

(2) 課題

- ・ 接続の促進により水洗化人口を向上させる必要があります。
- ・ 一般家庭における下水道の使用は、水道の水需要に依存することから水道事業と連携して対策を進める必要があります。

5. 一般会計繰入金の状況

(1) 現状

令和6(2024)年度における一般会計からの繰入金は約6億 1,000 万円となっております。本市においては、一般会計が負担すべきものとして雨水処理に係る経費に対する基準内繰入金が大半を占めており、徐々に減少傾向にあります。

なお、基準外繰入金は令和4(2022)年度の減免措置に伴うためのものを除き、受けておりません。

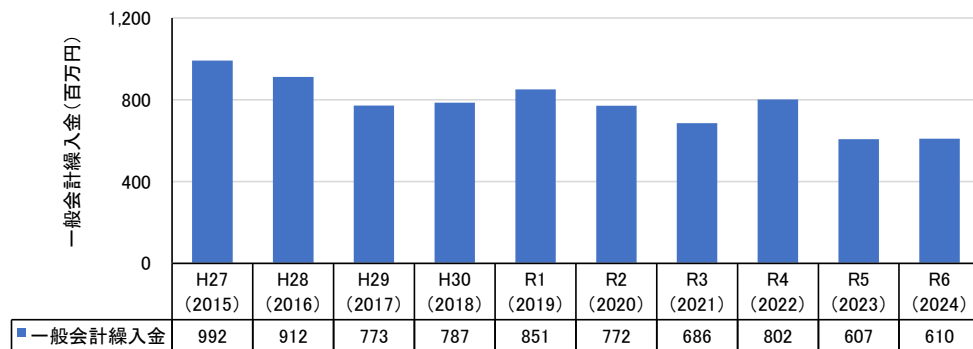


図 2-29 一般会計繰入金の推移(下水道事業)

(2) 課題

- ・ 今後も経営基盤を強化し、基準外繰入金を繰り入れないようにする必要があります。

6. 企業債の状況

(1) 現状

令和6(2024)年度末の企業債残高は約 132 億円となっています。10 年前には約 87 億円の残高でしたが、事業の進行により年々増加しています。

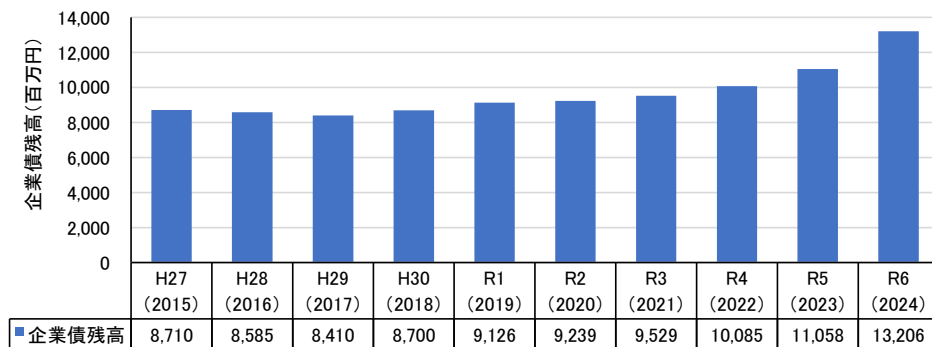


図 2-30 企業債残高の推移(下水道事業)

(2) 課題

- ・ 今後は老朽化対策や耐震化・耐水化事業により企業債の借り入れを行う必要がありますが、将来世代への過度な負担とならないよう、起債計画をする必要があります。

7. 建設改良事業の状況

(1) 現状

直近 10 年間ににおける下水道事業の主な建設改良事業費は以下の通りです。

下水道事業では汚水処理区域の拡張にかかる整備を進めていますが、令和5(2023)年度からは老朽化対策として、汚水管路の更新工事を進めています。そのほか、地球温暖化の影響による集中豪雨による浸水被害が増加していることから、雨水・浸水対策も進めています。令和3(2021)年度からは雨水貯留管(雨水を地中にためておく管路施設)の整備を進めているため、建設事業費が増加しています。

一方、老朽化対策として、戸田市下水道ストックマネジメント計画に基づいた改築・更新を進めており、令和5(2023)年度からは汚水管の更新工事を進めています。

また、本市の下水道は流域下水道のため、水処理施設は有しておらず、最終的には県が運営する水処理施設で汚水処理が行われます。このため、県が管理する施設・設備の建設改良費の一部を負担しています(流域下水道建設負担金)。

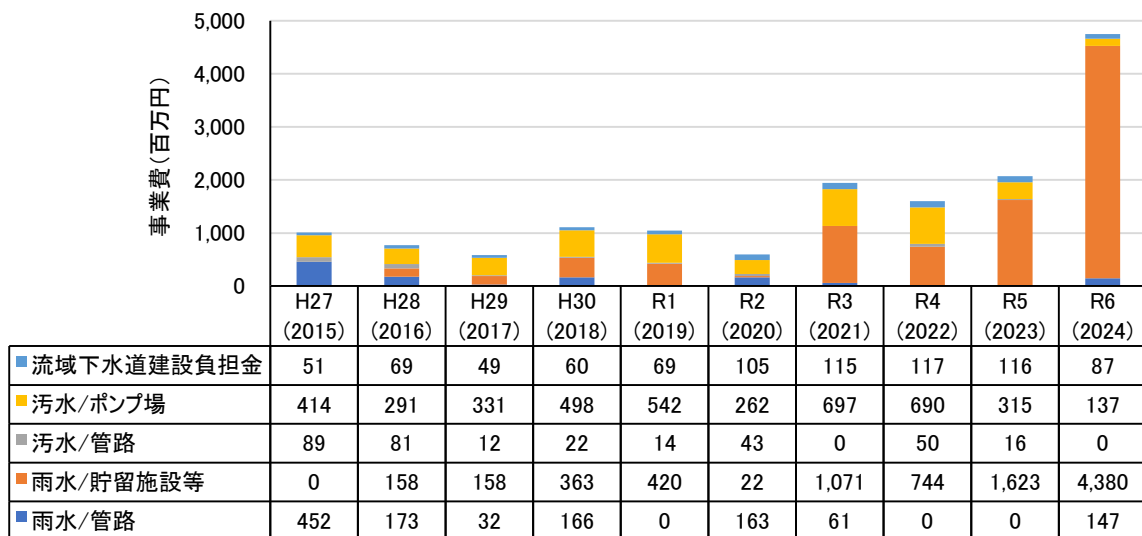


図 2-31 主な建設改良事業費の推移(下水道事業)

(2) 課題

- ・ 新規整備、老朽化対策及び耐震化・耐水化事業により、今後も建設改良費の増加が見込まれますが、実現可能な財政計画を策定する必要があります。
- ・ 戸田市下水道ストックマネジメント計画に基づいて効率的な維持管理を行いつつ、効果的な投資を行う必要があります。

8. 維持管理費の状況

(1) 現状

営業費用（直接事業運営にかかわる費用）は年々減少していますが、令和6（2024）年度では約21億円程度となっています。

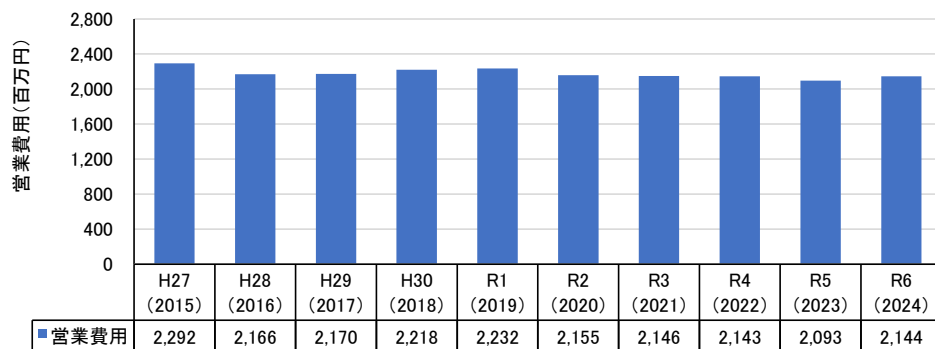


図 2-32 営業費用の推移（下水道事業）

営業費用のうち、施設の維持管理費に必要な費用（管渠費及び施設費）は、近年の物価上昇等の影響もあり増加傾向にありますが、減価償却費及び流域下水道維持管理負担金が年々減少しているため、営業費用が年々減少しています。

減価償却費の減少は、資産が耐用年数を超過して償却が完了したためであり、これら資産は老朽化が進んでいるため適切に更新する必要があります。

また、流域下水道維持管理負担金は県が運営する流域下水道事業に支出している費用で、下水量に応じて費用負担しており、近年では有収水量の減少に伴い流域下水道費も減少しましたが、定期的に見直しを行っており、令和7（2025）年度からは増加しました。

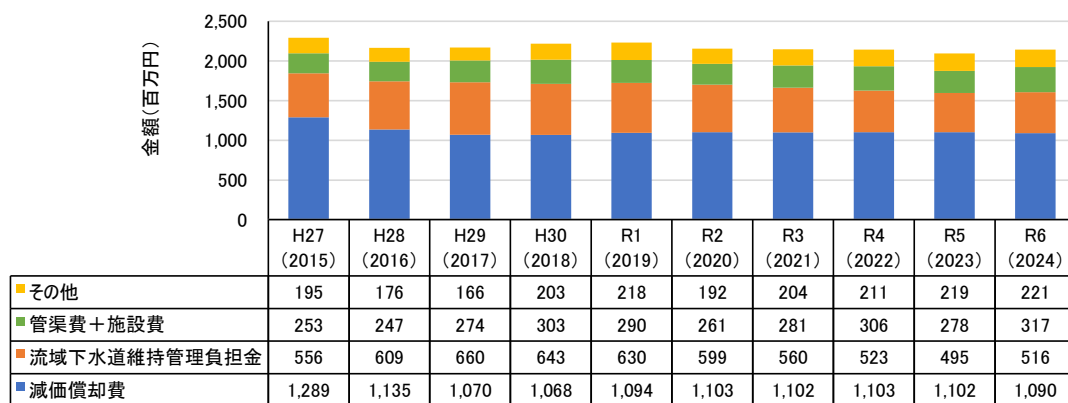


図 2-33 営業費用（内訳）の推移（下水道事業）

(2) 課題

- ・ 急激な物価上昇や老朽化対策などによる施設更新の減価償却費等により費用が増加する見込みですが、省エネ設備の導入や DX 技術の活用などによる業務の効率化により、維持管理にかかる経費を縮減する必要があります。

9. 自己資金の状況

(1) 現状

平成27(2015)年度における自己資金は1億 2,100 万円で、事業の規模に対して少ない状況でした。そのため、安定した事業運営のため下水道事業では自己資金の確保に努めていましたが、令和6(2024)年度では建設改良費の増加により、自己資金は減少し8億 2,300 万円となっています。

今後は、必要な運転資金を確保しつつ、さらに適切に投資活動を行えるよう、バランスの取れた資金管理を行います。

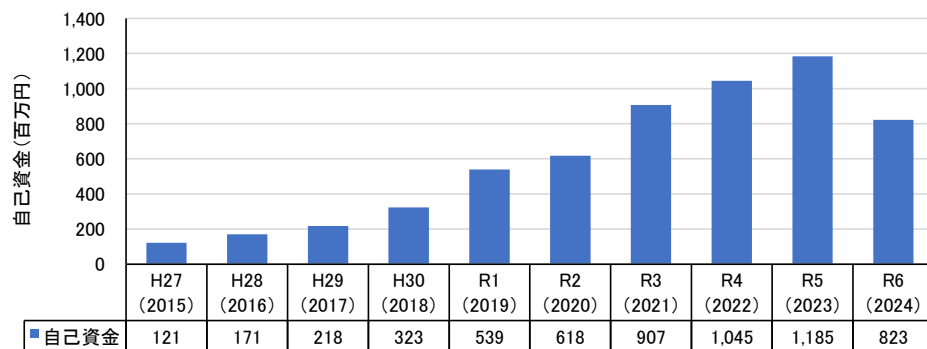


図 2-34 自己資金の推移(下水道事業)

(2) 課題

- ・ 建設改良費の増加や被災時における緊急的な支出などがあっても、資金を確保し安定して事業を継続させるよう、適切な資金管理が必要となります。

10. 経営指標による評価・分析

(1) 現状

総務省が公表する経営比較分析表の各経営指標について、本事業の令和元(2019)～令和6(2024)年度の指標を決算の状況から整理しました。あわせて、令和5(2023)年度の類似団体^{※3}の平均値や県内団体の数値と比較し、評価・分析しました。

表 2-10 経営指標の説明(下水道事業)

項目		単位	望ましい方向	計算式	指標の意味
経営の健全性	① 経常収支比率	%	↑	経常収益/経常費用 ×100	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	② 累積欠損金比率	%	↓	当年度未処理欠損金/ (営業収益－受託工事収益) ×100	営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標です。
	③ 流動比率	%	↑	流動資産/流動負債 ×100	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。
	④ 企業債残高対事業規模比率	%	↓	(企業債現在高合計－一般会計負担額)/ (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
経営の効率性	⑤ 経費回収率	%	↑	使用料収入/ 汚水処理費(公費負担分を除く) ×100	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す。
	⑥ 汚水処理原価	円	↓	汚水処理費(公費負担分を除く)/ 年間有収水量	有収水量1m ³ あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す。
	⑦ 水洗化率	%	↑	水洗化人口/処理区域内人口 ×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。
老朽化の状況	⑧ 有形固定資産減価償却率	%	↓	有形固定資産減価償却累計額/ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。
	⑨ 管渠老朽化率	%	↓	法定耐用年数を経過した管渠延長/ 下水道布設延長 ×100	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標。
	⑩ 管渠改善率	%	↑	改善(更新・改良・維持)管渠延長/ 下水道布設延長 ×100	更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

※3 下水道事業における類似団体とは、全国の市町村を対象に処理区域内人口規模を基準に分類し、同じ分類となった市町村を指します。令和5(2023)年度において、戸田市は「Aa(10万人以上,処理区域内人口密度区分100人/ha以上)」という類型に属しており、同類型の団体数は33となっています。

表 2-11 経営指標一覧(下水道事業)

項目			単位	望ましい方向	戸田市						類似団体 平均値※ (R5)	差異※
					R1	R2	R3	R4	R5	R6		
経営の健全性	①	経常収支比率	%	↑	109.97	103.36	107.01	103.32	101.29	102.31	106.58	▲ 5.29
	②	累積欠損金比率	%	↓	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.19	▲ 1.19
	③	流動比率	%	↑	106.72	128.03	137.77	121.73	146.20	195.98	108.70	37.50
	④	企業債残高対事業規模比率	%	↓	199.57	241.15	233.83	301.72	296.05	411.64	460.03	▲ 163.98
経営の効率性	⑤	経費回収率	%	↑	112.77	102.59	111.83	92.96	101.76	102.70	101.33	0.43
	⑥	汚水処理原価	円	↓	77.94	72.72	75.70	79.79	83.08	82.50	114.16	▲ 31.08
	⑦	水洗化率	%	↑	98.31	97.44	97.79	98.05	98.60	98.78	97.54	1.06
老朽化の状況	⑧	有形固定資産減価償却率	%	↓	24.00	27.27	30.04	32.69	35.51	38.46	29.31	6.20
	⑨	管渠老朽化率	%	↓	0.00	1.38	3.18	8.45	14.46	16.68	13.81	0.65
	⑩	管渠改善率	%	↑	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.07	0.16	0.22

※ 公表されている類似団体平均は令和5(2023)年度が最新のため、令和5(2023)年度のデータで比較をしています。

【経営の健全性】

経常収支比率は令和5(2023)年度において他会計負担金の減少により若干減少しましたが、健全経営の基準とされる 100%を超えており、累積欠損金も0となっております。流動比率は令和5(2023)年度には 146.20%まで改善し、類似団体と比較して高い水準にあります。企業債残高対事業規模比率については、類似団体と比較して低い水準となっています。各指標において、一定の健全性を維持している状況にあると言えます。

【経営の効率性】

水洗化率は類似団体と比較して高めの水準であり、経費回収率は 100%を超え、使用料で回収すべき経費を使用料収入で賄っておりますので、効率性が高い状態であると言えます。また、汚水処理原価は令和5(2023)年度において 83.08 円であり、類似団体と比較して低い水準ではありますが、上昇傾向にありますので今後の推移に留意が必要です。

【老朽化の状況】

有形固定資産減価償却率と管渠老朽化率において、若干類似団体より高い傾向にあります。また、管渠老朽化率の上昇に伴い、管路施設の更新を進めていますが、管渠改善率は類似団体より若干低い傾向にあります。本市は供用開始から 50 年経過しており、耐用年数を迎える管路・施設が増加していくため、計画的な更新を図り大幅な数値の上昇を抑えていく必要があります。

図 2-35 県内 53 団体経費回収率比較(令和5(2023)年度)

40

第3章 経営の基本方針

本市は、適正な料金体系設定と健全な財務運営を通じて、収支の均衡と財政的弾力性の両立を図りながら、将来にわたって安定的かつ強靱な上下水道サービスを提供し続けることを目指し、以下の方針に基づいて経営を推進します。

方針1：収支均衡と独立採算の維持

上下水道事業の持続可能な経営を確保するためには、水道・下水道のいずれの事業においても、水道料金・下水道使用料で必要な経費を安定的に賄える状態（回収率 100%以上）を維持し、独立採算制を確保することが不可欠です。加えて、単年度の収支均衡を達成するだけでなく、事業継続に必要な自己資金の確保も重要な課題です。

方針2：非常時に備えた資金の確保

非常時への備えとして、大規模災害時の収入の途絶や減少に対応できる資金、災害時の施設復旧や応急対応に要する費用を確保しておく必要があります。例えば、大規模災害時の収入の途絶に備え、少なくとも料金収入1年分に相当する資金などを保有することが望ましいとされています。

方針3：老朽施設の更新と将来投資

上下水道事業は多くの資産を保有しており、施設や設備の老朽化に伴い、更新需要が今後増大する見込みです。水道アセットマネジメント計画・下水道ストックマネジメント計画に基づき、効率的な維持管理と長寿命化に努めていますが、今後の更新需要に対応するためには、計画的な財源確保が求められます。

方針4：企業債の適正な活用と財政の弾力性

必要な場面で適切に活用しつつ、企業債残高が事業規模（年間総収支）に対して過度に増加しないよう管理し、財政の硬直化を防ぐことが重要です。

方針5：多様な広域化の推進

水道事業の課題解決に向け、本市・川口市・蕨市の3市で構成する広域ブロック内で連携を強化します。費用や業務負担の軽減を図りつつ、広域的な協力体制で事業課題に取り組み、災害対応力や運営効率の向上を目指し、持続可能な水道サービスを確保します。

第4章 投資・財政試算

1. 将来人口の見通し

1-1. 行政区域内人口の見通し

本市の行政区域内人口は、近年増加傾向ではありますが、人口増加率は年々減少しています。

ひと・まち・しごと創成本部では、近年の人口増加の鈍化により過去の推計よりも増えていないことから、新たに推計をし直しました。

その結果、将来的な本市の行政区域内人口は令和22(2040)年度の144,899人をピークに以降は減少し、令和52(2070)年度には123,061人となると推測されました。

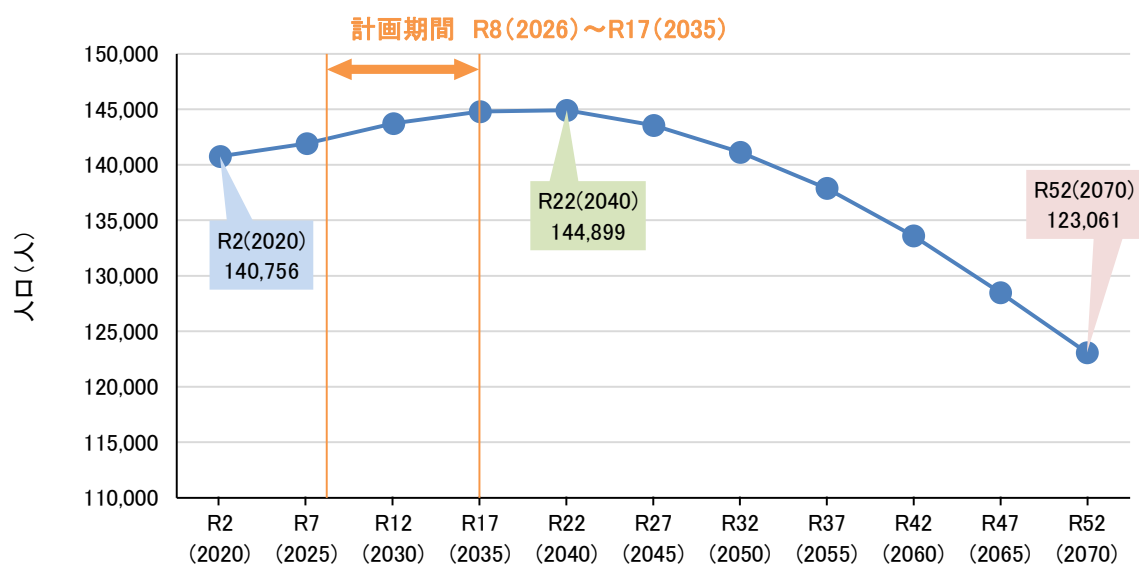
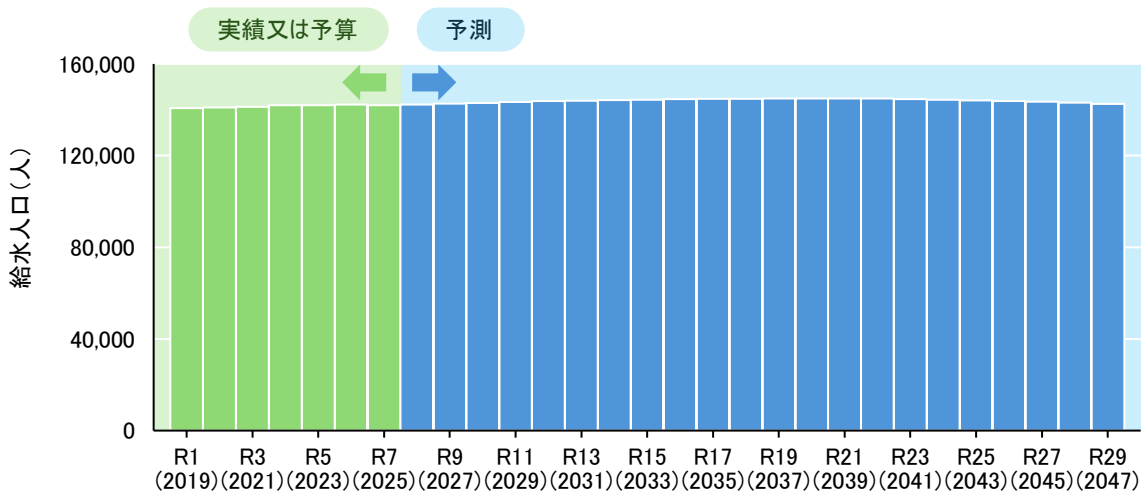


図 4-1 行政区域内人口の見通し

1-2. 給水人口及び有収水量の見通し(水道事業)

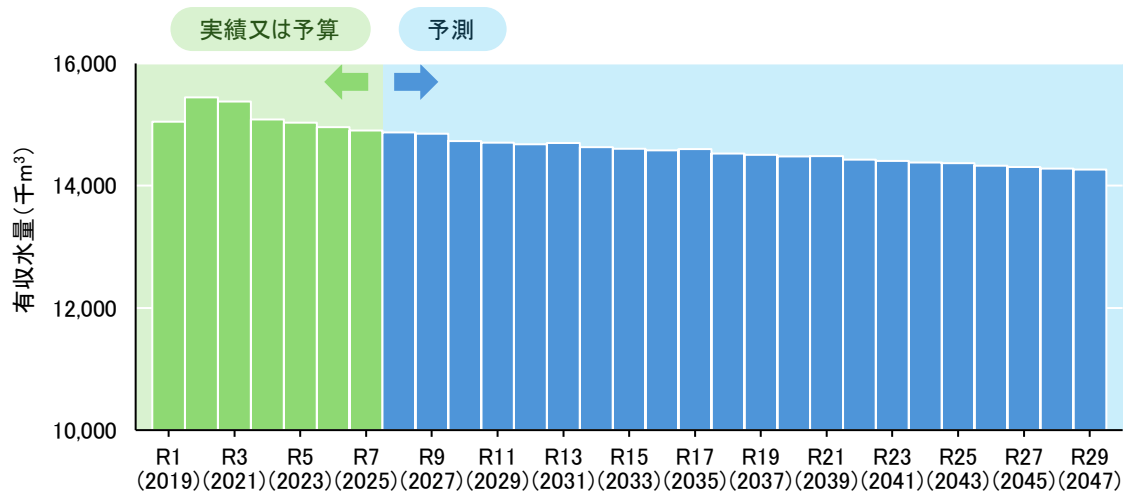
将来の給水人口は行政区域内人口に比例して令和22(2040)年度まで増加するものの、その後は年々減少する見込みです。

一方、年間有収水量は年々減少する見込みです。近年は人口が微増で推移しているものの、工場等大口使用者の節水により水量は減少傾向にあるため、全体として水量は減少傾向にあります。なお、水量は近年の実績より有収率は93.3%で推移するものとした。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-2 給水人口見通し(水道事業)



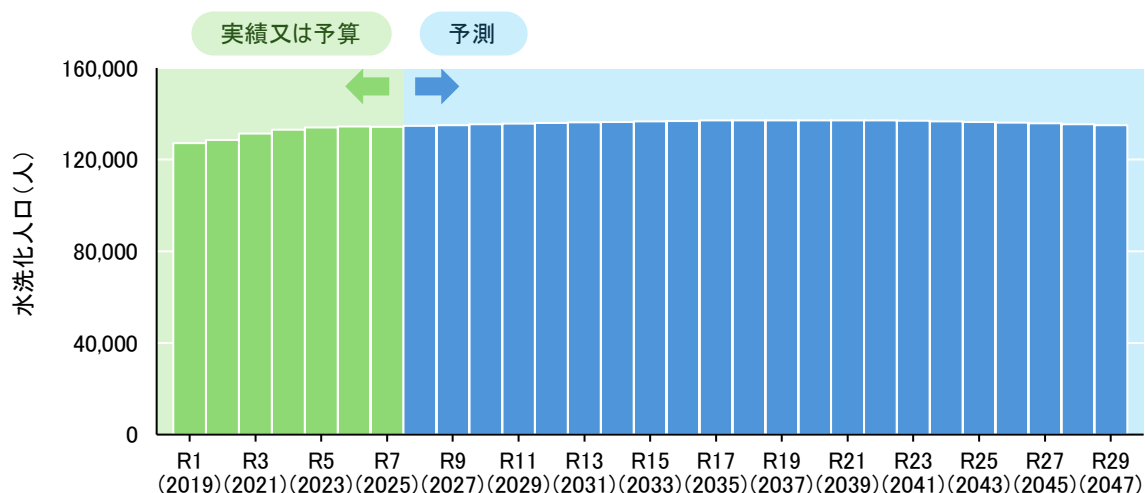
※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-3 有収水量の見通し(水道事業)

1-3. 水洗化人口及び有収水量の見通し(下水道事業)

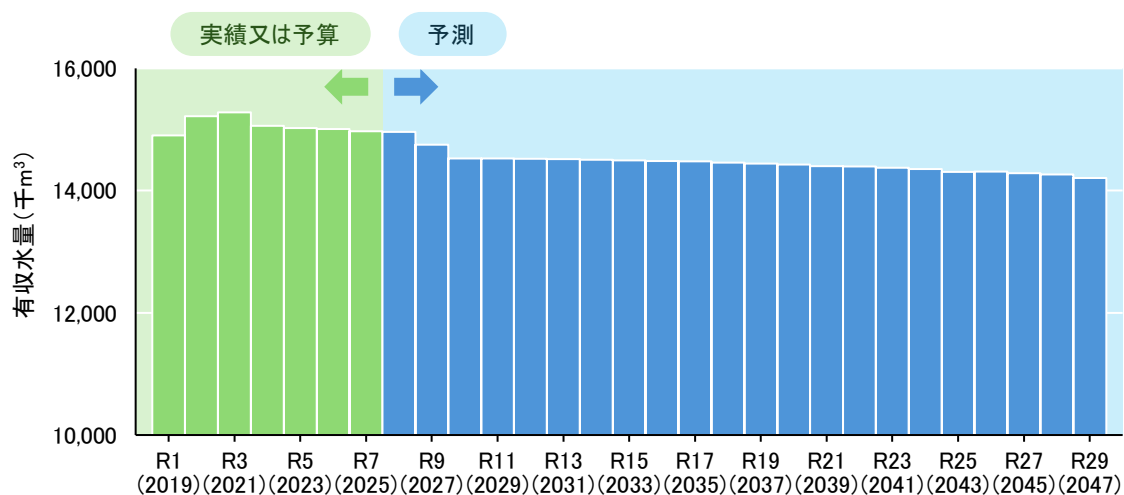
将来の水洗化人口は行政区域内人口に比例して令和22(2040)年度まで増加するものの、その後は年々減少する見込みです。

一方、有収水量は水道事業と同様、近年は人口が微増で推移しているものの水量は減少傾向にあります。さらに、令和22(2040)年度以降は人口も減少に転じるため、水量減少がさらに加速します。なお、水量は近年の実績より95.8%で推移するものとしました。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-4 水洗化人口の見通し(下水道事業)



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-5 有収水量の見通し(下水道事業)

2. 水道事業における投資及び財政試算

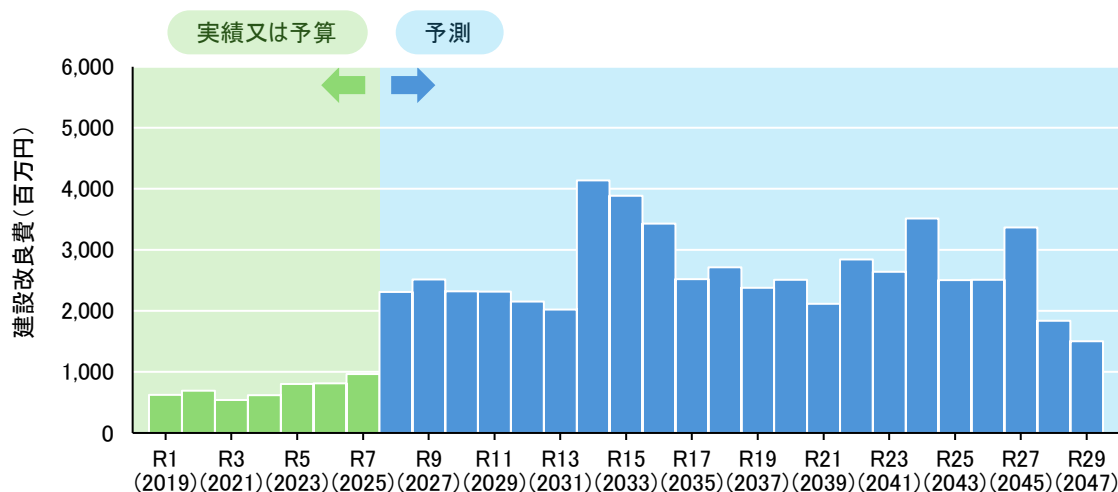
2-1. 投資試算の取りまとめ

1. 建設改良費の見通し

浄水場の老朽化が進んでいるため、令和7(2025)年度から、浄水場の大規模更新に着手しました。令和7(2025)～令和28(2046)年度で東部浄水場と中部浄水場の統合及び大規模更新、さらには、西部浄水場の大規模更新を行う計画としています。

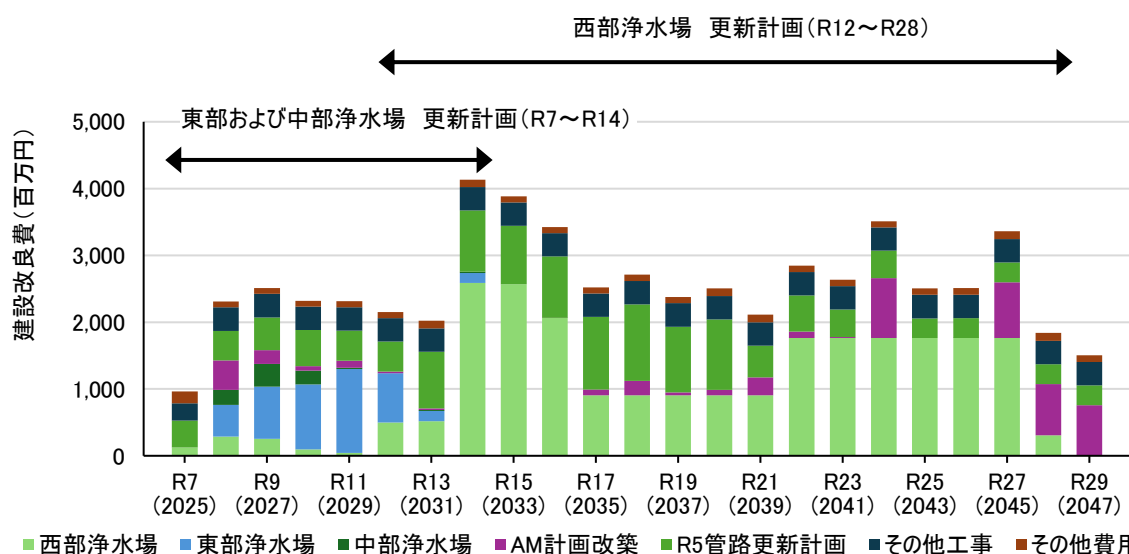
また、令和5(2023)年度に管路の更新計画を策定し、この計画に基づいて管路の老朽化対策と同時に、耐震化を踏まえた更新を実施します。

将来の令和8(2026)年度以降、浄水場の大規模更新実施期間における1年あたりの建設改良費は18億3,900～41億3,200万円(平均26億9,000万円)となる見込みです。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-6 建設改良費の見通し(水道事業)



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-7 浄水場の大規模更新実施期間における建設改良費(内訳)の見通し(水道事業)

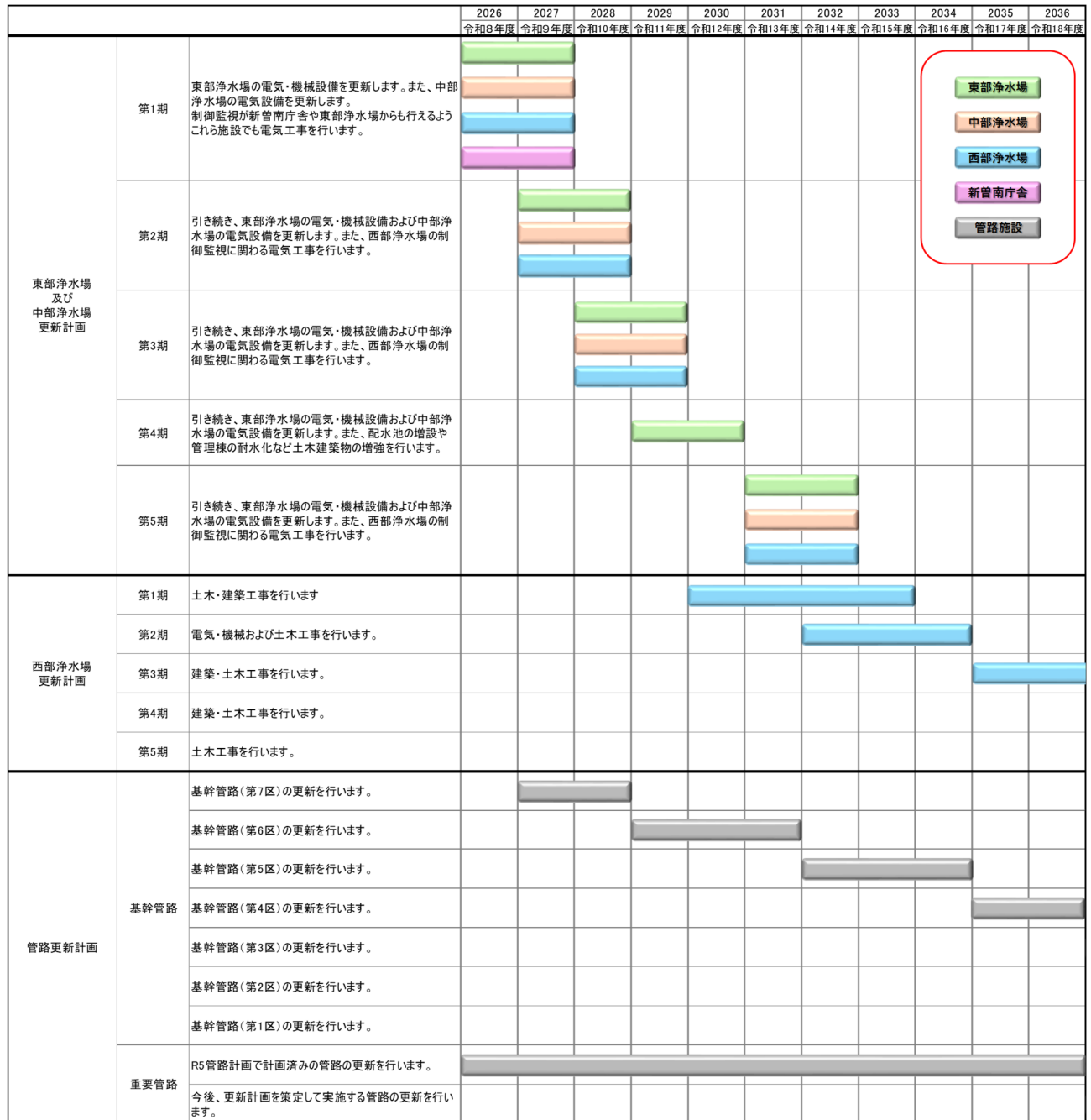


図 4-8 主な事業計画(水道事業)

			2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047
			令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度
東部浄水場 及び 中部浄水場 更新計画	第1期	東部浄水場の電気・機械設備を更新します。また、中部浄水場の電気設備を更新します。制御監視が新曽南庁舎や東部浄水場からも行えるようこれら施設でも電気工事を行います。											
	第2期	引き続き、東部浄水場の電気・機械設備および中部浄水場の電気設備を更新します。また、西部浄水場の制御監視に関わる電気工事を行います。											
	第3期	引き続き、東部浄水場の電気・機械設備および中部浄水場の電気設備を更新します。また、西部浄水場の制御監視に関わる電気工事を行います。											
	第4期	引き続き、東部浄水場の電気・機械設備および中部浄水場の電気設備を更新します。また、配水池の増設や管理棟の耐水化など土木建築物の増強を行います。											
	第5期	引き続き、東部浄水場の電気・機械設備および中部浄水場の電気設備を更新します。また、西部浄水場の制御監視に関わる電気工事を行います。											
西部浄水場 更新計画	第1期	土木・建築工事を行います											
	第2期	電気・機械および土木工事を行います。											
	第3期	建築・土木工事を行います。											
	第4期	建築・土木工事を行います。											
	第5期	土木工事を行います。											
管路更新計画	基幹管路	基幹管路(第7区)の更新を行います。											
		基幹管路(第6区)の更新を行います。											
		基幹管路(第5区)の更新を行います。											
		基幹管路(第4区)の更新を行います。											
		基幹管路(第3区)の更新を行います。											
		基幹管路(第2区)の更新を行います。											
		基幹管路(第1区)の更新を行います。											
	重要管路	R5管路計画で計画済みの管路の更新を行います。 今後、更新計画を策定して実施する管路の更新を行います。											



図 4-9 主な事業計画(水道事業)

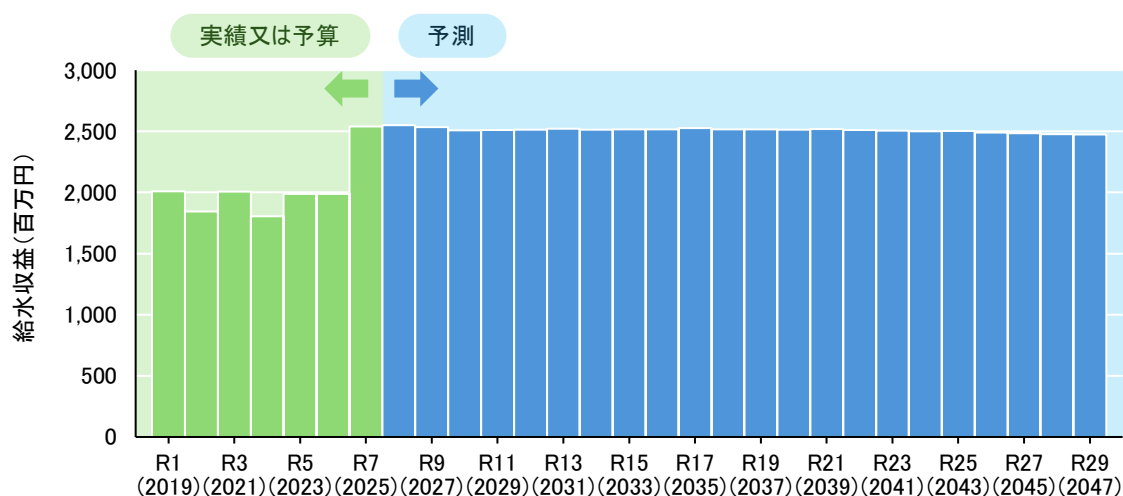
2-2. 財源試算の取りまとめ

1. 給水収益の見通し

令和7(2025)年度に料金改定を実施しました。この結果、給水収益は令和6(2024)年度までは20億円未満で推移していましたが、令和7(2025)年度以降では25億円程度と見込まれます。

計画期間における給水収益はほぼ一定で推移し、平均25億2,100万円となりますが、その後は有収水量に比例して減少する見込みです。

一方、後述するように経費は年々上昇するため、事業運営が厳しくなります。今後は安定して事業運営が継続できるよう、定期的に料金水準の検討を行います。

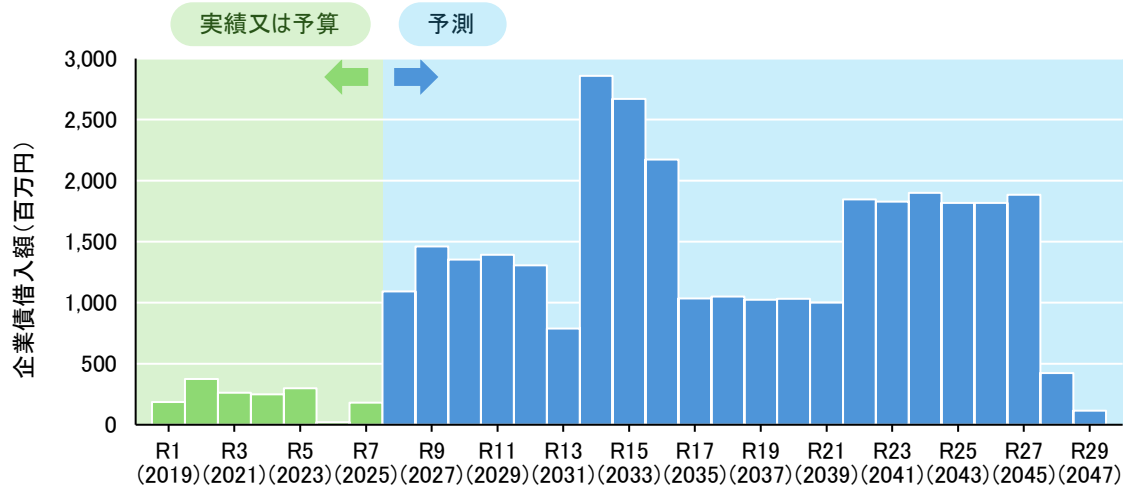


※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-10 給水収益の見通し(水道事業)

2. 企業債の見通し

浄水場の大規模更新の財源はすべて企業債を見込んでいます。このため、大規模更新期間（令和7（2025）～令和28（2046）年度）における企業債の借入額は一時的に増加します。本経営戦略の計画期間における企業債の借入額は7億8,700～28億5,700万円（平均16億1,200万円）となる見込みです。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29（2047）年度までとする。

図 4-11 企業債借入額の見通し（水道事業）

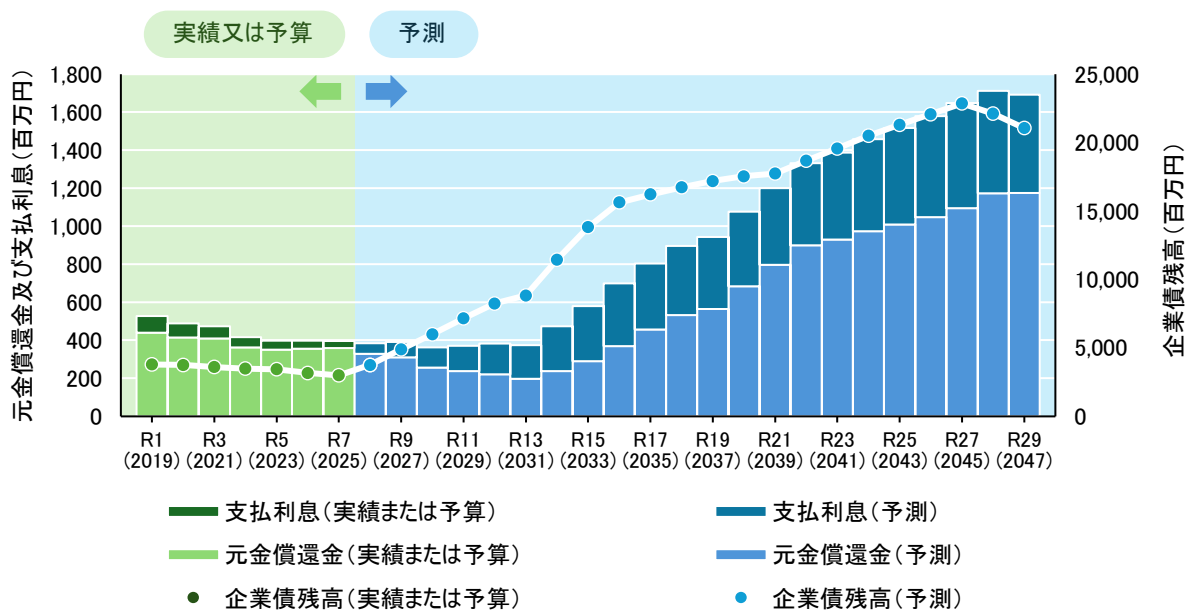
浄水場の大規模更新に係る企業債の償還は据え置き期間後に始まるため、元金償還金は令和13（2031）年度までは減少し、その後は増加します。

一方、支払利息は借り入れた翌年度から発生するため、令和9（2027）年度から増加します。

計画期間終了時の令和17（2035）年度における元金償還金は4億5,600万円、支払利息は3億4,800万円となる見込みです。

また、浄水場の大規模更新に伴う借入れが続く間は企業債残高も増加します。計画期間終了時の令和17（2035）年度における企業債残高は162億0,300万円となる見込みです。

企業債の借入額の増加は、将来の元金償還金及び支払利息も増加させるため、将来世代の負担が大きくなってきます。現計画では浄水場の大規模更新の財源を企業債としていますが、状況に応じて適切な財源が確保できるよう検討をしながら事業を進めます。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-12 元金償還金、支払利息及び企業債残高の見通し(水道事業)

3. 国・県補助金の見通し

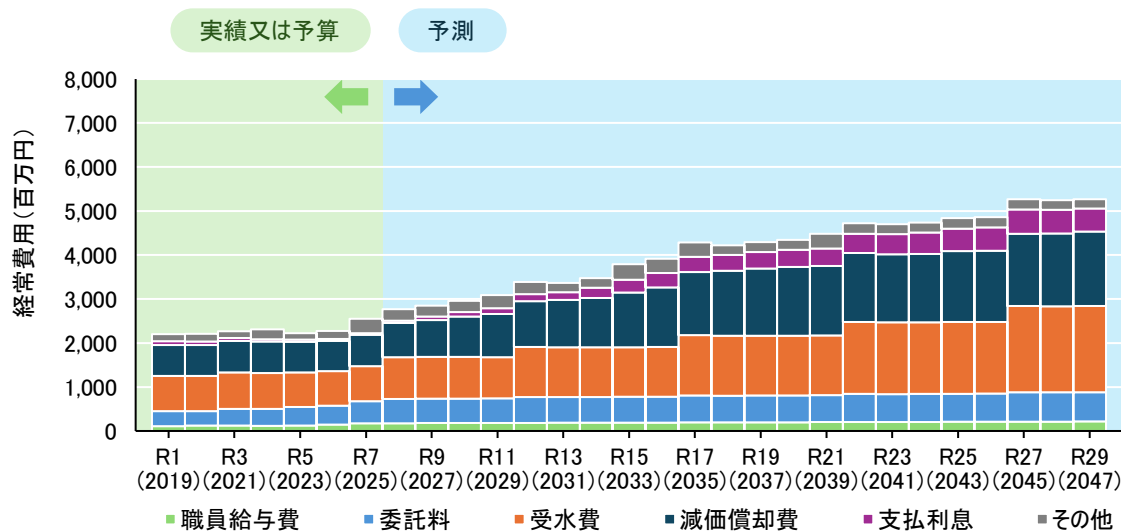
料金回収率など、国の補助金の要件を満たしていないため、補助金は見込めない状況です。今後は料金回収率 100%以上を維持するなど、要件を達成し補助金が活用できるよう検討します。

4. 一般会計繰入金の見通し

現在、水道事業における一般会計繰入金は児童手当及び消火栓整備に係る分のみであり、これは一定で推移する見込みです。

2-3. 投資以外の経費の取りまとめ

投資以外の経費については、物価や賃金上昇、受水費及び浄水場の大規模更新に伴う減価償却費の上昇により年々増加する見込みです。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-13 投資以外の経費(収益的支出)の見通し(水道事業)

1. 職員給与費

計画期間中、職員数は一定で推移する見込みですが、職員給与費は人件費の上昇を考慮し、毎年度上昇する見込みです。

上昇率は内閣府の『中長期の経済財政に関する試算』における賃金上昇率を採用し、上昇率の平均 0.97%としています。

2. 減価償却費

浄水場の大規模更新を実施し新たな資産を取得することになるため、計画期間中の減価償却費は増加する見込みです。

計画期間開始時(令和8(2026)年度)の減価償却費は7億 7,100 万円ですが、計画期間終了時(令和17(2035)年度)では 14 億 3,600 万円となる見込みです。

3. 委託料

(1) 包括的民間委託

現在、上下水道事業の種々業務について一括で契約することで支出の効率化を実現しています。今後も、包括的民間委託を継続することで支出の効率化の効果を維持するとともに、業務範囲の拡大をすることで職員の負担を軽減して人件費や委託料を削減できるよう検討しますが、近年は物価高騰や人件費の上昇により委託金額も上昇する見込みです。また、ウォーターPPP については国の動向等を注視しつつ、最適な民間委託を検討します。

(2) その他委託

料金徴収業務や包括的民間委託以外で実施している水質検査や設備の保守点検などは継続する予定ですが、費用は物価上昇を反映し、年々上昇する見込みです。

なお、上昇率は内閣府の『中長期の経済財政に関する試算』における消費者物価上昇率を採用し、上昇率の平均 0.90%としています。

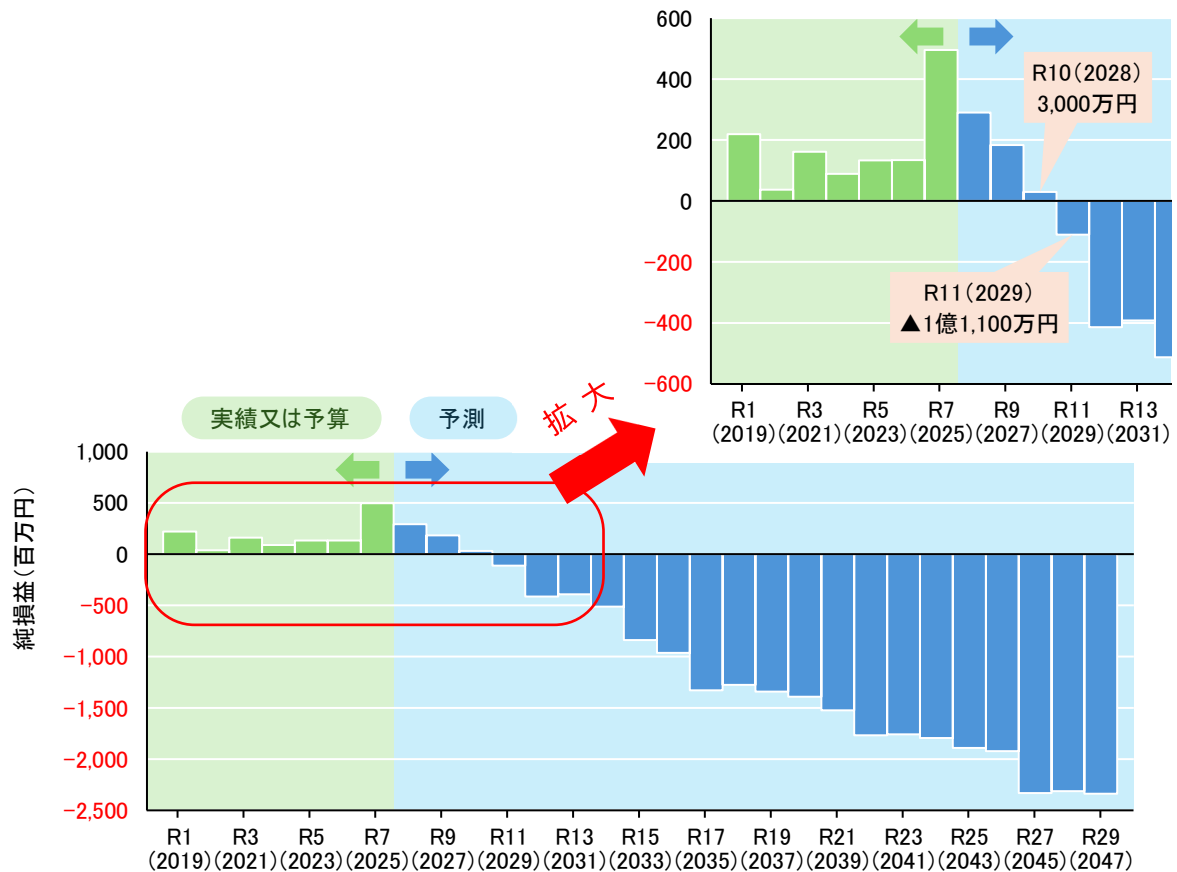
4. 受水費

受水費は県と契約した単価に水量を乗じて算出されます。受水費の単価は令和7(2025)年度から5年ごとに見直しされるため、5年ごとに上昇する見込みです。

2-4. 将来の経営状況の取りまとめ

1. 純損益

純損益は、令和11(2029)年度からマイナス(赤字)となり、計画最終年度の令和17(2035)年度には純損失が13億2,900万円となる見込みです。このため、さらなる経費の節減や料金改定等により赤字を解消する必要があります。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。

図 4-14 純損益の見通し(水道事業)

2. 自己資金

計画期間後半では純損失が発生するため自己資金は年々減少し、計画期間中の令和15(2033)年度に資金不足に陥る見込みです。

災害時などの緊急時でも安定した事業運営を行うためには、自己資金を確保しておく必要があり、さらなる経費の節減や料金改定による収入増加、その他の資金調達が必要となります。

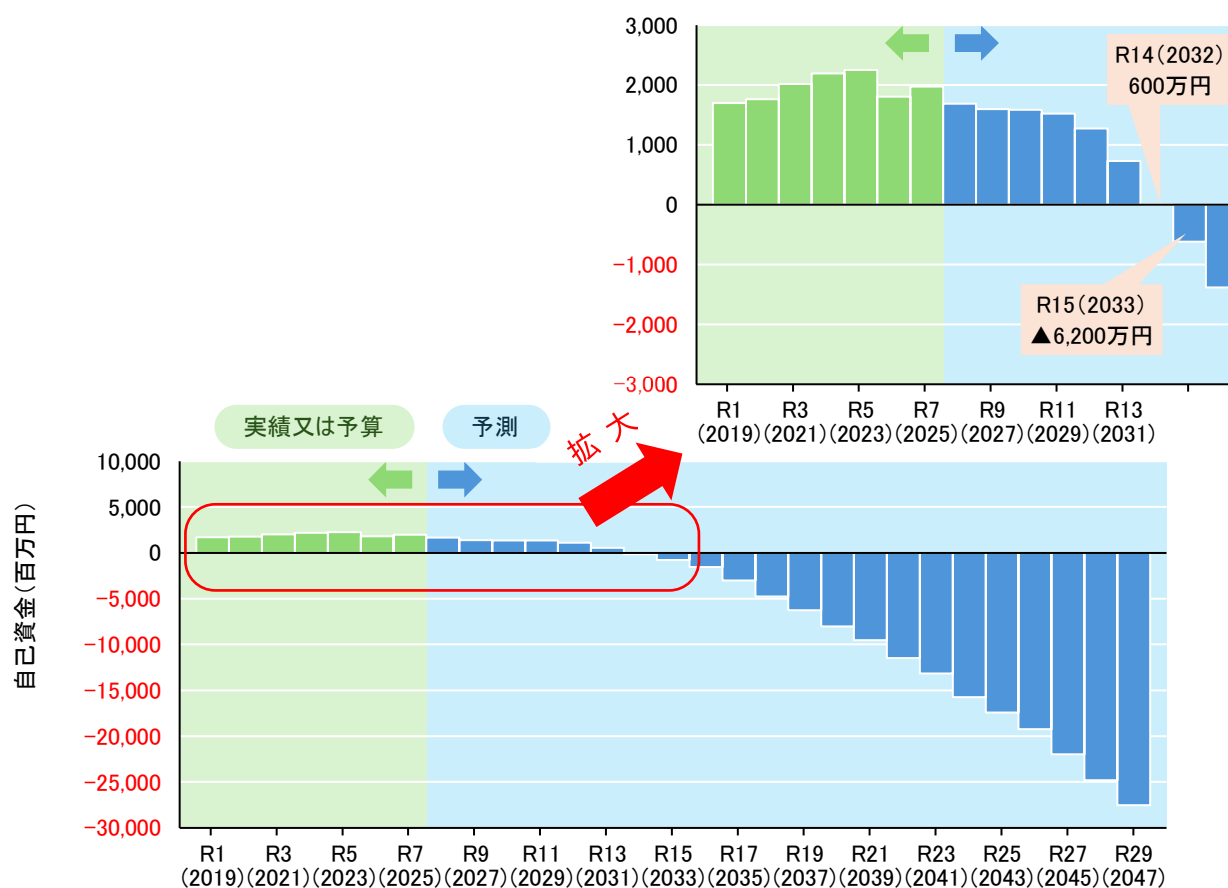


図 4-15 自己資金の見通し(水道事業)

3. 下水道事業における投資及び財政試算

3-1. 投資試算の取りまとめ

1. 建設改良費の見通し

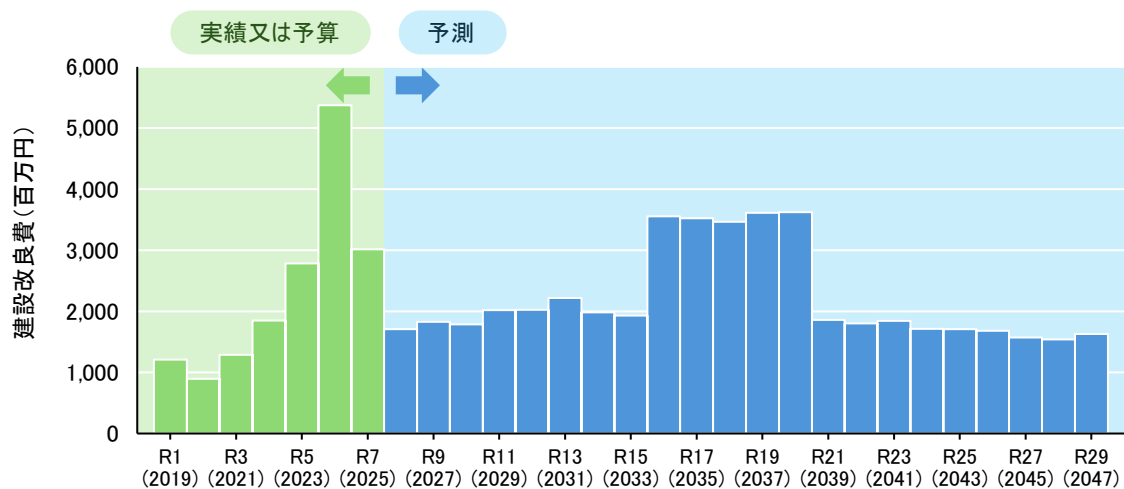
下水道事業では、継続的に管渠の整備を続けており、普及率の拡大に努めています。計画期間内の整備として、污水管渠の整備を新曽第一地区、新曽第二地区、新曽中央地区で、雨水施設を新曽中央地区で進める予定としています。

自然災害への備えとしては、激甚化への対応を図るため、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度にかけて雨水貯留管築造工事を実施し、今後も引き続き浸水対策や耐震化対策を進める計画としています。

その他、老朽化対策として戸田市下水道ストックマネジメント計画に基づき実施しており、この計画で策定した事業内容を反映しています。

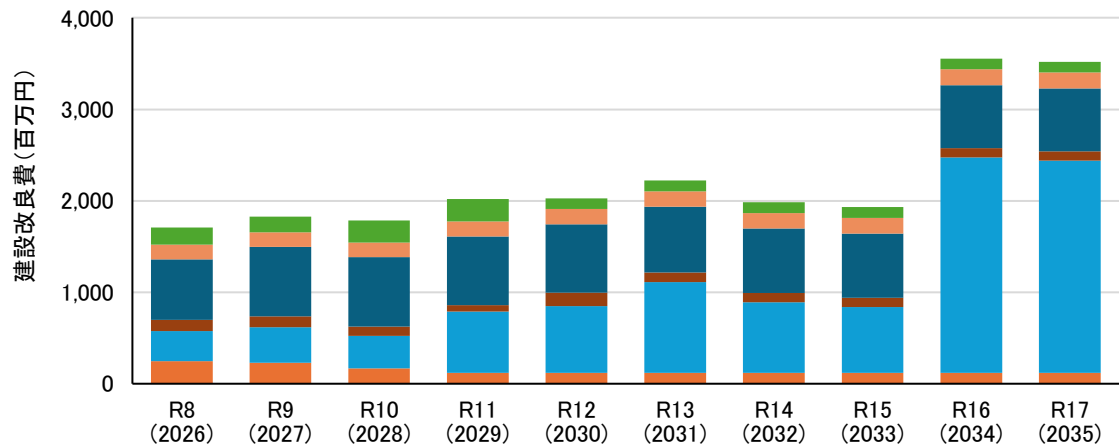
また、流域下水道建設負担金については、5年ごとに上昇を見込んでいます。

計画期間における建設改良費は、17億800～35億5,500万円(平均22億5,800万円)となる見込みです。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

図 4-16 建設改良費の見通し(下水道事業)



■汚水事業(新設) ■雨水事業(新設) ■耐震化事業 ■改築・更新(ストマネ) ■流域下水道建設負担金 ■その他費用

※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

図 4-17 計画期間における建設改良費(内訳)の見通し(下水道事業)

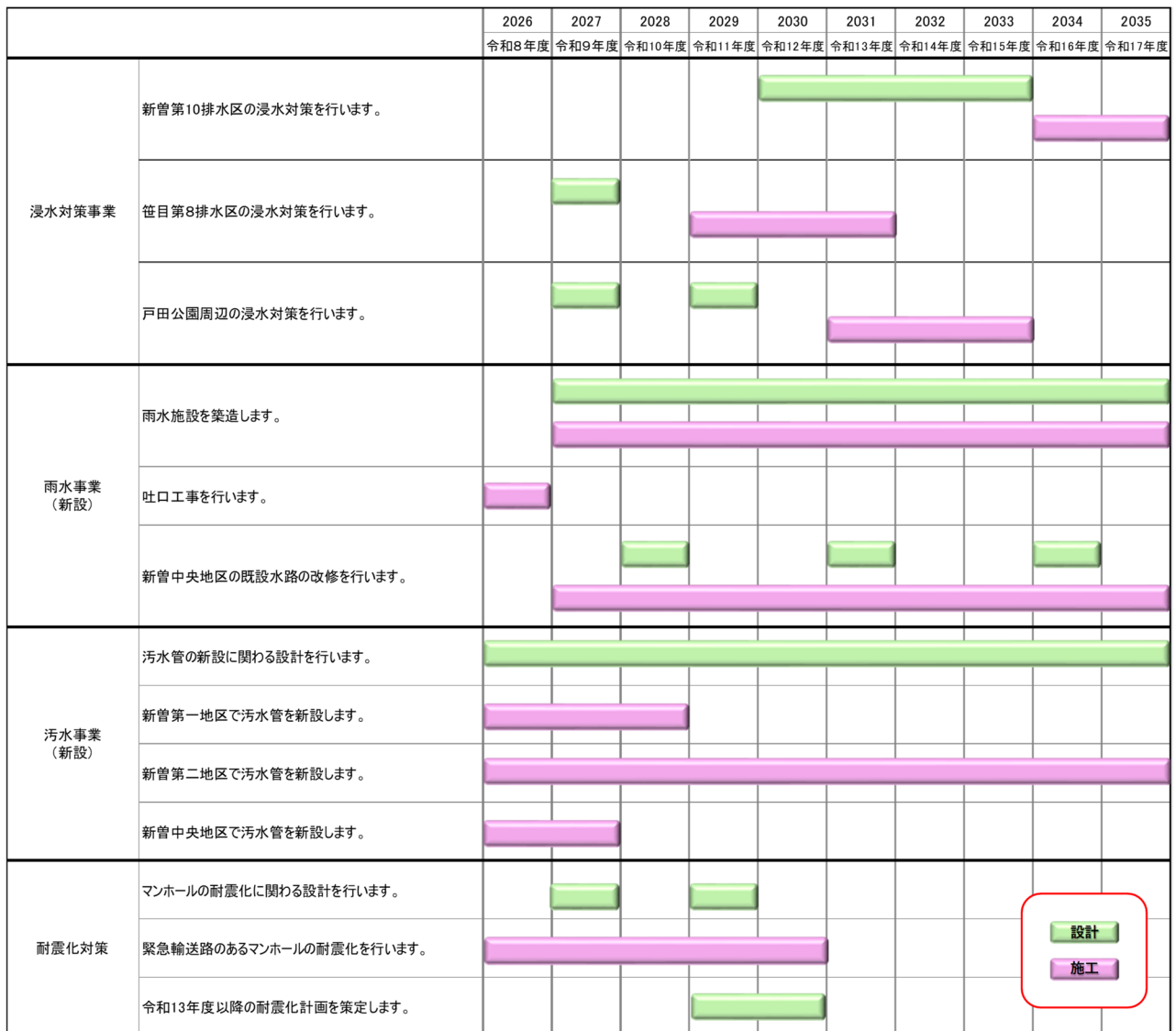


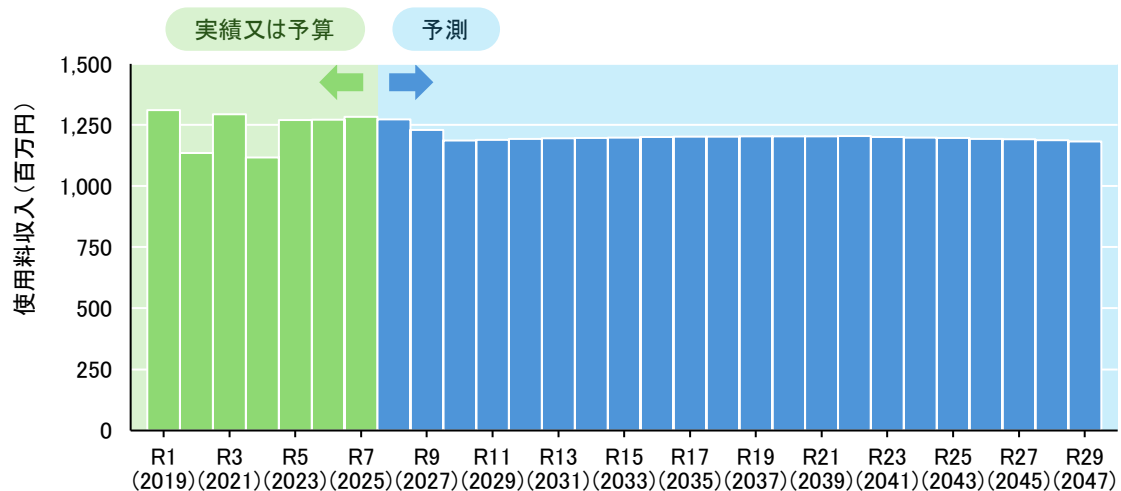
図 4-18 主な事業計画(下水道事業)

3-2. 財源試算の取りまとめ

1. 使用料収入の見通し

計画期間内における使用料収入は平均 12 億 600 万円で推移し、その後は有収水量に比例して減少する見込みです。

計画期間内では使用料収入はおおむね一定で推移しますが、後述するように経費は年々上昇するため、事業運営が厳しくなります。今後は安定して事業運営が継続できるよう、定期的の使用料水準の検討を行います。



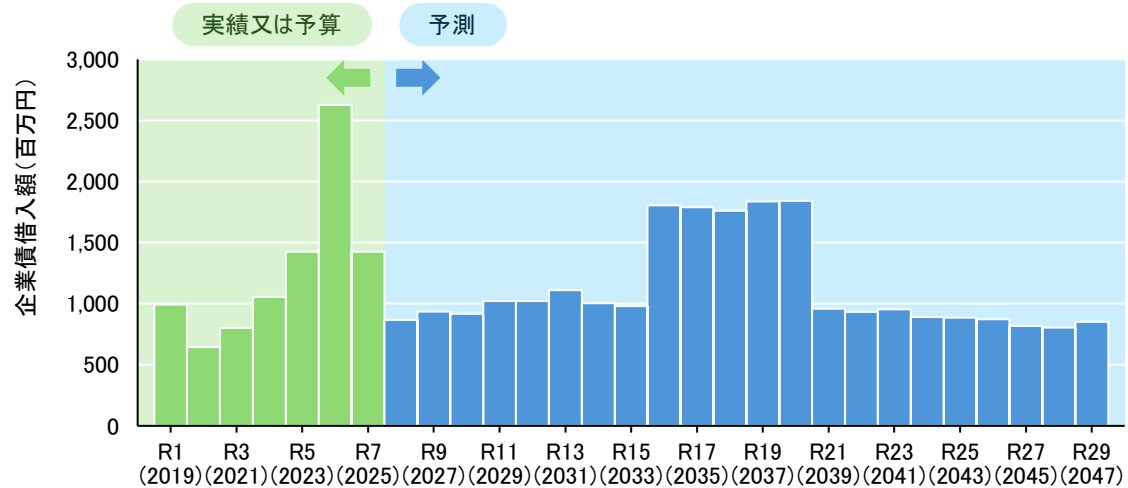
※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

図 4-19 使用料収入の見通し(下水道事業)

2. 企業債の見通し

施設に関する工事では、財源のうち、企業債の割合を 46～50%としています。ただし、流域下水道建設負担金等については、100%企業債としています。

この結果、計画期間内における企業債の借入額は8億 6,800～18 億 500 万円(平均 11 億 4,500 万円)で推移する見込みです。



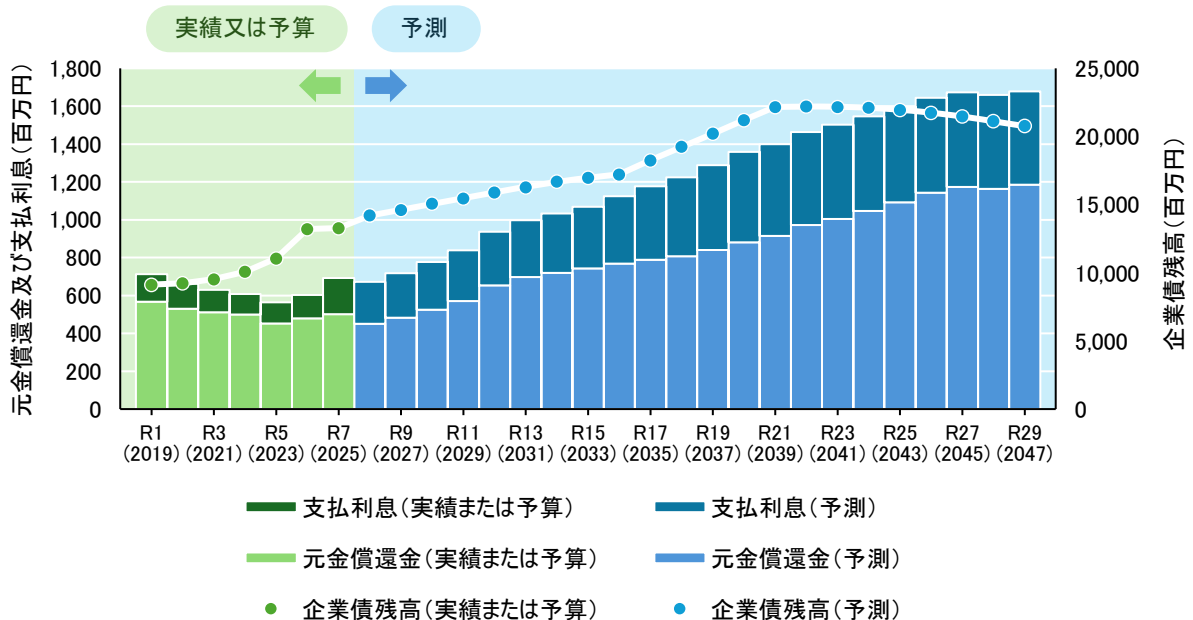
※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

図 4-20 企業債借入額の見通し(下水道事業)

計画期間内では、汚水や雨水施設の整備に加え、耐震化や浸水対策事業により、年々企業債借入額が増加しています。これに伴い、元金償還金や企業債残高も増加します。

計画期間終了時の令和17(2035)年度では、元金償還金は7億 8,900 万円、支払利息は3億 8,700 万円、企業債残高は 182 億 4,900 万円となる見込みです。

また、令和18(2036)年度以降は、建設改良費の減少に伴い、企業債借入額も減少しますが、引き続き災害対策や改築等の事業は必要に応じて継続し、財源の一部として企業債も検討します。

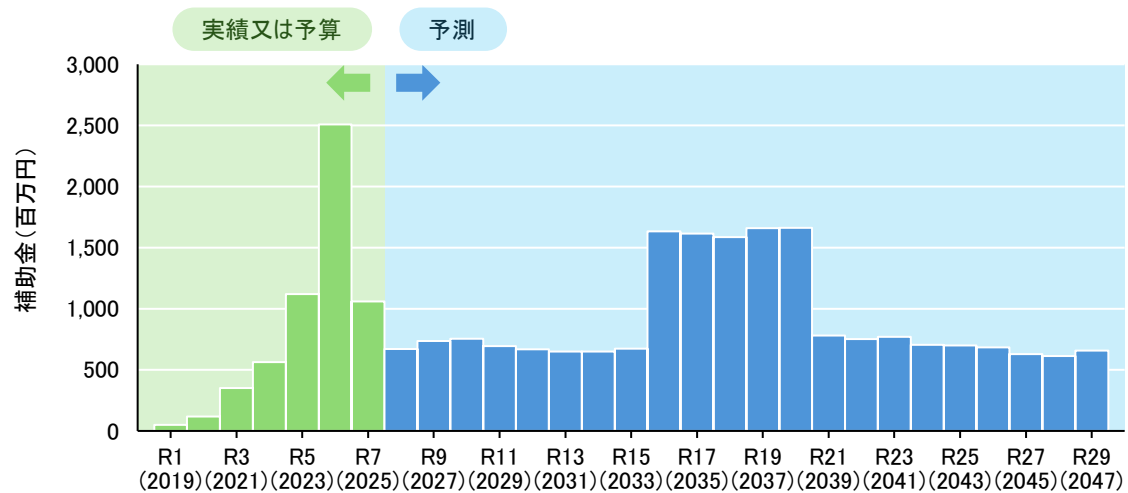


※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

図 4-21 元金償還金、支払利息及び企業債残高の見通し(下水道事業)

3. 国・県補助金の見通し

耐震化や浸水対策事業など、国の補助金を財源として活用する予定で、計画期間内における補助金は6億4,900～16億3,200万円(平均8億7,400万円)で推移する見込みです。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

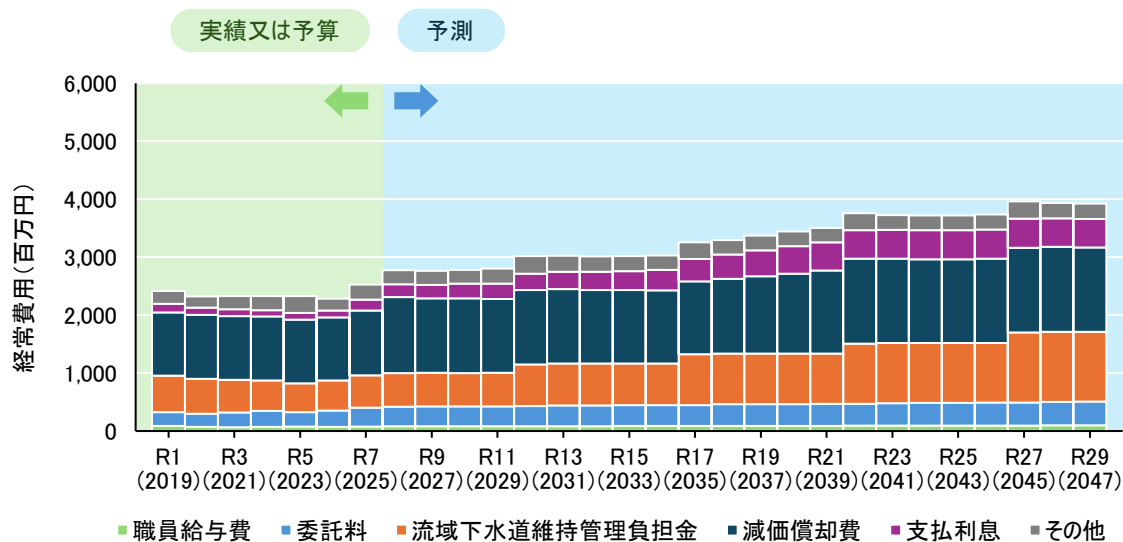
図 4-22 補助金の見通し(下水道事業)

4. 一般会計繰入金の見通し

現在、下水道事業における一般会計繰入金は雨水処理及び児童手当に係る分のみであり、これらは雨水事業に係る経費の増加に伴い増加する見込みです。

3-3. 投資以外の経費の取りまとめ

投資以外の経費については、物価や賃金上昇、流域下水道維持管理負担金及び減価償却費の上昇により年々増加する見込みです。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

図 4-23 投資以外の経費(収益的支出)の見通し(下水道事業)

1. 職員給与費

計画期間中、職員数は一定で推移する見込みですが、職員給与費は人件費の上昇を考慮し、毎年度上昇する見込みです。

上昇率は内閣府の『中長期の経済財政に関する試算』における賃金上昇率を採用し、上昇率の平均 0.97%としています。

2. 減価償却費

計画期間中の減価償却費は新規汚水管の整備や雨水施設の整備によりやや増加する見込みです。

3. 支払利息

計画期間中の支払利息は新規汚水管の整備や雨水施設の整備に伴う企業債の借入れによりやや増加する見込みです。

4. 委託料

(1) 包括的民間委託

現在、上下水道事業の種々業務について一括で契約することで支出の効率化を実現しています。今後も、継続して実施することで支出の効率化の効果を維持します。

また、契約更新時には、更なる効率化に向け、業務範囲について検討します。さらには、ウォーター PPP についても検討を行い、戸田市上下水道事業において、最適な民間委託を検討します。

(2) その他委託

包括的民間委託以外で実施している設備の保守点検などは、継続する予定ですが、費用は物価上昇を反映し、年々上昇する見込みです。

なお、上昇率は内閣府の『中長期の経済財政に関する試算』における消費者物価上昇率を採用し、上昇率の平均 0.90%としています。

5. 流域下水道維持管理負担金

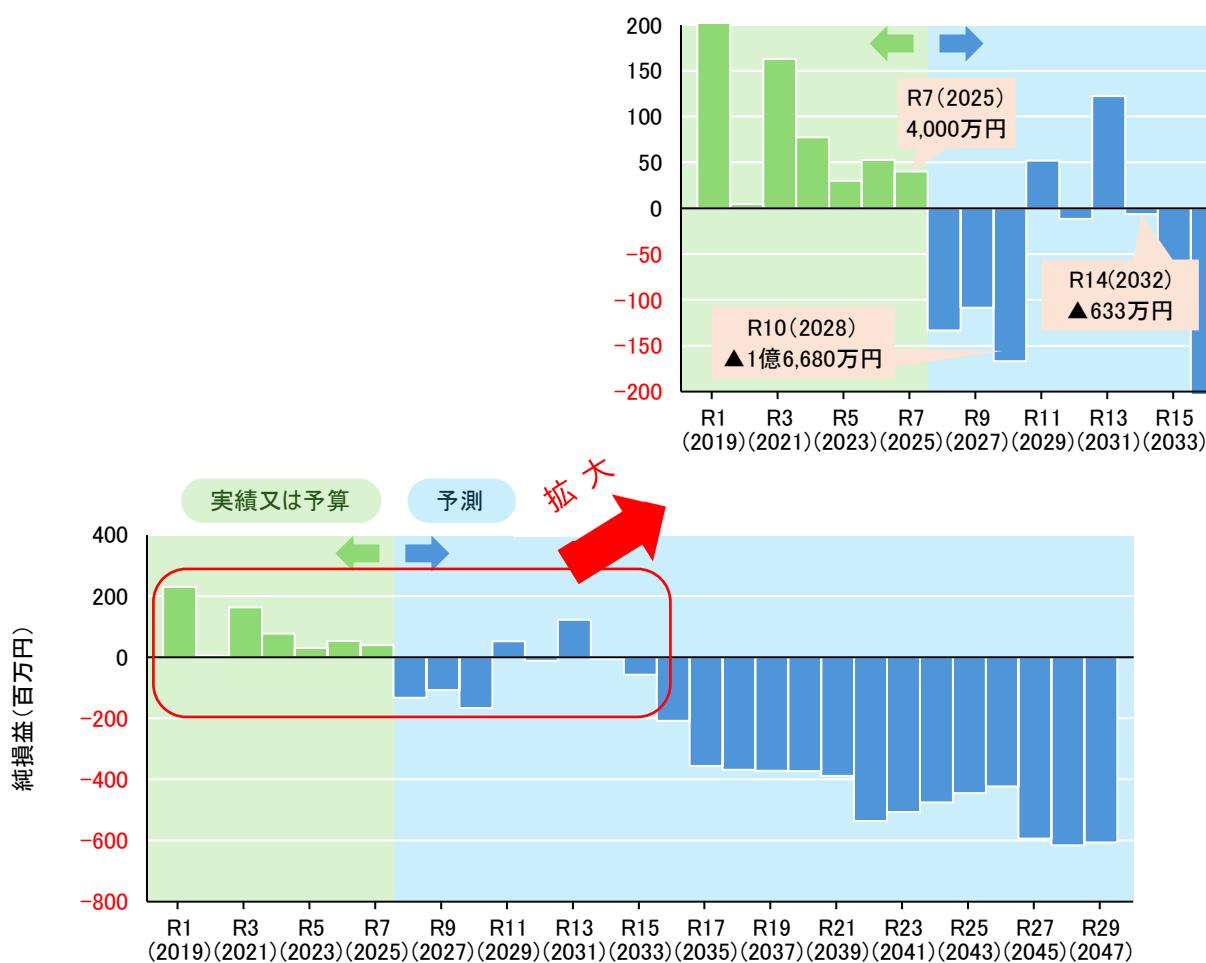
流域下水道維持管理負担金は、県との契約に基づいて試算されます。単価は令和7(2025)年度から5年ごとに見直しされるため5年ごとに上昇する見込みです。

3-4. 将来の経営状況の取りまとめ

1. 純損益

純損益は、計画初年度の令和8(2026)年度からマイナス(赤字)となり、計画最終年度の令和17(2035)年度には純損失が3億5,600万円となる見込みです。このため、さらなる経費の節減や使用料改定等により赤字を解消する必要があります。

なお、汚水事業に係る費用が年々増加する一方で、公費負担の対象となる雨水事業に係る建設改良費や維持管理費が変動するため、計画期間における各年度の純損益は一時的に変動します。



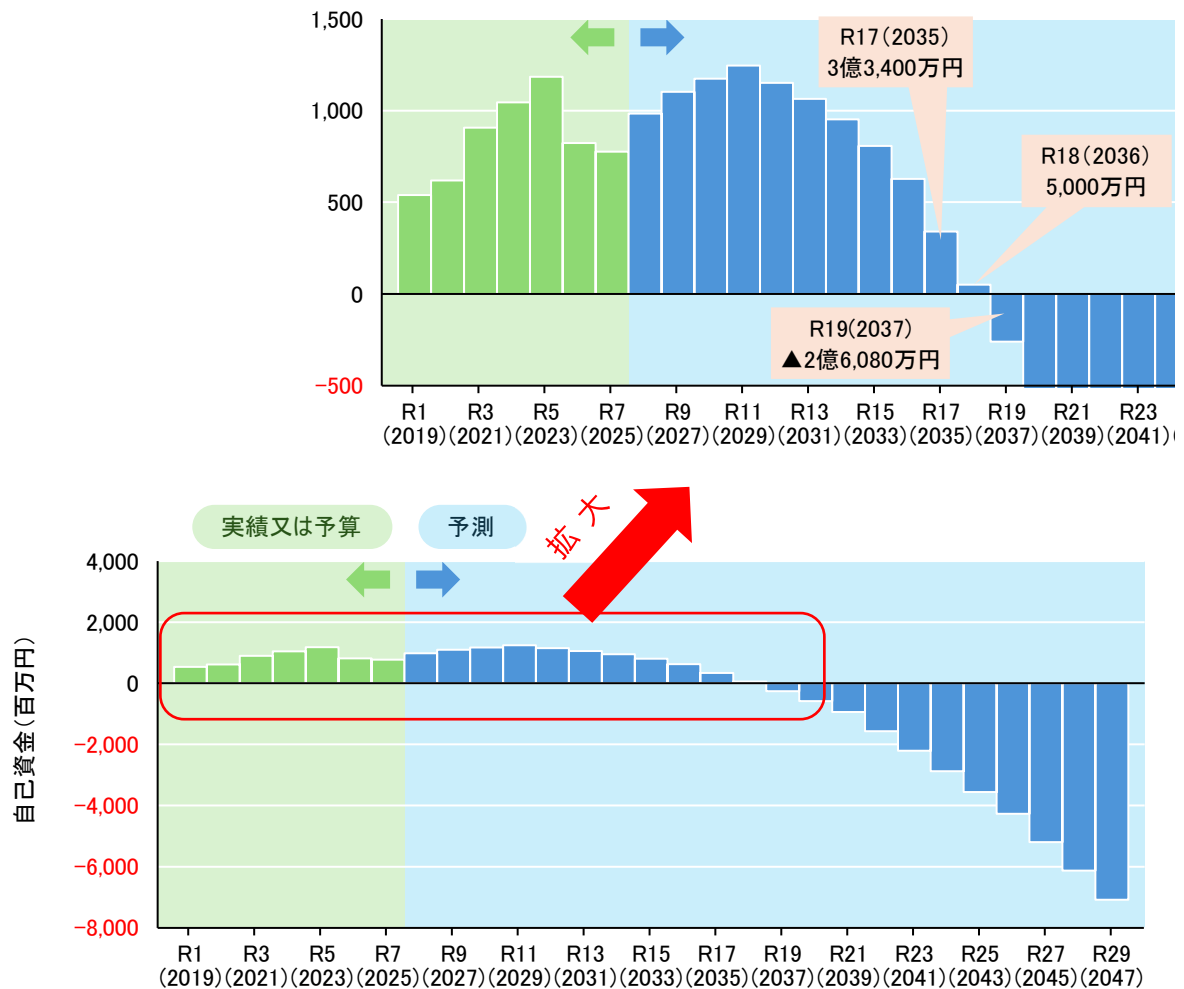
※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

図 4-24 純損益の見通し(下水道事業)

2. 自己資金

自己資金は、計画期間後半から年々減少し、計画期間終了後の令和 19(2036)年度より資金不足に陥る見込みです。

災害時などの緊急時でも安定した事業運営を行うためには、自己資金を確保しておく必要があり、さらなる経費の節減や料金改定による収入増加、その他の資金調達が必要となります。



※予測期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業と同じとする。

図 4-25 自己資金の見通し(下水道事業)

4. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要の整理

4-1. 災害対策の強化

本市の上下水道は、市民生活と公共衛生を支える重要な基盤です。災害時の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を実現するために、施設と管路の耐震化・耐水化を推進します。また、デジタル技術を活用して浸水リスクを可視化し、災害発生時には市民及び関係者に迅速かつ正確な情報を提供します。また、防災訓練や対応マニュアルの充実を通じて職員の防災力を強化します。

4-2. 官民連携の強化と地域資源の活用

持続可能な上下水道事業を実現するため、官民連携を強化し、地域資源を有効活用することが重要です。民間のノウハウを取り入れ、運営の効率化と支出の見直しを図るとともに、地元事業者との協力を深め、地域特性に応じた柔軟なサービス提供を目指します。

併せて、下水道事業におけるウォーターPPPの導入可能性を検討し、施設運営や維持管理の最適化を進めます。さらに、災害時の迅速な対応を可能にするため、地域事業者と連携した緊急対応体制を整備し、市民が安心して利用できる上下水道サービスの確保を図ります。

4-3. 脱炭素化の推進

本市は「ゼロカーボンシティ」を表明しており、その実現に向けて上下水道事業の脱炭素化を積極的に推進します。上下水道施設は多くのエネルギーを消費するため、温室効果ガスの排出削減が不可欠です。これを踏まえ、省エネルギー設備の導入や運用の最適化を進めるとともに、持続可能なエネルギー利用の実現を目指します。

4-4. デジタル化(DX)の推進

上下水道事業の効率化と高度化を図り、持続可能なインフラ運営を実現するため、デジタル技術の活用を推進することとし、施設・管路管理システムを導入してデータを一元的に管理することで、維持管理の最適化や老朽化対策を強化し、異常の早期発見と迅速な対応を可能にします。

また、デジタルで水使用量を自動的に計測・送信できるスマートメーターの導入について、精度向上や漏水対策と水資源の有効活用を促進し、水道事業における支出の効率化に寄与するか検討を進めることで、市民サービスの質的向上を目指します。

第5章 水道料金及び下水道使用料の適切な水準

水道事業及び下水道事業は、地方公営企業として独立採算制を原則としているため、通常の事業運営に係る経費は水道料金及び下水道使用料で賄う必要があります。

しかし、水道事業、下水道事業はともに、多くの施設や設備を保有しており、これら事業を持続的に運営するためには、将来の施設や設備の更新費用も考慮する必要があります、この更新費用は資産維持費として、水道料金及び下水道使用料に反映させる必要があります。

したがって、水道料金及び下水道使用料は、通常の事業運営に係る経費に加え、資産維持費を考慮して設定されます（総括原価方式）。

1. 水道料金の適切な水準

1-1. 上下水道事業経営審議会における答申

本市水道事業では、平成8(1996)年4月以降、消費税率改定に伴う転嫁分を除き水道料金の改定を行なってこなかったため、通常の事業運営に要する費用を水道料金収入だけで賄うことが困難となっていました。

こうした課題を踏まえ、令和6(2024)年6月の戸田市上下水道事業経営審議会より適正な料金体系の確立が必要であるとして答申を受け、令和7(2025)年4月に水道料金の改定を実施しました。

この時、適正な料金水準を維持する場合は、61.2%の改定が必要であると判断されましたが、今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を考慮し、段階的な水道料金の引き上げによる激変緩和措置を採用し、33.66%の改定率としました。

一方で、付帯意見として、激変緩和措置を講じた場合における今後の水道事業における適正な水道料金の設定について留意すべき事項について、以下のとおり言及されました。

- 1 次期水道料金の改定
 - ・ 遅くとも令和10(2028)年度を始期とする次期料金改定を実施すること
- 2 資産維持費の計上
 - ・ 次期料金改定に当たっては、適正な比率を計上すること
- 3 浄水場更新事業に係る費用
 - ・ できる限り速やかに事業経営の健全化を図り、当該事業に係る建設改良費の積み立てに取り組むなど、世代間負担の公平性の確保に努めること
- 4 上下水道ビジョン等の策定
 - ・ 適正な収支構造が保てるよう、具体的な事業計画及び中長期的な収支見通しに基づいた適正な水道料金の設定についての検証を行うこと

今後も物価上昇に伴う費用増加、浄水場の大規模更新、管路の更新・耐震化等、事業環境の変化が見込まれることから、この答申に基づいて適正な料金水準を維持するため、引き続き定期的な見直しが必要です。

1-2. 適切な料金水準の検討

水道料金は総括原価方式により設定されますが、通常の事業運営に係る費用に加え、資産維持費を計上する必要があるため、これら費用を賄えるよう設定します。令和7(2025)年4月の改定では、資産維持費を含めた料金体系では改定率が高くなりすぎる(61.2%)ことから、審議会の答申にもある激変緩和措置を検討した結果、資産維持費を含めない料金体系としました。

しかし、今後は浄水場の大規模更新や管路施設の耐震化を控えており、将来これら施設、設備を適切に更新するため、資産維持費について計上をする必要があります。このことは水道法施行規則でも定められています。

「第2章 上下水道事業の現状及び課題」でも確認した通り、将来は物価上昇等による通常の事業運営に係る経費の増加や浄水場の大規模更新が控えている一方で、給水収益は人口が増加しても工場等大口使用者の節水等によりほとんど増加が見込まれません。この結果、将来は赤字に転落し、資金不足となり事業の継続が困難となることが示されました。

そこで、将来安定して事業運営をするための適切な料金水準について検討を行いました。適切な料金水準とは上述の通り、給水収益が総括原価(通常の事業運営に係る経費+資産維持費)を賄える状態で、ここでは給水収益が総括原価に対してどれだけ不足しているかを確認しました。

検討条件は以下の通りとしました。

- ①期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとする。
- ②試算は一定期間(算定期間)ごとに行うとし、令和7(2025)年度からは3年間、以降は5年間ごととする。
- ③資産維持費は対象資産の帳簿価額の3%とする。

②の条件について、試算を一定期間ごとに区切るのは、水道料金を設定するときと同じ考え方を採用するためです。水道料金を設定するときには将来の収入や費用を見積もりますが、これらの金額を見積もる期間(算定期間)を設定する必要があります。算定期間はおおむね3～5年で設定することが一般的です。なお、令和7(2025)年度からの算定期間を3年間としたのは、令和7(2025)年4月に料金改定したときの算定期間を3年間としたためです。

③の条件について、『水道料金算定要領』では資産維持費は対象資産の3%を標準としており、全国の平均的な水道事業体が安定経営を確保できる水準として設定されています。

その結果、令和7(2025)年度の料金改定により、令和7(2025)～令和9(2027)年度の3年間については、給水収益で通常の事業運営に係る経費は賄えていますが、資産維持費分が不足する結果で、給水収益の不足額は1年あたり約2億6,400万円となりました。その後は、物価高騰等による通常の事業運営に係る経費の増加や浄水場の大規模更新による資産維持費の増加により、給水収益で賄うべき総括原価も年々増加しており、給水収益は常に不足した状態となります。

給水収益の不足額は、令和10(2028)～令和14(2032)年度においては約10億円となりますが、その後、不足する額は増加し、令和25(2043)～令和29(2047)年度では約34億円不足すると試

算されました。

なお、令和10(2028)年度以降、通常の事業運営に係る経費が急激に上昇していますが、これは浄水場の大規模更新に起因する減価償却費や支払利息の増加が原因となっています。

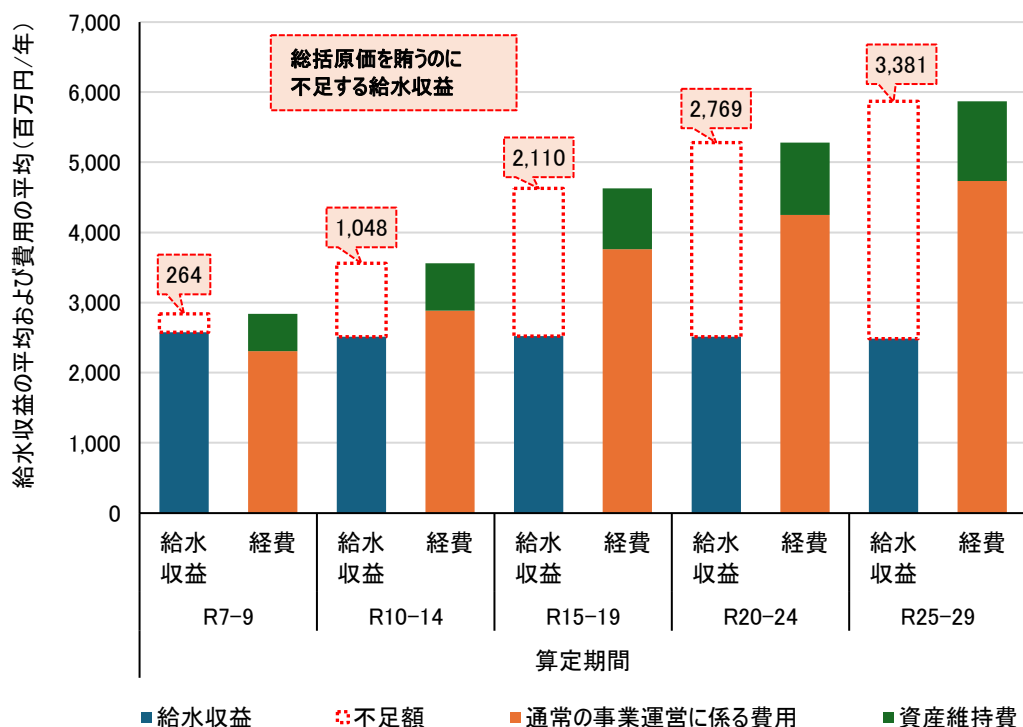


図 5-1 給水収益及び総括原価(水道事業)

現状のままでは、総括原価に対して給水収益が大幅に不足しており、現在の水道料金は適切な水準でないことが示されました。

そこで、料金水準を適切に設定した場合についても検討しました。なお、料金水準は上述で定めた算定期間(令和10(2028)年度から5年ごと)で設定しました。また、自己資金が最少保持額(「第6章 経営目標」参照)を超過する場合は超過した分、企業債の借入額を減額させるようにしました。

この結果、給水収益が上昇することで純損益もプラスとなり自己資金も最少保持額を維持できます。さらに料金回収率は常時 100%を超過しており、安定した事業運営が可能となります。また、適切に資金が確保できることにより、企業債借入額を減らし、将来世代への負担を減少させることができます。企業債残高対給水収益比率は、最大約 320%まで増加し一時的に目標値(300%、「第6章 経営目標」参照)を超過しますが、令和20(2038)年度以降は目標値を下回って推移します。

今後は、さらなる経費節減に努めるとともに、将来にわたり安定した事業運営が行えるよう、定期的(おおむね5年ごと)に適切な料金水準及び料金改定の必要性について検討を行います。

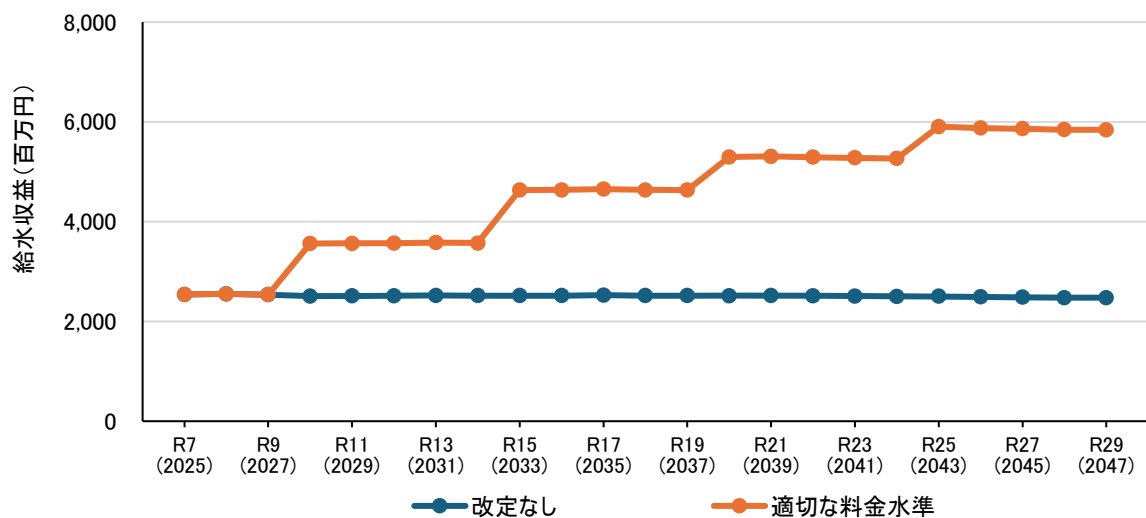


図 5-2 適切な料金水準における給水収益の見通し(水道事業)

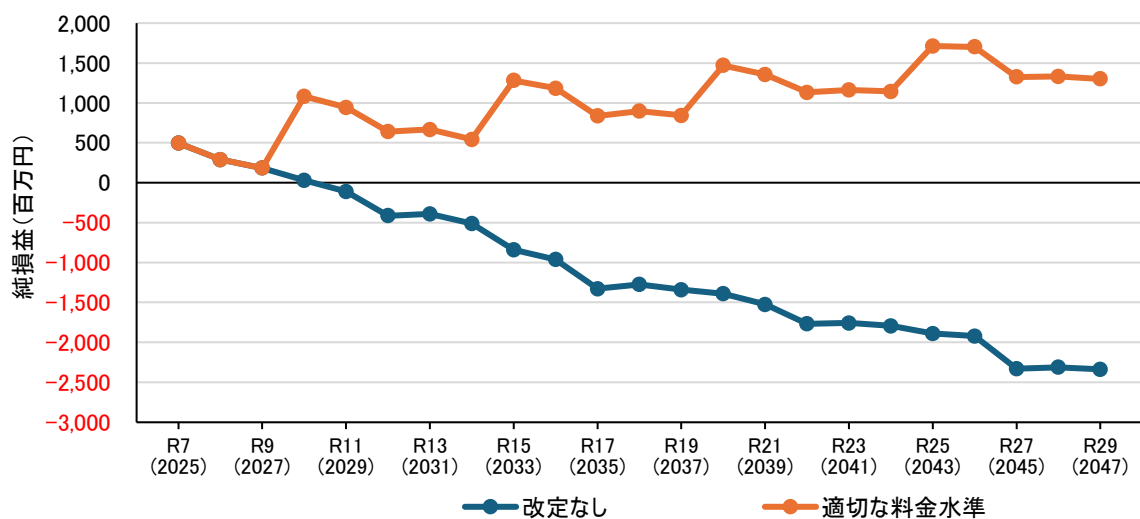


図 5-3 適切な料金水準における純損益の見通し(水道事業)

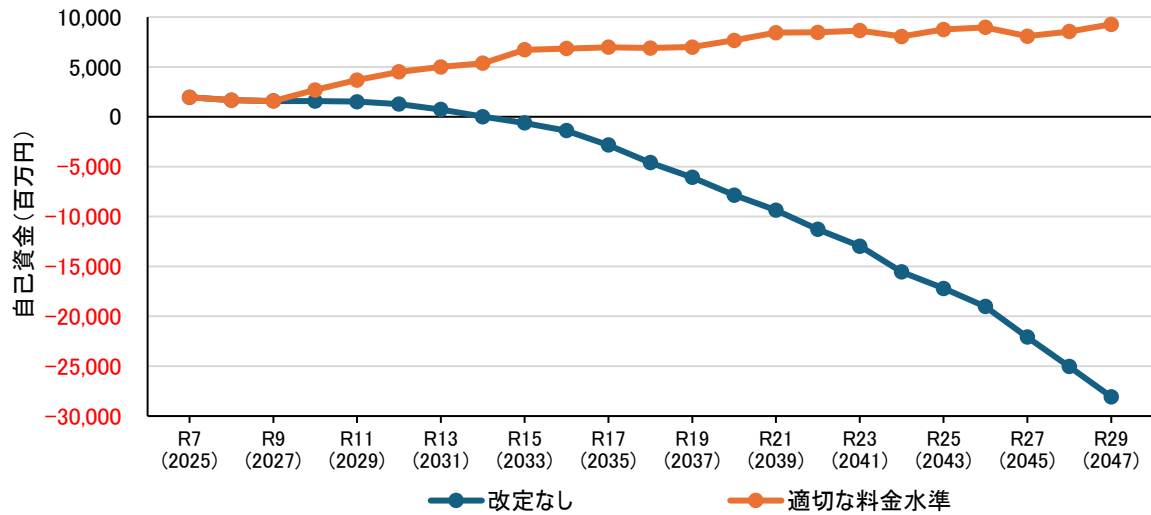


図 5-4 適切な料金水準における自己資金の見通し(水道事業)

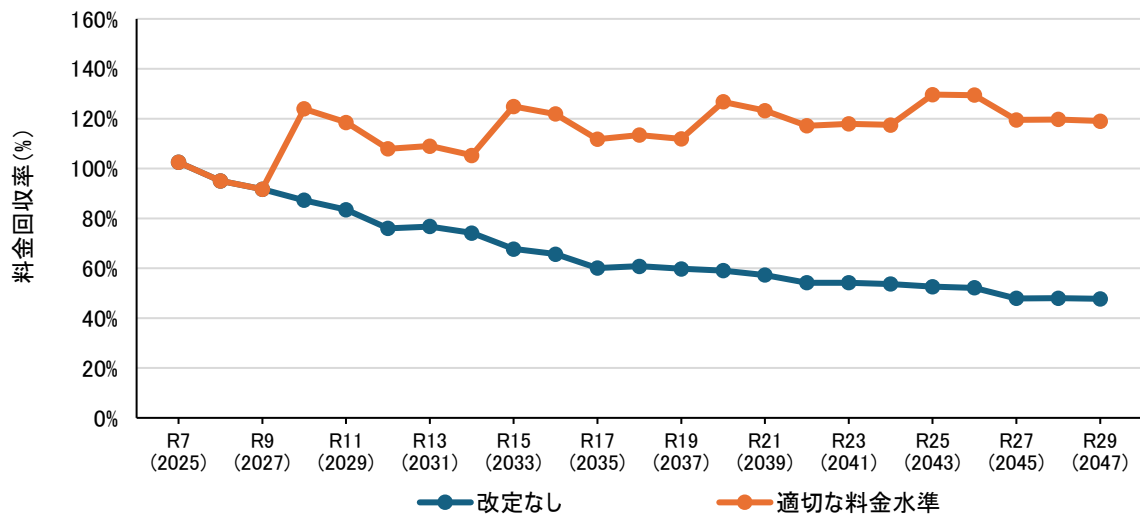


図 5-5 適切な料金水準における料金回収率の見通し(水道事業)

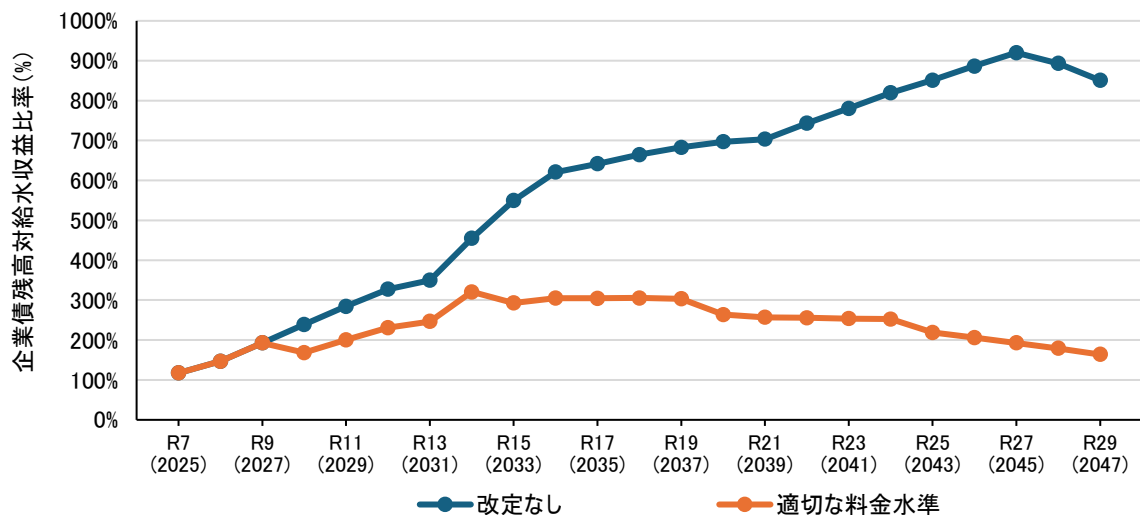


図 5-6 適切な料金水準における企業債残高対給水収益の見通し(水道事業)

2. 下水道使用料の適正化

2-1. 適切な使用料水準の検討

下水道使用料の設定は、水道料金と同じく、総括原価方式で資産維持費を見込む必要があり、算定期間もおおむね3～5年で設定します。

下水道事業でも将来は赤字になると見込まれ、さらに経費回収率が100%を下回ることから、安定して事業運営を継続するためにも適切な使用料水準を維持する必要があります。

そこで、水道事業と同様に、適切な使用料水準として使用料収入が総括原価に対してどれだけ不足しているかを確認しました。また、条件は以下の通りで水道と同じとしました。

- ① 期間は浄水場の大規模更新の影響を確認するため令和29(2047)年度までとした水道事業に合わせることにする。
- ② 試算は一定期間(算定期間)ごとに行うとし、令和7(2025)年度からは3年間、以降は5年間ごととする。
- ③ 資産維持費は対象資産の帳簿価額の3%とする。

その結果、将来このままでは、使用料収入で通常の事業運営に係る経費を賄えないことが示されました。使用料収入の不足額は令和7(2025)～令和9(2027)年度の3年間では1年あたり約1億2,000万円ですが、総括原価は年々増加するため、使用料収入の不足額も増加していき、令和25(2043)～令和29(2047)年度では約11億円不足すると試算されました。

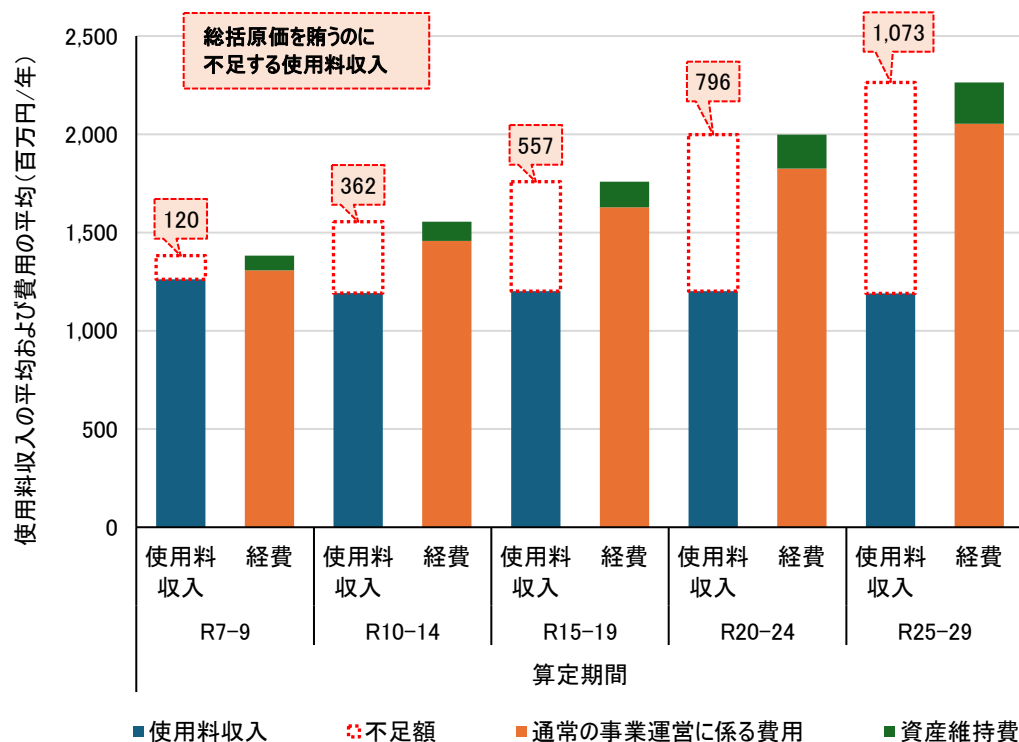


図 5-7 使用料収入及び総括原価(下水道事業)

現状のままでは、総括原価に対して使用料収入が大幅に不足しており、現在の使用料は適切な水準でないことが示されました。

そこで、使用料水準を適切に設定した場合についても検討しました。なお、使用料水準の設定は令和10(2028)年度からとし、上述で定めた算定期間(令和10(2028)年度から5年ごと)で設定しました。また、自己資金が最少保持額(「第6章 経営目標」参照)を超過する場合は超過した分、企業債の借入額を減額させるようにしました。

この結果、使用料収入が上昇することで純損益もプラスとなり自己資金も最少保持額を維持できます。さらに経費回収率は常時 100%を超過しており、安定した事業運営が可能となります。また、適切に資金が確保できることにより、企業債借入額を減らし、将来世代への負担を減少させることができます。令和10(2028)年度以降の企業債残高対事業規模比率は、最大約 354%まで増加しますが、目標値(500%、「第6章 経営目標」参照)を下回って推移します。

今後は、さらなる経費節減に努めるとともに、将来にわたり安定した事業運営が行えるよう、定期的(おおむね5年ごと)に適切な使用料水準及び使用料改定の必要性について検討を行います。

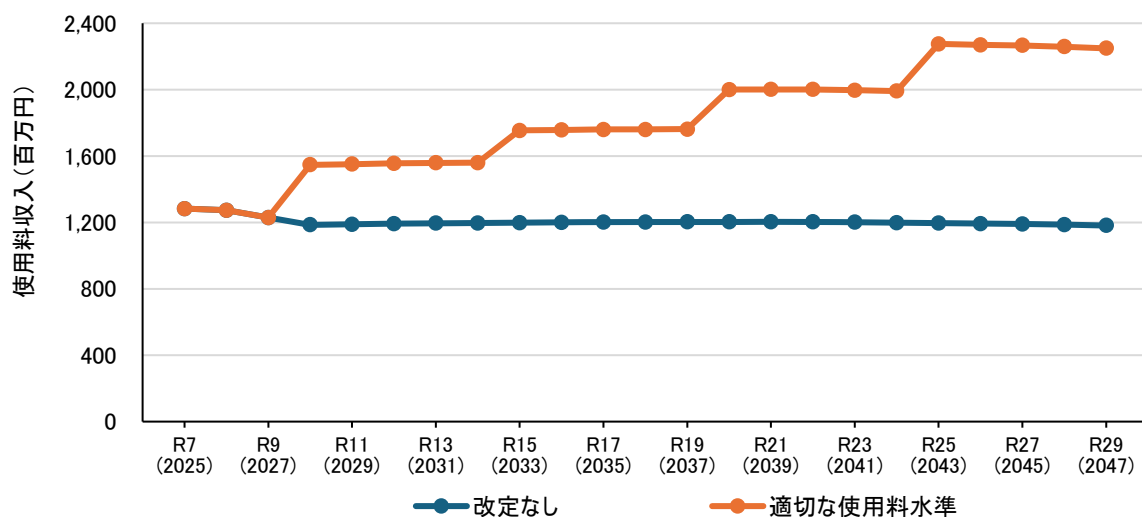


図 5-8 適切な使用料水準における使用料収入の見通し(下水道事業)

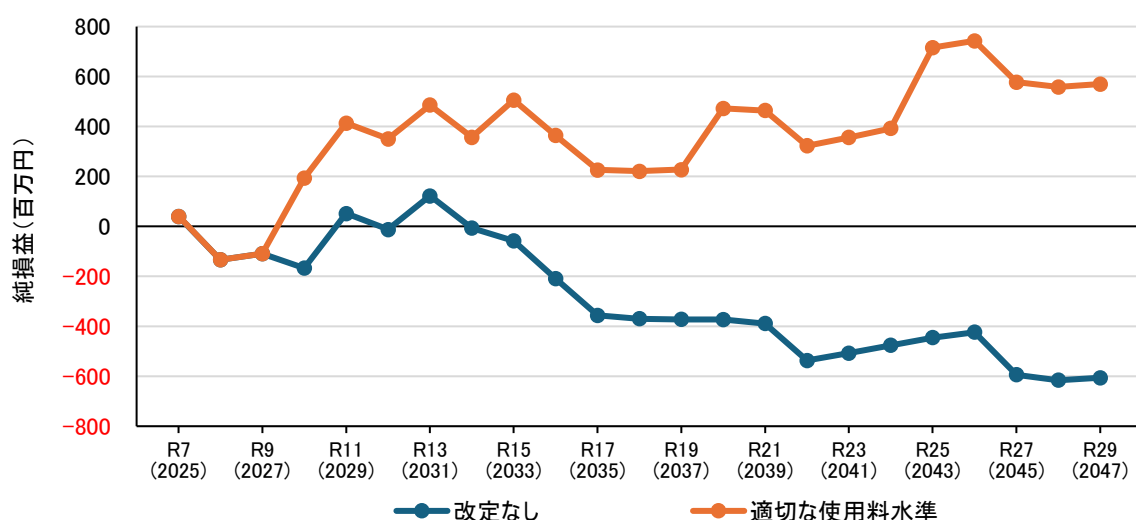


図 5-9 適切な使用料水準における経常損益の見通し(下水道事業)

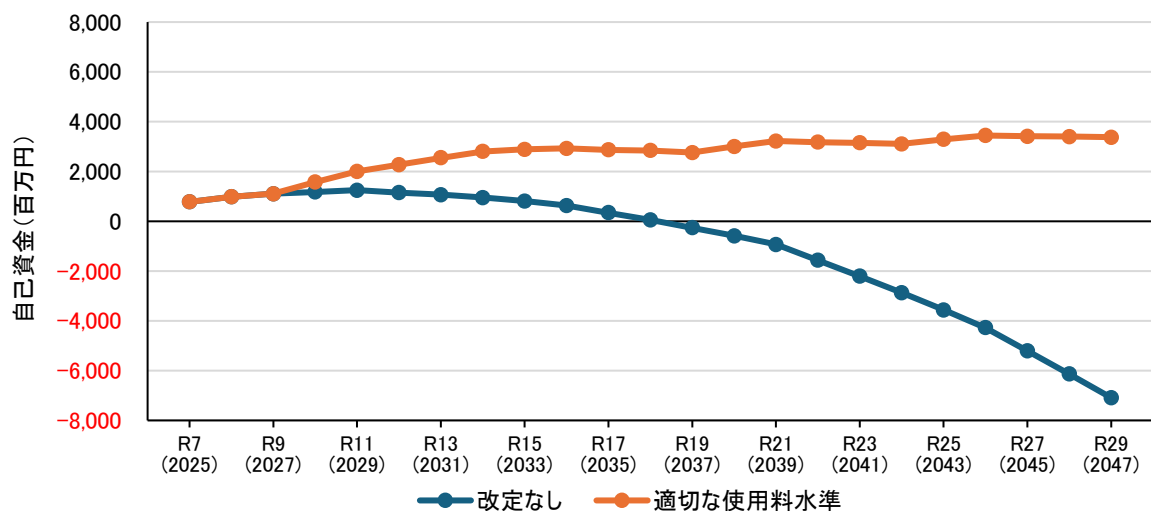


図 5-10 適切な使用料水準における自己資金の見通し(下水道事業)

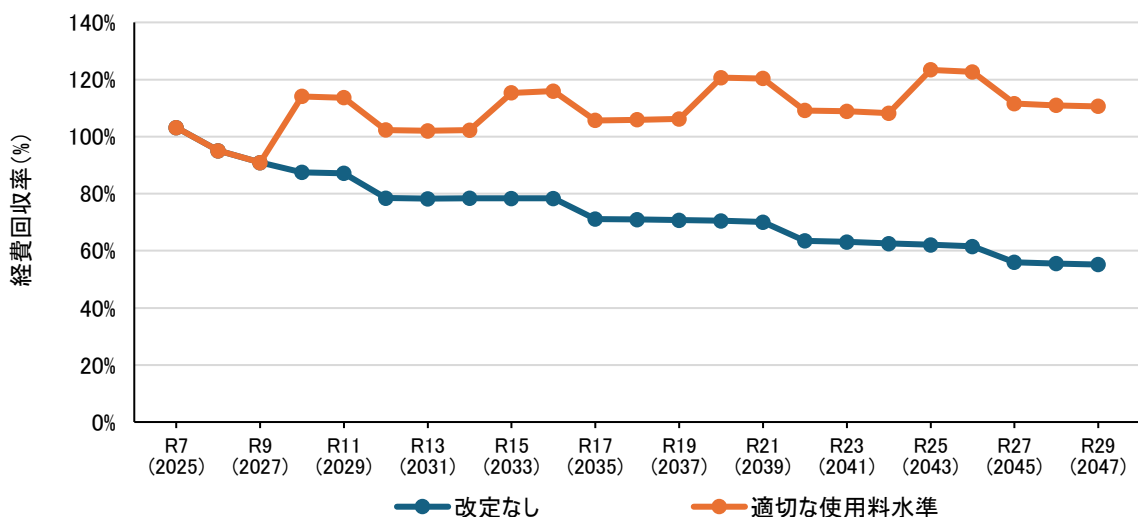


図 5-11 適切な使用料水準における経費回収率の見通し(下水道事業)

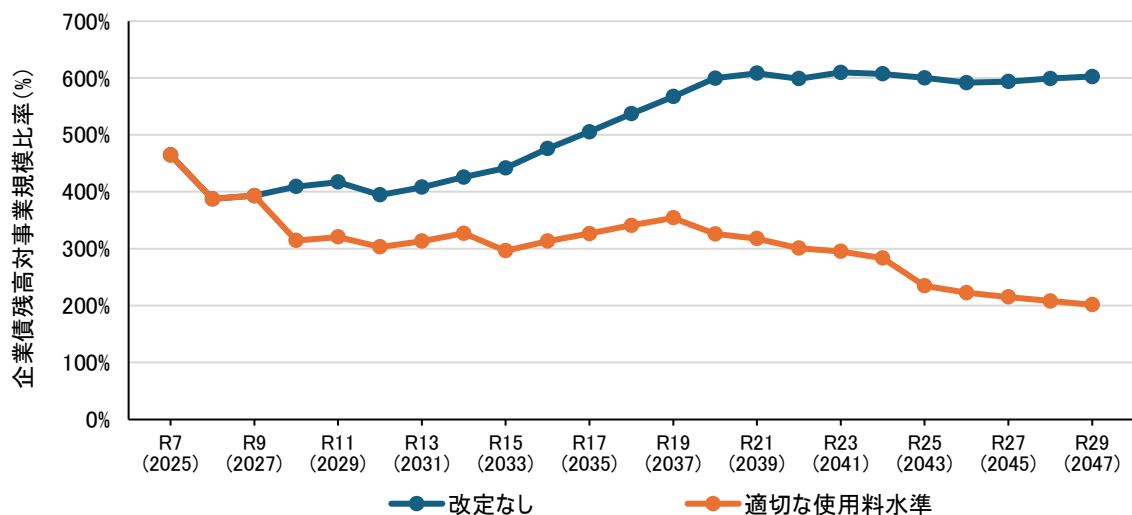


図 5-12 適切な使用料水準における企業債残高対事業規模比率の見通し(下水道事業)

第6章 経営目標

上下水道事業における経営目標は、下表の通りとします。

水道料金または下水道使用料で通常の事業運営に係る経費が賄えているかの指標である料金回収率または経費回収率を 100%以上とし、適切な料金水準、使用料水準を維持することで経営基盤の強化を図ります。

また、自己資金を最少保持額以上とすることで、今後、災害等で一時的に収入が途絶えても事業の継続を可能にし、大規模な建設改良事業における財源を確保できるようにします。

大規模な建設改良事業では企業債の借入額が多くなります。しかし、過度な借入れは将来世代への負担を大きくするため、留意する必要があります。そこで、企業債残高対給水収益比率及び企業債残高対事業規模比率も目標として設定します。ただし、浄水場の大規模更新などにより企業債の借入額が大きくなることから、これら目標値は努力目標とします。

表 6-1 水道事業の経営目標

経営目標	実績値	中間目標	目標
	令和 6 (2024)	令和 12 (2030)	令和 17 (2035)
料金回収率	91.1%	100%以上	100%以上
自己資金	1,801 百万円	最少保持額※以上	
企業債残高 対給水収益比率	158.74%	300%以下	

※ 自己資金の最少保持額：将来にわたり事業を安定的に運営するために保持しておくべき資金残高の額（給水収益1年分＋災害時緊急対応（約8億円）＋資産維持費（有形固定資産の期末帳簿価額×3%））

表 6-2 下水道事業の経営目標

経営目標	実績値	中間目標	目標
	令和 6 (2024)	令和 12 (2030)	令和 17 (2035)
経費回収率	102.7%	100%以上	100%以上
自己資金	823 百万円	最少保持額※以上	
企業債残高 対事業規模比率	411.64%	500%以下	

※ 自己資金の最少保持額：将来にわたり事業を安定的に運営するために保持しておくべき資金残高の額（使用料収入1年分＋災害時緊急対応（約8億円）＋資産維持費（有形固定資産の期末帳簿価額×3%））

今後は、支出のさらなる効率化に努め、適切な収入を確保するための料金水準、使用料水準を検討し、料金回収率、経費回収率を 100%以上に保持するとともに、使用者への負担を考慮しながら収入の確保に取り組み、将来世代への負担を見据えつつ、使用者の理解を得ながら、安定して持続できる経営基盤の確立を目指します。

第7章 投資・財政計画

1. 水道事業の投資・財政計画

以下、水道事業における投資・財政計画を示します。

収益的収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,301,390	2,959,332	2,959,540	2,934,989	3,950,311	3,945,608
	(1) 料 金 収 入		1,987,120	2,539,690	2,550,248	2,535,731	3,560,363	3,564,309
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
	(3) そ の 他		314,269	419,642	409,292	399,258	389,948	381,299
	2. 営 業 外 収 益		109,230	100,889	98,941	96,695	86,840	87,003
	(1) 補 助 金		0	0	0	0	0	0
	他 会 計 補 助 金		0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金							
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		96,629	88,286	86,567	84,321	83,584	83,747
	(3) そ の 他		12,601	12,603	12,374	12,374	3,256	3,256
	収 入 計 (C)		2,410,620	3,060,221	3,058,481	3,031,684	4,037,151	4,032,611
	1. 営 業 費 用		2,235,413	2,430,824	2,710,641	2,764,931	2,848,564	2,955,413
	(1) 職 員 給 与 費		145,794	175,127	178,077	180,021	181,984	183,787
	基 本 給 退 職 給 付 費		65,868	75,730	77,018	77,865	78,721	79,508
	そ の 他		79,926	99,397	101,059	102,156	103,263	104,279
	(2) 経 費		1,403,371	1,543,717	1,761,610	1,750,704	1,755,592	1,793,877
	動 力 費		63,104	87,749	88,775	89,447	89,541	90,193
	修 繕 費		29,838	36,346	26,107	26,341	26,578	26,818
	材 料 費		0	754	754	754	754	754
	そ の 他		1,310,430	1,418,868	1,645,975	1,634,162	1,638,719	1,676,111
	(3) 減 価 償 却 費		686,248	711,980	770,954	834,206	910,988	977,749
収 益 的 支 出	2. 営 業 外 費 用		41,934	123,367	57,871	83,048	106,816	134,919
	(1) 支 払 利 息		41,824	36,688	56,590	81,767	105,535	133,638
	(2) そ の 他		110	86,679	1,281	1,281	1,281	1,281
	支 出 計 (D)		2,277,347	2,554,191	2,768,512	2,847,979	2,955,380	3,090,332
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		133,273	506,030	289,968	183,705	1,081,771	942,279
	特 別 利 益 (F)		1,085	72	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)		162	10,543	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		922	△ 10,471	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		134,195	495,559	289,968	183,705	1,081,771	942,279
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 金	流 動 資 産 (J)		2,572,350	2,979,575	2,700,232	2,616,581	3,733,440	4,737,092
	う ち 未 収 金		390,730	502,435	502,470	498,302	670,683	669,885
	流 動 負 債 (K)		982,144	1,186,803	1,178,462	1,131,761	1,113,768	1,102,257
	う ち 建 設 改 良 費 分		358,273	327,280	309,133	256,003	237,112	219,362
流 動 資 金	う ち 一 時 借 入 金							
	う ち 未 払 金		603,378	839,030	848,836	855,265	856,163	862,402
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
地 方 財 政 法 に よ る 地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,301,390	2,959,332	2,959,540	2,934,989	3,950,311	3,945,608
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

(単位:千円, %)

区 分		年 度	2030 令和12年度	2031 令和13年度	2032 令和14年度	2033 令和15年度	2034 令和16年度	2035 令和17年度
収 入 の 収 入 支 出 経	収 入 の 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	3,941,816	3,945,602	3,930,215	4,985,492	4,981,968	4,992,089
		(1) 料 金 収 入	3,568,526	3,579,715	3,571,162	4,632,758	4,635,049	4,650,511
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
		(3) そ の 他	373,290	365,887	359,053	352,734	346,919	341,578
		2. 営 業 外 収 益	87,094	87,381	88,112	87,796	87,212	87,742
		(1) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
		他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
		そ の 他 補 助 金						
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	83,838	84,125	84,856	84,540	83,956	84,486
		(3) そ の 他	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256
		収 入 計 (C)	4,028,910	4,032,983	4,018,327	5,073,288	5,069,180	5,079,831
	支 出 の 支 出	1. 営 業 費 用	3,225,509	3,188,179	3,238,520	3,506,878	3,584,829	3,937,302
		(1) 職 員 給 与 費	185,609	187,452	189,309	191,001	192,708	194,428
		基 本 給	80,303	81,106	81,917	82,655	83,399	84,150
		退 職 給 付 費						
		そ の 他	105,306	106,346	107,392	108,346	109,309	110,278
		(2) 経 費	2,004,419	1,931,487	1,933,184	2,072,757	2,038,121	2,306,551
		動 力 費	90,844	91,780	92,165	92,836	93,511	94,469
		修 繕 費	27,059	27,302	27,548	63,796	28,047	28,298
		材 料 費	754	754	754	754	754	754
		そ の 他	1,885,762	1,811,650	1,812,717	1,915,371	1,915,809	2,183,030
		(3) 減 価 償 却 費	1,035,481	1,069,240	1,116,027	1,243,120	1,354,000	1,436,323
	支 出	2. 営 業 外 費 用	163,247	178,671	236,959	285,171	300,043	305,151
		(1) 支 払 利 息	161,966	177,390	235,678	283,890	298,762	303,870
		(2) そ の 他	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281
		支 出 計 (D)	3,388,756	3,366,850	3,475,479	3,792,049	3,884,872	4,242,453
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		640,154	666,133	542,848	1,281,239	1,184,307	837,378
	特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)		0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		640,154	666,133	542,848	1,281,239	1,184,307	837,378
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
	流 動 資 産	流 動 資 産 (J)	5,557,524	6,057,751	6,433,173	7,786,795	7,922,531	8,061,633
		う ち 未 収 金	669,241	669,884	667,272	846,436	845,838	847,556
		流 動 負 債 (K)	1,085,242	1,134,658	1,191,461	1,276,451	1,367,054	1,432,296
		う ち 建 設 改 良 費 分	196,124	236,588	289,709	368,288	452,435	508,516
		う ち 一 時 借 入 金						
	流 動 資 産	う ち 未 払 金	868,625	877,577	881,259	887,670	894,126	903,287
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
	営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		3,941,816	3,945,602	3,930,215	4,985,492	4,981,968	4,992,089
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 健 事 業 の 規 模 (P)							
	健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

資本的収支

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 決 見 込 込 込 〕	2026 令和 8年度	2027 令和 9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
区 分							
資本的収支	1. 企 業 債	22,200	181,700	1,090,400	1,461,000	1,352,000	1,392,700
	うち 資本 費 平 準 化 債						
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金	27,023	28,173	24,696	24,696	24,696	24,696
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金						
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	82	96	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	46,221	80,112	80,112	80,112	80,112	80,112
	9. そ の 他						
	計 (A)	95,526	290,082	1,195,208	1,565,808	1,456,808	1,497,508
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	95,526	290,082	1,195,208	1,565,808	1,456,808	1,497,508
	資本的支出						
	1. 建 設 改 良 費	813,739	965,871	2,308,657	2,509,803	2,318,362	2,312,974
	うち 職 員 給 与 費	55,398	63,421	64,487	65,189	65,898	66,551
	2. 企 業 債 償 還 金	354,826	358,273	327,280	309,133	256,003	237,112
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他	0	10,000				
	計 (D)	1,168,564	1,334,143	2,635,937	2,818,936	2,574,365	2,550,086
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)=(D)-(C)		1,073,038	1,044,062	1,440,729	1,253,128	1,117,557	1,052,578
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	627,630	651,631	736,444	789,257	869,728	914,936
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	445,408	392,431	704,285	463,871	247,829	137,642
	計 (F)	1,073,038	1,044,062	1,440,729	1,253,128	1,117,557	1,052,578
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		3,154,347	2,977,774	3,740,894	4,892,761	5,988,758	7,144,346

○他会計繰入金

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 決 見 込 込 込 〕	本年度 2026 令和 8年度	2027 令和 9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
区 分							
収益的収支分		9,695	15,796	15,796	15,796	15,796	15,796
	うち 基 準 内 繰 入 金	9,695	15,796	15,796	15,796	15,796	15,796
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		27,023	28,173	24,696	24,696	24,696	24,696
	うち 基 準 内 繰 入 金	27,023	28,173	24,696	24,696	24,696	24,696
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0
合 計		36,718	43,969	40,492	40,492	40,492	40,492

(単位:千円)

年 度		2030	2031	2032	2033	2034	2035
区 分		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	1. 企業債	1,306,700	786,900	2,857,200	2,412,000	931,300	489,400
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金	24,696	24,696	24,696	24,696	24,696	24,696
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金						
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	80,112	80,112	80,112	80,112	80,112	80,112
	9. その他						
	計 (A)	1,411,508	891,708	2,962,008	2,516,808	1,036,108	594,208
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	1,411,508	891,708	2,962,008	2,516,808	1,036,108	594,208
	資本的支出						
	1. 建設改良費	2,150,182	2,019,402	4,132,136	3,883,251	3,425,596	2,518,074
資本的支出	うち職員給与費	67,209	67,875	68,547	69,156	69,773	70,394
	2. 企業債償還金	219,362	196,124	236,588	289,709	368,288	452,435
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	計 (D)	2,369,544	2,215,526	4,368,724	4,172,960	3,793,884	2,970,509
	(E)	958,036	1,323,817	1,406,716	1,656,152	2,757,775	2,376,300
	1. 損益勘定留保資金	954,238	985,115	1,035,324	1,264,189	1,375,653	1,457,446
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金						
補填財源	4. その他	3,798	338,702	371,392	391,963	1,382,122	918,854
	計 (F)	958,036	1,323,817	1,406,716	1,656,152	2,757,775	2,376,300
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)		8,231,684	8,822,460	11,443,072	13,565,363	14,128,375	14,165,340

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		2030	2031	2032	2033	2034	2035
区 分		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分		15,796	15,796	15,796	15,796	15,796	15,796
	うち基準内繰入金	15,796	15,796	15,796	15,796	15,796	15,796
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		24,696	24,696	24,696	24,696	24,696	24,696
	うち基準内繰入金	24,696	24,696	24,696	24,696	24,696	24,696
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計		40,492	40,492	40,492	40,492	40,492	40,492

2. 下水道事業の投資・財政計画

以下、下水道事業における投資・財政計画を示します。

収益的収支

(単位：千円、%)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見 込〕	2026 令和 8年度	2027 令和 9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	1,882,050	2,101,386	2,105,922	2,144,281	2,461,464	2,715,456
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	1,271,658	1,283,293	1,273,000	1,229,000	1,546,972	1,550,885
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)	596,981	806,918	823,618	905,882	904,998	1,154,988
		(4) そ の 他	13,411	11,175	9,304	9,399	9,495	9,584
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金	455,667	466,159	534,815	511,144	513,590	499,540
		他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	454,828	465,661	533,903	510,232	512,677	498,627
	(3) そ の 他	収 入 計 (C)	839	498	912	912	912	912
		1. 営 業 費 用	2,337,717	2,567,545	2,640,737	2,655,425	2,975,054	3,214,996
		(1) 職 員 給 与 費	2,144,349	2,310,652	2,530,821	2,504,579	2,510,410	2,496,871
		基 本 給 与 費	70,532	77,740	79,079	79,944	80,816	81,621
	(2) 経 費	退 職 給 付 費	27,581	29,229	29,726	30,053	30,383	30,688
		そ の 他	42,951	48,511	49,353	49,891	50,433	50,933
		動 力 費	984,260	1,114,416	1,135,283	1,142,876	1,136,268	1,138,669
		修 繕 費	31,079	40,003	40,550	40,642	40,983	41,664
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費	18,619	25,357	25,713	25,942	26,177	26,412
		そ の 他	934,562	1,049,056	1,069,021	1,076,292	1,069,107	1,070,593
		2. 営 業 外 費 用	1,089,558	1,118,496	1,316,459	1,281,759	1,293,327	1,276,582
		(1) 支 払 利 息	140,629	216,423	243,358	259,435	270,793	304,689
	(2) そ の 他	支 出 計 (D)	123,078	191,678	220,333	235,777	250,510	267,094
		17,551	24,745	23,025	23,658	20,283	37,595	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	2,284,979	2,527,075	2,774,179	2,764,014	2,781,203	2,801,561
		特 別 利 益 (F)	52,739	40,470	△ 133,442	△ 108,589	193,851	413,435
	特 別 損 失 (G)	89	0	0	0	0	0	0
		81	500	0	0	0	0	0
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	8	△ 500	0	0	0	0
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	52,747	39,970	△ 133,442	△ 108,589	193,851	413,435
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	流 動 資 産 (J)						
		2,849,234	4,348,031	4,602,461	4,736,705	5,190,336	5,628,667	
		う ち 未 収 金	324,523	290,464	291,091	296,393	340,236	375,344
		流 動 負 債 (K)	1,453,821	2,949,458	3,027,289	3,087,152	3,118,143	3,206,623
	う ち 建 設 改 良 費 分	501,277	451,476	482,732	525,649	571,389	654,509	
		う ち 一 時 借 入 金						
		う ち 未 払 金	941,933	2,487,371	2,533,946	2,550,892	2,536,143	2,541,503
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)							
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,882,050	2,101,386	2,105,922	2,144,281	2,461,464	2,715,456
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)						
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)						
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 事 業 の 規 模 (P)						
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)						

(単位：千円、%)

年 度			2030 令和12年度	2031 令和13年度	2032 令和14年度	2033 令和15年度	2034 令和16年度	2035 令和17年度		
区 分										
収 入 的 収 益	収 入 的 収 益	1. 営 業 収 益 (A)	2,878,182	3,027,472	2,905,475	3,058,480	2,923,901	3,005,531		
		(1) 料 金 収 入	1,556,102	1,558,711	1,560,015	1,753,829	1,756,757	1,759,685		
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	1,312,407	1,458,997	1,335,605	1,294,713	1,157,123	1,235,741		
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)								
		(4) そ の 他	9,673	9,764	9,855	9,938	10,021	10,106		
		2. 営 業 外 収 益	489,132	479,927	463,208	456,336	451,494	452,148		
		(1) 補 助 金	0	0	0	0	0	0		
		他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0		
		そ の 他 補 助 金								
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	488,219	479,014	462,296	455,424	450,581	451,236		
		(3) そ の 他	912	912	912	912	912	912		
		収 入 計 (C)	3,367,314	3,507,399	3,368,684	3,514,816	3,375,394	3,457,679		
		収 入 的 支 出	収 入 的 支 出	1. 営 業 費 用	2,688,812	2,668,534	2,656,785	2,655,126	2,649,277	2,843,767
				(1) 職 員 給 与 費	82,431	83,250	84,076	84,827	85,588	86,353
基 本 給 与 費	30,994			31,304	31,617	31,901	32,189	32,479		
退 職 給 付 費										
そ の 他	51,437			51,946	52,459	52,926	53,399	53,874		
(2) 経 費	1,322,655			1,298,828	1,300,360	1,302,315	1,303,848	1,496,633		
動 力 費	42,037			42,414	42,788	43,175	43,561	43,958		
修 繕 費	26,651			26,891	27,132	27,376	27,623	27,871		
材 料 費										
そ の 他	1,253,967			1,229,523	1,230,440	1,231,764	1,232,663	1,424,803		
(3) 減 価 償 却 費	1,283,727			1,286,457	1,272,349	1,267,984	1,259,842	1,260,782		
2. 営 業 外 費 用	327,451			353,041	354,538	353,477	361,879	387,496		
(1) 支 払 利 息	283,492			300,035	313,203	316,929	339,946	362,084		
(2) そ の 他	43,959			53,006	41,335	36,548	21,933	25,412		
支 出 計 (D)	3,016,264	3,021,576	3,011,323	3,008,603	3,011,156	3,231,263				
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			351,051	485,823	357,360	506,213	364,238	226,416		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			351,051	485,823	357,360	506,213	364,238	226,416		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)										
流 動 資 産	流 動 資 産	資 産 (J)	6,309,081	6,531,343	6,786,886	6,874,339	6,920,263	7,294,163		
		う ち 未 収 金	397,836	418,472	401,609	422,758	404,156	415,439		
		負 債 (K)	3,659,964	3,629,393	3,656,493	3,685,124	3,708,843	4,156,356		
		う ち 建 設 改 良 費 分	697,194	719,805	743,486	767,753	788,051	805,269		
流 動 負 債	流 動 負 債	う ち 一 時 借 入 金								
		う ち 未 払 金	2,952,159	2,898,977	2,902,396	2,906,760	2,910,181	3,340,476		
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)								
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			2,878,182	3,027,472	2,905,475	3,058,480	2,923,901	3,005,531		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 (L) / (M) × 100										
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)										
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)										
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)										
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)										

資本的収支

(単位：千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	2026 令和 8年度	2027 令和 9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
区 分							
資本的 収支	1. 企 業 債	2,628,100	1,424,550	868,134	934,408	917,383	1,020,386
	うち 資本費平準化債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	2,507,500	1,060,400	670,633	735,461	753,777	694,307
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	15,515	18,178	18,178	18,178	18,178	18,178
	9. その他						
	計 (A)	5,151,115	2,503,128	1,556,944	1,688,046	1,689,337	1,732,870
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	5,151,115	2,503,128	1,556,944	1,688,046	1,689,337	1,732,870
	1. 建設改良費	5,367,366	3,016,639	1,708,101	1,827,669	1,786,232	2,019,199
	うち 職員給与費	35,265	42,351	43,060	43,526	43,998	44,432
資本的 支出	2. 企業債償還金	480,564	501,279	451,476	482,732	525,649	571,389
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
	5. その他	0	10,000	0	0	0	0
	計 (D)	5,847,930	3,527,918	2,159,577	2,310,401	2,311,881	2,590,588
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		696,815	1,024,790	602,633	622,355	622,544	857,718
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	1,049,036	739,854	441,259	545,640	506,121	758,419
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	61,984	284,936	161,374	76,715	116,424	99,299
計 (F)		1,111,020	1,024,790	602,633	622,355	622,544	857,718
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 414,205	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		13,205,670	13,277,569	14,200,842	14,617,500	15,069,175	15,460,908

○他会計繰入金

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2026 令和 8年度	2027 令和 9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
区 分							
収益的収支分		610,057	817,450	832,279	914,638	913,850	1,163,929
うち 基準内繰入金		610,057	817,450	832,279	914,638	913,850	1,163,929
うち 基準外繰入金		0	0	0	0	0	0
資本的収支分		0	0	0	0	0	0
うち 基準内繰入金		0	0	0	0	0	0
うち 基準外繰入金		0	0	0	0	0	0
合 計		610,057	817,450	832,279	914,638	913,850	1,163,929

(単位：千円)

年 度		2030 令和12年度	2031 令和13年度	2032 令和14年度	2033 令和15年度	2034 令和16年度	2035 令和17年度
区 分							
資本的収入 資本的支出	1. 企業債	1,022,184	1,111,082	1,002,824	626,016	1,453,462	1,436,903
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	667,019	648,618	649,248	671,706	1,632,448	1,614,160
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	18,178	18,178	18,178	18,178	18,178	18,178
	9. その他						
	計 (A)	1,707,380	1,777,877	1,670,249	1,315,900	3,104,087	3,069,241
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	1,707,380	1,777,877	1,670,249	1,315,900	3,104,087	3,069,241
	1. 建設改良費	2,026,545	2,221,686	1,984,904	1,931,752	3,555,185	3,520,576
	うち職員給与費	44,868	45,312	45,758	46,164	46,573	46,986
資本的支出	2. 企業債償還金	654,509	697,194	719,805	743,486	767,753	788,051
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
	5. その他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	2,681,054	2,918,880	2,704,709	2,675,238	4,322,938	4,308,627
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		973,674	1,141,003	1,034,460	1,359,339	1,218,851	1,239,387
補填財源	1. 損益勘定留保資金	876,800	1,017,822	915,289	1,235,685	1,130,997	1,092,357
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	96,874	123,181	119,171	123,654	87,854	147,030
計 (F)		973,674	1,141,003	1,034,460	1,359,339	1,218,851	1,239,387
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		15,909,905	16,277,580	16,691,467	16,974,485	16,857,015	17,542,723

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		2030 令和12年度	2031 令和13年度	2032 令和14年度	2033 令和15年度	2034 令和16年度	2035 令和17年度
区 分							
収益的収支分		1,321,437	1,468,118	1,344,817	1,304,008	1,166,501	1,245,204
	うち基準内繰入金	1,321,437	1,468,118	1,344,817	1,304,008	1,166,501	1,245,204
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計		1,321,437	1,468,118	1,344,817	1,304,008	1,166,501	1,245,204

第8章 経営戦略の検証・評価

1. 進捗管理及び見直しの方法

本経営戦略については、PDCA サイクルに基づき、計画の策定・改定(Plan)、事業の実行(Do)、達成度の評価(Check)、改善(Action)を行い、フォローアップしていきます。このうち達成度の評価及び改善については、下記に示すように、モニタリング及びローリング(見直し)により実施します。

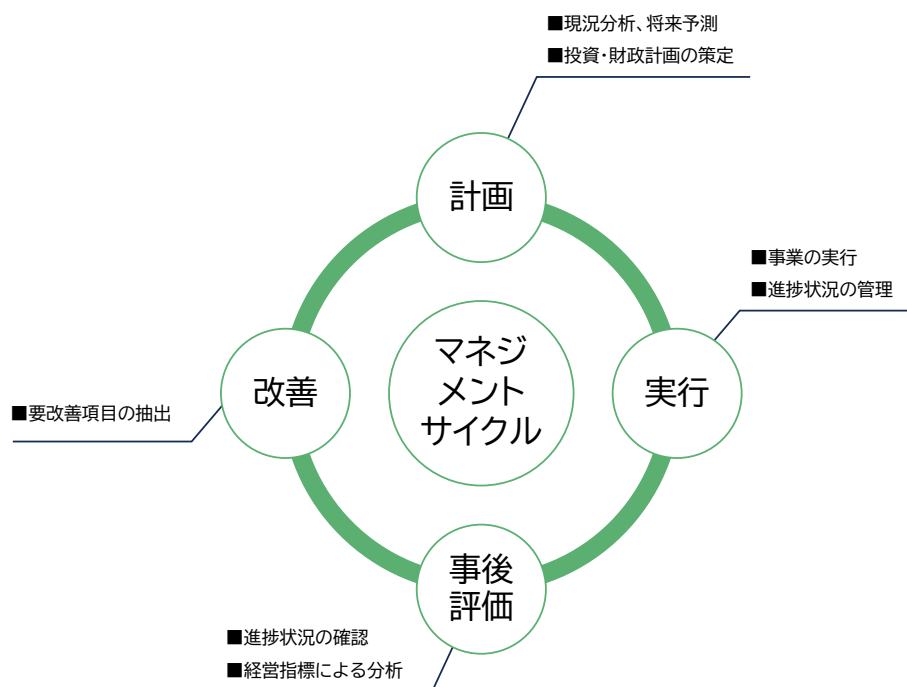


図 8-1 PDCA サイクル

2. モニタリング

投資計画の進捗確認と財政状況(損益、資金残高、企業債残高)の確認を毎年度実施します。モニタリングにおいて計画との大きな乖離が認められた場合には、次に示す計画見直し(ローリング)を待たずに、計画の全体的な見直しや再検討を実施します。

3. ローリング(見直し)

本経営戦略は3～5年を目途に、実績評価を踏まえた計画のローリング(見直し)等を行うことを予定しています。次回の見直しは、計画期間の中間にあたる令和12(2030)年度に行うものとします。ただし、事業の進捗や環境の変化により著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直すこととします。

見直しにあたっては、モニタリング結果を踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討します。

戸田市上下水道事業経営戦略

発行年月／令和8（2026）年3月

発行・編集／戸田市水安全部

〒335-0026

埼玉県戸田市新曽南3丁目1番5号 新曽南庁舎4階

TEL：048-229-4606

FAX：048-444-1609



シズクちゃん

ほたりん



戸田市上下水道事業経営戦略

〒335-0026 埼玉県戸田市新曽南3丁目1番5号 新曽南庁舎 4階
TEL. 048-229-4606 FAX. 048-444-1609

発行年月／令和8(2026)年3月
発行・編集／戸田市水安全部